

知立市地域防災計画

— 資 料 編 —
(令和8年3月修正)

知立市防災会議

目次

第1編 現況資料	1
1. 地形・地質	2
2. 気象概況	7
3. 気象に関する予報警報等の発表基準	8
4. 災害危険箇所	9
5. 災害履歴	11
6. 消防施設、設備	12
7. 市主要災害通信施設	13
8. 水防用資機材	18
9. 救出用資機材	19
10. 応急給水用資機材	19
11. 防災用資機材備蓄品	21
12. 指定避難施設・緊急輸送道路	37
13. 防疫用資機材	41
14. 下水道施設	41
15. 知立市危険物安全協会	43
16. 市内病院・医院・薬局	45
17. 知立市医療救護班編成表	50
18. 知立災害時協力建設事業者一覧表	51
19. 知立市給水装置工事指定工事店	52
20. 知立市排水設備工事指定工事店	53
21. 浸水想定区域内にある要配慮者施設	54
第2編 条例・規則等	55
1. 知立市防災会議条例	0
2. 知立市災害対策本部条例	2
3. 知立市地震災害警戒本部条例	3
4. 知立市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等に関する条例	4
5. 知立市災害弔慰金等支給条例	5
6. 知立市災害弔慰金等支給規則	9
7. 知立市被災者生活再建支援金支給要綱	13
第3編 応援協定等	15
1. し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書	75
2. 水道災害相互応援に関する覚書	77
3. 愛知県内広域消防相互応援協定書	80
4. 西三河地区消防相互応援協定書	82
5. 愛知県防災行政無線局に関する協定書	84
6. 自主防災組織訓練指導に関する協定書	85
7. 衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定	86
8. 災害対策本部等設置時における職員の派遣に関する協定書	88
9. 災害時の放送に関する協定（株式会社キャッチネットワーク、株式会社エフエムキャッチ）	89
10. 災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定	90
11. 知立市、伊那市災害時相互応援協定書	92
12. 水害時における緊急時協力避難施設の使用に関する覚書（ジェイテクト株式会社）	94
13. 知立市井戸水提供に関する協定	95
14. 災害時医療救護に関する協定書（刈谷医師会知立支部）	96
15. 災害時歯科医療救護に関する協定書（知立市歯科医師会）	98
16. 災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書（知立市薬剤師会）	100
17. 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（知立市水道協同組合）	102
18. 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（水道業者）	103
19. 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（建設事業者）	105

20. 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（知立緑化組合）	107
21. 災害時における物資運搬車両の供給協力に関する協定（愛知県トラック協会西三支部安城部会）	108
22. 災害時におけるL P ガスの供給協力に関する協定書（愛知県L P ガス協会知立地区会）	109
23. 災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（あいち中央農業協同組合）	110
24. 災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（ユニー株式会社アピタ知立店）	111
25. 災害時における協力に関する協定書（社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）	112
26. 知立市災害ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書（知立市社会福祉協議会）	114
27. 水害等における緊急時避難先施設の使用に関する覚書（フタバ産業株式会社知立工場）	116
28. 水害等における緊急時避難先施設の使用に関する覚書（株式会社近藤組）	118
29. 災害時における車両燃料等の供給協力に関する協定書（知立地区石油業者会）	120
30. 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書（社団法人全国霊柩自動車協会）	122
31. 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局）	124
32. 災害時における緊急避難場所の使用に関する覚書（富士プロパン瓦斯株式会社）	125
33. 知立市、鯖江市災害時相互応援協定書	127
34. 知立市、魚津市災害時相互応援協定書	129
35. 災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協定書（愛知県食品衛生協会安生支部）	131
36. 災害時における緊急避難場所の使用に関する覚書（ミヤマ精工株式会社）	133
37. 災害時における緊急避難場所の使用に関する覚書（医療法人光慈会）	135
38. 西三河災害時相互応援協定	137
39. 下呂市、知立市災害時相互応援協定	139
40. 能美市、知立市災害時相互応援協定	141
41. 知立市、栗東市災害時相互応援協定	143
42. 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	145
43. 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書（株式会社 藤田屋）	151
44. 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）	152
45. 地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書（公益社団法人愛知建築士会）	154
46. 地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書（公益社団法人愛知県建築士事務所協会）	156
47. 大規模災害時における宿泊施設等の確保に関する協定書（アイリスイン知立）	158
48. 大規模災害時における宿泊施設等の確保に関する協定書（ホテルマネージメントインターナショナル株式会社）	159
49. 大規模災害時における宿泊施設等の確保に関する協定書（ルートインジャパン株式会社）	160
50. 大規模災害時における宿泊施設等の確保に関する協定書（ビジネス旅館双葉）	164
51. 災害に関わる情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	165
52. 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（特定非営利活動法人かとりあ福祉ネット）	167
53. 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人けやきの会）	169
54. 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（医療法人光慈会）	171
55. 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人知立福祉会）	173
56. 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人富士会）	175
57. 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（オレンジ生活サービス株式会社）	177
58. 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（株式会社ONZ i i i A c t）	179

59. 緊急連絡管の使用に関する変更協定書（刈谷市）	181
60. 緊急連絡管に関する協定書（安城市）	183
61. 緊急連絡管に関する協定書（豊田市）	184
62. 災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（生活協同組合コープあいち）	185
63. 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書（愛知県行政書士会 碧海支部）	186
64. 災害時における消火活動支援及び生活用水確保等に関する協定書（西三河生コンクリート協同組合）	187
65. 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会）	189
66. 災害発生時における協力に関する協定（日本郵便株式会社）	191
67. 災害時における応急対策用資機材の貸借に関する協定（太陽建機レンタル株式会社刈谷支店）	193
68. 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（西日本電信電話株式会社名古屋支店）	195
69. 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（刈谷紙器株式会社）	199
70. 知立市商工会との災害時等における連携協力に関する協定書	201
71. 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（特定非営利活動法人 和）	202
72. 災害対策における連携協力に関する協定書（大塚ウエルネスベンディング株式会社）	204
73. 災害時における相互連携・協力に関する協定書（中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー刈谷営業所）	207
74. 大規模災害時等における宿泊施設の確保に関する協定書（東横INN名鉄知立駅前）	209
75. 災害時における量の提供に関する協定書（5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会）	210
76. 災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書（セッツカートン株式会社）	212
77. 災害時における必要な物資の調達に関する協定（中部薬品株式会社）	214
78. 災害発生時における応急対策用資機材の貸借に関する協定（株式会社モダン装美）	216
79. 災害時における施設の使用に関する協定書（あいち中央農業協同組合）	218
80. 原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書	220
81. 災害時等における無人航空機による情報収集活動等に関する協定書（株式会社NTPセブンス）	222
82. 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書（公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会、公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会）	224
83. 災害時における相互連携に関する協定（西日本電信電話株式会社）	227
84. 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	229
85. 災害等における緊急時避難先施設の使用に関する覚書（明治電機工業株式会社豊田支店）	230
86. 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する覚書（中北薬品株式会社）	232
87. 災害時における資機材のレンタルに関する協定書（株式会社ダイワテック）	234
88. 災害時におけるし尿の汲み取り等に関する協定書（知立衛生株式会社）	236
89. 災害時における施設の提供協力及び食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（株式会社こもれび）	238
90. 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）	240
91. 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便株式会社）	242
92. 災害時における一時的な避難場所等の提供に関する協定書（知立 弘法山 遍照院）	245
93. 指定緊急避難場所及び指定避難所等の使用に関する協定書（愛知県立知立高等学校）	246
94. 指定緊急避難場所及び指定避難所等の使用に関する協定書（愛知県立知立東高等学校）	247
95. 災害発生時の恐れが生じた時のごみ及びし尿の収集運搬車両の一時避難に関する覚書（知立衛生株式会社）	248
96. 災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定（公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部）	250
97. 災害時等における電動車の提供に関する協定書（株式会社ホンダカーズ三河）	258

98. 災害時等における物資供給に関する協定書(プラス株式会社ジョインテックスカンパニー)	260
99. 災害時における物資の供給及び緊急一時避難場所等としての使用に関する協定書(コーナン商事株式会社)	262
100. 災害時等におけるムービングハウス(移動式木造住宅)の活用に関する協定書(一般社団法人日本ムービングハウス協会)	264

第 1 編 現況資料

1. 地形・地質

(1) 河川一覧

(令和7年12月1日現在)

水系	名称	種別	流域面積 (k m ²)	河川延長 (k m)
境川水系	逢妻川	2級	87.3	1.0
	逢妻男川	2級	22.8	4.3
	水干川	2級	2.2	0.7
	流れ川	準用	0.13	0.5
	御手洗川	準用	0.85	1.2
	山屋敷川	準用	0.54	0.7
	才兼川	準用	0.80	1.3
猿渡川水系	猿渡川	2級	46.0	5.8
	吹戸川	2級	8.6	2.8
	割目川	2級	2.7	2.4
	丸山川	準用	0.43	0.5
	間瀬口川	準用	0.58	0.7
	法真川	準用	0.16	0.5
	長篠川	準用	1.89	2.6

※2級河川の延長は、知立市内の延長であり図上延長である。流域面積は河川全体の面積である。

(2) 地形分類概要

分類		概要
台地	砂礫台地・段丘(上位)	きわめて厚い砂礫層から成る堆積である。
	砂礫台地・段丘(中位)	30m以上に達する海性の砂層と泥層から成る段丘である。
低地	三角州性低地	高含水比の泥質堆積物から成る排水不良低地である。

(3) 地質概要

分類		概要
未固結堆積物	礫層を主とする地域	大部分が礫又は砂礫から成る沖積平野の部分、及び大部分が礫又は砂礫から成る洪積層、主に洪積台地をつくる礫層。
	礫・砂・泥の互層を主とする地域	大部分が泥、砂、礫の不規則な互層から成る沖積平野の部分、及び大部分が同様の互層から成る洪積層、主に洪積台地をつくる互層。
固結堆積物	礫岩・砂岩・珪岩質岩石が互層する地域	固生層の互層は砂岩・粘板岩・チャートの互層。新第三世紀層のものは、泥岩・砂岩の互層で、鮮新統のものは、亜炭・火山灰を含む。

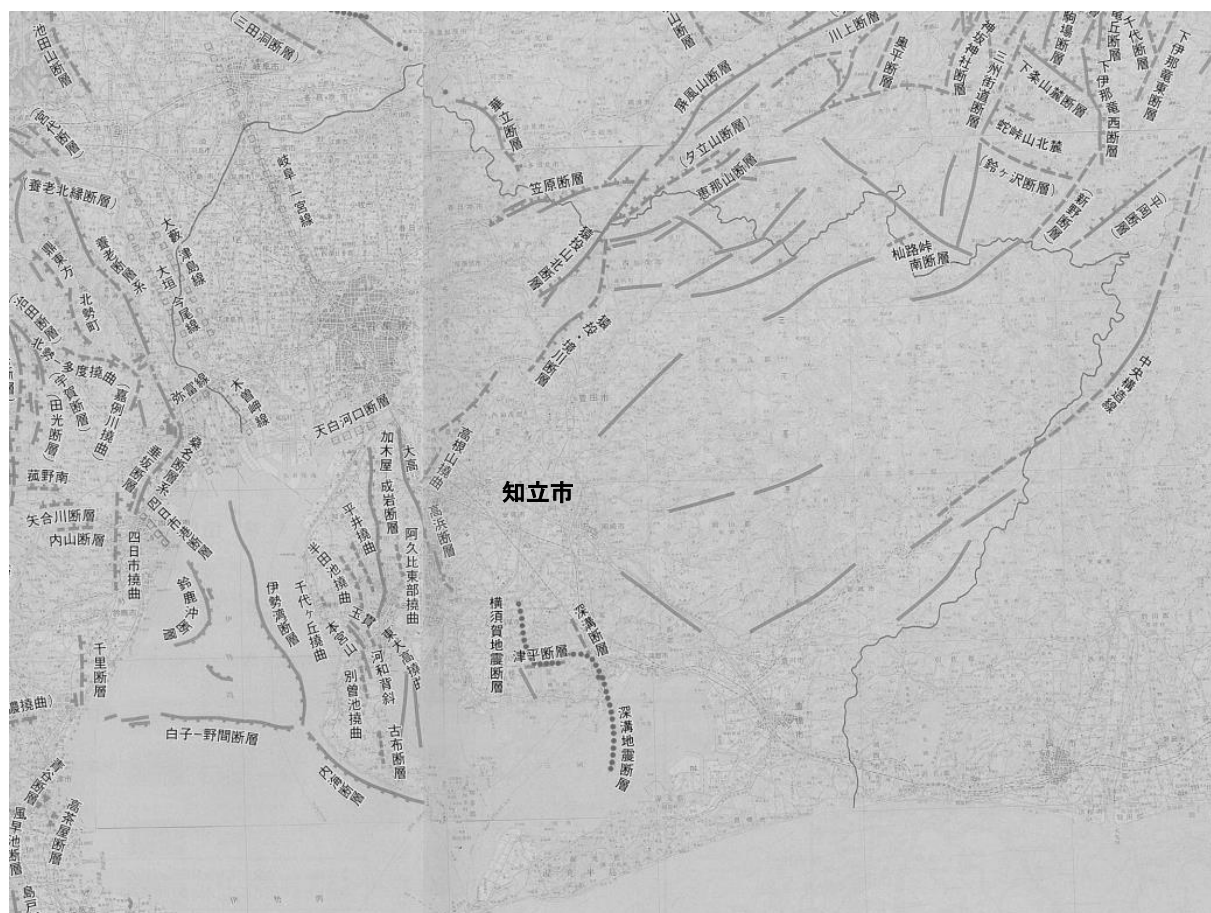
(4) 土地利用別面積

(各年1月1日現在、単位：k m²)

区分	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
宅地	6.54	40.1%	6.57	40.3%	6.60	40.5%	6.64	40.7%	6.68	41.0%
田	3.34	20.5%	3.32	20.4%	3.25	19.9%	3.23	19.8%	3.19	19.6%
畑	0.65	4.0%	0.63	3.9%	0.62	3.8%	0.63	3.9%	0.61	3.7%
山林	0.01	0.1%	0.01	0.1%	0.01	0.1%	0.01	0.1%	0.01	0.1%
原野	0.01	0.1%	0.01	0.1%	0.01	0.1%	0.01	0.1%	0.01	0.1%
雑種地	1.19	7.3%	1.19	7.3%	1.21	7.4%	1.22	7.5%	1.22	7.5%
その他	4.57	28.0%	4.58	28.1%	4.61	28.3%	4.57	28.0%	4.59	28.1%
総面積	16.31	100.0%	16.31	100.0%	16.31	100.0%	16.31	100.0%	16.31	100.0%

(資料：知立の統計)

(5) 知立市周辺の活断層位置図



(出典：愛知県活断層アトラス（平成9年、愛知県防災会議地震部会）)

(6) 活断層一覧表

断層の名称	主な位置	確実度	活動度	長さ K m	走 向	説 明
津平断層	幡豆郡幡豆町	I	C	4	EW	横須賀地震断層の東西部分に相当する。ただし、推定される位置と地震断層の露頭は若干異なっているようである。
ふこうず 深溝断層	額田郡幸田町 西尾市	II	C	> 3	NS	深溝地震断層の南部に相当する。段丘面の変位量より、以前に 10 回程度地震により変位したと推定されるが、変位地形は明瞭ではない。1945 年 1 月 13 日の三河地震で深溝断層に沿って地震断層が現れた。三河地震以前は少なくとも 5 万年以上は動いていない。
ふこうず 深溝地震断層	額田郡幸田町	I		17	NS～EW	1945 年 1 月 13 日の三河地震で深溝断層に沿って現れた地震断層。西部で左ずれ 1.3m、南東部で右ずれ 0.5m。
横須賀 地震断層	西尾市	I		9	NS～EW	1945 年 1 月 13 日の三河地震に伴う地震断層。西部で左ずれ 0.2m、東部で右ずれ 0.4m～0.6m。
猿投・境川断層	豊田市	I	B～C	32	NE	瀬戸層群(東海層群)や段丘堆積層が断層付近で急傾斜しており、変位量は猿投山南部では瀬戸層群堆積後少なくとも北上り 300m 前後に達しているが、新しい谷底平野堆積物を変位させていない。
高根山撓曲	豊明市 大府市	II		10	NNE	猿投・境川断層の南西端部に相当する撓曲崖。平成 8 年度に実施した浅層反射法探査では明瞭な撓曲構造はみられなかった。
猿投山北断層	瀬戸市	I	B	21	NE	瀬戸市南方の猿投山と三国山の間に分布する。東大演習林付近の河合は 200～250m 右横ずれし、愛工大付近では断層を境に瀬戸層群が 30° 近く傾斜している。
笠原断層	瀬戸市	I	B～C	18	ENE	岐阜県土岐市から瀬戸市定光寺付近にかけて分布する。屏風山断層、恵那山断層の派生断層。土岐市砂礫層が瑞浪層群とほぼ垂直な断層面で接する。
天白河口断層	名古屋市 東海市	II	A	16	NE	天白川河口の北と南で八事層の分布深度が 300m 以上異なることから推定された。ボーリング資料等で洪積層を南上り 50m 変位させているが、第一礫層は変位させていないと考えられる。平成 8 年より名古屋市で調査されている。
大高一 高浜断層	大府市 高浜市 知多郡東浦町	I	B	21	NS～WW	名古屋市大高から大府市にかけての常滑層群(東海層群)には東落ちの撓曲構造が 10km にわたって続く。この延長には高浜市の低崖や碧南市油ヶ淵があり、平成 8 年度の本県の衣浦港の音波探査等で東浦町の断層と高浜市の断層は連続した断層であることが確認された。平均変位速度は、0.1～0.15m/千年で、最新の活動時期は、大府市の南部では、2 千～3 千年前と判明した。
かぎや ならわ 成岩断層	東海市	I	B	30	NS	平成 8 年度の調査で、東海市名和町から加木屋町、阿久比町、半田市成岩に至る長さ約 30 km 連続する東落ちの新しい活断層を伴う撓曲構造(上下変位量は 200m 以上)であることが判明した。上下変位の平均変位速度は、0.12m/千年と考えられ、活動間隔は 2 万年以上と推定される。最新活動時期は不明である。
阿久比東部 撓曲	半田市 知多郡阿久比町	II		3.5	NNW	「日本の活断層」では、加木屋断層の南端部としているが、平成 8 年度の本県の調査で単独の撓曲であることが判明。この数 10 万年は活動した証拠は確認されていない。
平井撓曲	半田市	II		10	NNW	半田市青山町から同市岡田まで約 10 km 続く NNW-SSE 方向で西落ちの撓曲。東海層群と更新世中期の武豊層が変形しており、約 50 万年前以降に活動している。
半田池 撓曲	半田市	II		8	NNW	半田市板山町から常滑市矢田まで約 8km の NNW-SSE 方向で西落ちの撓曲。東海層群が大きく変形し、武豊層の一部も変形している。
千代ヶ丘 撓曲	常滑市	II		3	NNW	常滑市千代ヶ丘から原松町に至る NNW-SSE 方向での西落ちの撓曲。延長 3km。更新世後期の半田面が変位しており更新世後期に活動した。
ほんぐうさん 本宮山撓曲	常滑市	II		2	NW	常滑市松原北部から本宮山をへて奥栄町に至る NW-SE 方向での西落ちの撓曲。延長 6km、幅 150m であるが文献により多少位置が異なる。
玉貫	知多郡武豊町	II		1.2	NNW	武豊町桜岡にある NW-SE 方向の撓曲。
東大高撓曲	知多郡武豊町	I	B	1	NNW	武豊町大足西方の NNW-SSE 方向の撓曲。常滑層群が約 6 km、幅 100m にわたって急傾斜する。更新世中期の武豊層に 10m 以上の高度差があり、約 50 万年前以降に活動した。
こうわ 河和背斜	知多郡美浜町	I	C	10	NNW	「六貫山西撓曲」、「市原撓曲」、「浦戸撓曲」よりなる。六貫山西撓曲は、武豊層を 20～30m、亀崎面を約 15km 東上りの変形を与え、約 13 万年前以降に活動した。上下方向の変位速度は 0.05～0.1m/千年で活動度は C 級である。
こう 古布断層	知多郡美浜町	II		4.5	NS	常滑層群と師崎層群が接する西落ち逆断層で、師崎層群は撓曲状の構造となっている。第四紀の活動は不明。

断層の名称	主な位置	確実度	活動度	長さ Km	走 向	説 明
別曾池撓曲	常滑市	Ⅱ	C	3	NNW	「広目撓曲」、「別曾池撓曲」よりなる。狭義の「別曾池撓曲」は河和背斜の西翼にあたり、武豊層の基底面が東側で約 40m 上昇しており、50 万年前以降に活動している。
大垣-今尾線	愛西市	Ⅱ	B	15	NNW	岐阜県海津市～愛西市にかけて大藪-津島線の西側 3km に併走する。これも同様に、濃尾地震の震裂波動線と第二礫層以深の変位より断層を推定している。
岐阜-一宮線	一宮市 稲沢市	Ⅱ	B	32	NNW	岐阜市北西部から市内を通り、一宮～稲沢～新川町にまで 30 km 以上の連続がある。濃尾地震の水準変動と熱田層及び第二礫層の変位より断層を推定している。稲沢市以北でずれが大きい、濃尾地震では名古屋市内でも地表変位が生じている。
大藪-津島線	津島市	Ⅱ	B	18	NNW	濃尾地震時の震裂波動線第 3 に相当。濃尾地震後の木曾川や長良川の堤防の沈下や沖積平野の沈下等より日光川河口まで連続すると考えられている。(井関弘太郎 1966)。
木曾岬線	海部郡弥富町	Ⅱ	B	7	NNW	大垣-今尾線の南側延長部の木曾川河口左岸に位置する。熱田層と思われる地層が約 30m の落差を持っており、第一礫層(2 万年前に堆積)も若干変位したことから推定している。
弥富線	海部郡弥富町	Ⅱ	B	5	ENE	木曾川～長良川の関西線沿いに分布する。熱田層(5～12 万年前に堆積)の泥層が 50～60m 上昇していることから推定している。
伊勢湾断層	伊勢湾	I	B	27	NNW	知多半島の沖合いに位置する。音波探査と重力探査結果より常滑背斜等が推定されている。沖積層の引きずりもみられる。活動度は B 級で約 1.5 万年前以降に 3 回程度活動していることが判明している。
内海断層	伊勢湾	I		17	NW	「日本の活断層」では、伊勢湾断層の南端部としているが、各種文献資料から別の断層と推定される。「内海断層」の名称は中条・高田(1970)による。

(出典：「愛知県活断層アトラス」)

注 1：活断層の確実度

確実度は、活断層の存在の確かさを示す指標で、次の活動度とともに活断層の重要な指標で、一般的には、空中写真判読の結果をもとに以下の「確実度について」の表のように「確実度」を確実なもの、推定されるもの、可能性があるものと 3 ランクに判定している。

したがって、厚い沖積層の地下に活断層があることが推定されるものについては空中写真では判読することが難しいので、確実度は低くなりがちであり、確実度が低いからといって、必ずしも安心とはいえない。

今後、活断層の調査を行うことにより、確実度ⅡやⅢの活断層の確実度が高まったり、あるいは、存在しないことが明らかになることもある。

確実度について

確実度Ⅰ：		活断層であることが確実なもの (縦の短線は縦ずれの低下側を示す)
確実度Ⅱ：		活断層であると推定されるが、基準地形がないなど決定的な理由がないためⅠよりは確実度の低いもの
確実度Ⅲ：		活断層の可能性があるが、他の原因による浸食地形の場合も考えられ、本書では活断層には含めず、リニアメント(線状模様)として扱う
伏在断層：		最近 2 百万年前以降に動いたと考えられる断層であるが、完新世の地層に覆われ、分布位置が明確に特定できないもの。
地震断層：		地震発生の際に変位したことが確実な活断層。この図では明治時代以降に観察されたものを図示。

注 2：活断層の活動度

活動度とは、過去において活断層が動いた程度を平均的なずれの速度で表したものであり、活動度は、千年間あたりの変位量 1m と 0.1m を境に A、B、C の 3 ランクに区分して判定している(以下の「平均変位速度による活断層の活動度の分類表」参照)。A ランクであれば、活動が頻繁で、数百年から千年に 1 回位の間隔で活動するものと思われる。

県内の大部分の活断層は、B か C ランクのもので、数千年から数万年に 1 回の間隔で活動するものとされている。

活動度という、言わば「物差し」によって活動が頻繁かどうかを判断することができるが、さらに、次の活動が差し迫っているのか、それとも相当先のことなのかまでは判断できない。

平均変位速度による活断層の活動度の分類

松田(1975)より作成

活断層の活動度の分類	第四紀の平均変位速度 S (単位は m/千年)		
	A $10 > S \geq 1$	B $1 > S \geq 0.1$	C $0.1 > S \geq 0.01$
活断層の例	根尾谷断層	養老断層	深溝断層
変位地形の明瞭度	明 瞭	明 瞭	不 明 瞭

2. 気象概況

(1) 気象の概況(令和6年)

	気温(℃)			平均湿度 (%)	風		降水量 (mm)
	平均	最高	最低		平均風速(m/s)	平均風向	
1月	6.3	15.4	-1.9	59.2	2.7	NNW	25.5
2月	8.4	21.2	0.1	61.5	2.8	NW	117.0
3月	9.2	24.1	-0.6	58.6	3.2	NW	189.0
4月	17.7	27.8	7.1	64.6	2.7	S	160.0
5月	20.1	30.9	9.3	63.4	3.2	NW	186.0
6月	24.2	32.7	15.5	68.6	2.5	S	225.0
7月	30.1	38.3	22.3	67.3	2.6	NW	118.5
8月	30.6	38.8	22.4	68.6	2.8	S	257.5
9月	28.5	37.5	21.3	70.4	2.4	S	46.0
10月	22.1	32.8	13.6	71.0	2.2	NNE	126.0
11月	15.0	25.1	4.8	63.3	2.5	NW	90.0
12月	7.2	18.8	-0.1	58.0	2.4	NW	0.0

(資料:「知立の統計」)

(2) 気象の概況の推移

	気温(℃)			平均湿度 (%)	風		年間降水量 (mm)
	平均	最高	最低		平均風速(m/s)	最多風向	
R2	17.5	38.4	-2.1	65.0	2.6	NW	1,343.0
R3	17.4	38.7	-4.6	65.5	2.5	NW	1,553.5
R4	17.2	38.7	-2.9	64.6	2.7	NW	1,478.0
R5	17.8	38.5	-3.8	62.9	2.7	NW	1,472.0
R6	18.3	38.8	-1.9	64.5	2.7	NW	1,540.5

(資料:「知立の統計」)

(3) 東海豪雨の雨量(平成12年9月)

月 日	日雨量(mm)	時間最大降水量(mm)		10分間最大雨量(mm)
9/11	291.5	21:00~22:00	64.5	13.0
9/12	120.5	3:00~4:00	40.0	14.0

(資料:衣浦東部広域連合知立消防署資料)

(4) 平成20年8月末豪雨(平成20年8月)

月 日	日雨量(mm)	時間最大降水量(mm)		10分間最大雨量(mm)
8/28	18.0	23:00~24:00	17.0	5.0
8/29	159.5	0:00~1:00	88.0	21.5
8/30	66.0	11:00~12:00	13.0	4.0

(資料:衣浦東部広域連合知立消防署資料)

(5) 台風18号(平成21年10月7日~8日)

月 日	日雨量(mm)	時間最大降水量(mm)		最大風速(m/s)	
10/7	75.0	23:00~24:00	14.5	22:00~23:00	12.4
10/8	32.0	5:00~6:00	15.5	4:00~5:00	34.2

(資料:衣浦東部広域連合知立消防署資料)

3. 気象に関する予報警報等の発表基準

(1) 愛知県内

警報・注意報発表基準一覧表

発表官署		名古屋地方気象台							令和7年5月29日現在
府県予報区		愛知県							
一次細分区域		西部			東部				
市町村等をまとめた地域		尾張東部	尾張西部	知多地域	西三河南部	西三河北西部	西三河北東部	東三河北部	東三河南部
警 報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合							
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合							
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s、海上 23m/s	陸上 20m/s ^{*1} 、海上 23m/s	陸上 20m/s、海上 23m/s	20m/s	20m/s	20m/s	陸上 20m/s 内海 23m/s 外海 23m/s	
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s、海上 23m/s 雪を伴う	陸上 20m/s ^{*1} 、海上 23m/s 雪を伴う	陸上 20m/s、海上 23m/s 雪を伴う	20m/s 雪を伴う	20m/s 雪を伴う	20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 内海 23m/s 外海 23m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ10cm	平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ20cm		平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ10cm		
	波浪(有義波高)		3.0m					内海 3.0m 外海 6.0m	
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合							
	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合							
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合							
	強風(平均風速)	陸上 13m/s、海上 16m/s	陸上 13m/s ^{*2} 、海上 16m/s	陸上 13m/s、海上 16m/s	13m/s	13m/s	13m/s	陸上 13m/s 内海 16m/s 外海 16m/s	
注 意 報	風雪(平均風速)	陸上 13m/s、海上 16m/s 雪を伴う	陸上 13m/s ^{*2} 、海上 16m/s 雪を伴う	陸上 13m/s、海上 16m/s 雪を伴う	13m/s 雪を伴う	13m/s 雪を伴う	13m/s 雪を伴う	陸上 13m/s 内海 16m/s 外海 16m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 12時間降雪の深さ5cm 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm	平地 12時間降雪の深さ5cm 山地 12時間降雪の深さ10cm		平地 12時間降雪の深さ5cm 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm		
	波浪(有義波高)		1.5m					内海 1.5m 外海 3.0m	
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合							
	雷	落雷等により被害が予想される場合							
	降雪								
	濃霧(視程)	陸上 100m、海上 500m			100m	100m		陸上 100m 内海 500m 外海 500m	
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%							
	なだれ								
	低温	冬期:最低気温-4℃以下							
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報 (1時間雨量)	霜	晩霜期に最低気温3℃以下							
	著氷・着雪	著しい著氷(着雪)が予想される場合							
		100mm							

^{*1} セントレア(アメダス)の観測値は23m/sを目安とする。
^{*2} セントレア(アメダス)の観測値は16m/sを目安とする。

(2) 知立市内の警報等発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在
発表官署 名古屋地方気象台

知立市	府県予報区	愛知県	
	一次細分区域	西部	
	市町村等をまとめた地域	西三河南部	
警 報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	25
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	—
	洪水	流域雨量指数基準	猿渡川流域=11.3
		複合基準 ^{*1}	猿渡川流域=(12, 10.1), 逢妻川流域=(12, 22.1)
		指定河川洪水予報による基準	矢作川[高橋・岩津], 愛知県境川水系 境川・逢妻川[一ツ木逢妻川]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	^{*2}
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	16
		土壌雨量指数基準	131
	洪水	流域雨量指数基準	猿渡川流域=9
		複合基準 ^{*1}	猿渡川流域=(12, 9), 逢妻川流域=(8, 19.6)
		指定河川洪水予報による基準	愛知県境川水系 境川・逢妻川[一ツ木逢妻川]
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%	
	なだれ		
	低温	冬期:最低気温-4℃以下	
	霜	晩霜期に最低気温3℃以下	
	著氷・着雪	著しい著氷(着雪)が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

^{*1} (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 愛知県が定める基準水位観測所(天白川河口)における高潮特別警戒水位(2.3m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

(2)の警報・注意報発表基準一覧表の解説

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
1km四方毎の基準値については、別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川【△△】」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

(3) 大雨特別警報の発表基準

大雨特別警報とは、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想された場合に発表される。

雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧

令和4年3月24日現在

- 注1) R48:48時間降水量(mm)、R03:3時間降水量(mm)、SWI:土壌雨量指数(Soil Water Index)。
- 注2)「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWI いずれも各市町村にかかる5km格子の値の平均をとったもの。
- 注3) 大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。(ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。)
- 個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	R48	R03	SWI
愛知県	愛知県	西部	西三河南部	岡崎市	395	150	243
愛知県	愛知県	西部	西三河南部	碧南市	422	168	263
愛知県	愛知県	西部	西三河南部	刈谷市	459	182	271
愛知県	愛知県	西部	西三河南部	安城市	388	153	245
愛知県	愛知県	西部	西三河南部	西尾市	380	142	239
愛知県	愛知県	西部	西三河南部	知立市	415	160	256
愛知県	愛知県	西部	西三河南部	高浜市	446	182	269
愛知県	愛知県	西部	西三河南部	幸田町	382	150	237
愛知県	愛知県	西部	西三河西北部	豊田市西部	355	142	227

(出典：気象庁ウェブサイト)

4. 災害危険箇所

(1) 重要水防箇所

番号	河川名	地名	延長(m)	理由	重要度
1	猿渡川	上重原町（新幹線）	100	堤防断面不足	B
2	〃	昭和1丁目～牛田町	660	水衝部護岸老朽	B
3	〃	昭和1丁目	300	〃	B

表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は次に重要な区間を、「C」はやや危険な区間をいう。

(出典：愛知県水防計画)

令和7年度 県管理河川”水防情報”（知立市）

【知立市 施設内訳】

水防倉庫（県） 2箇所
 水防倉庫（知立市） 6箇所
 水防倉庫（京浜東北線沿線） 1箇所
 重要水防箇所（重要度A） 0箇所
 重要水防箇所（重要度B） 3箇所
 重要水防箇所（重要度C） 0箇所
 重要水防箇所（重要度D） 0箇所
 排水調整対象ポンプ場 2箇所
 水位・潮位観測局 5箇所
 水防監視発令河川 5箇所
 水防監視発令海岸 なし

＜特記事項＞

【遠妻川水位観測局（西町遠妻川）】
 知立市西町宮後
 堤防高 : TP7.20m
 氾濫危険水位 : TP6.00m
 避難判断水位 : TP5.20m
 出動水位 : TP4.85m
 氾濫注意水位 : TP4.25m

【孫連川水位観測局（孫連川）】
 知立市新林町立野
 堤防高 : TP5.83m
 氾濫危険水位 : TP4.65m
 避難判断水位 : TP4.35m
 出動水位 : TP4.15m
 氾濫注意水位 : TP3.80m

※TTPは、東京湾中等潮位を表します

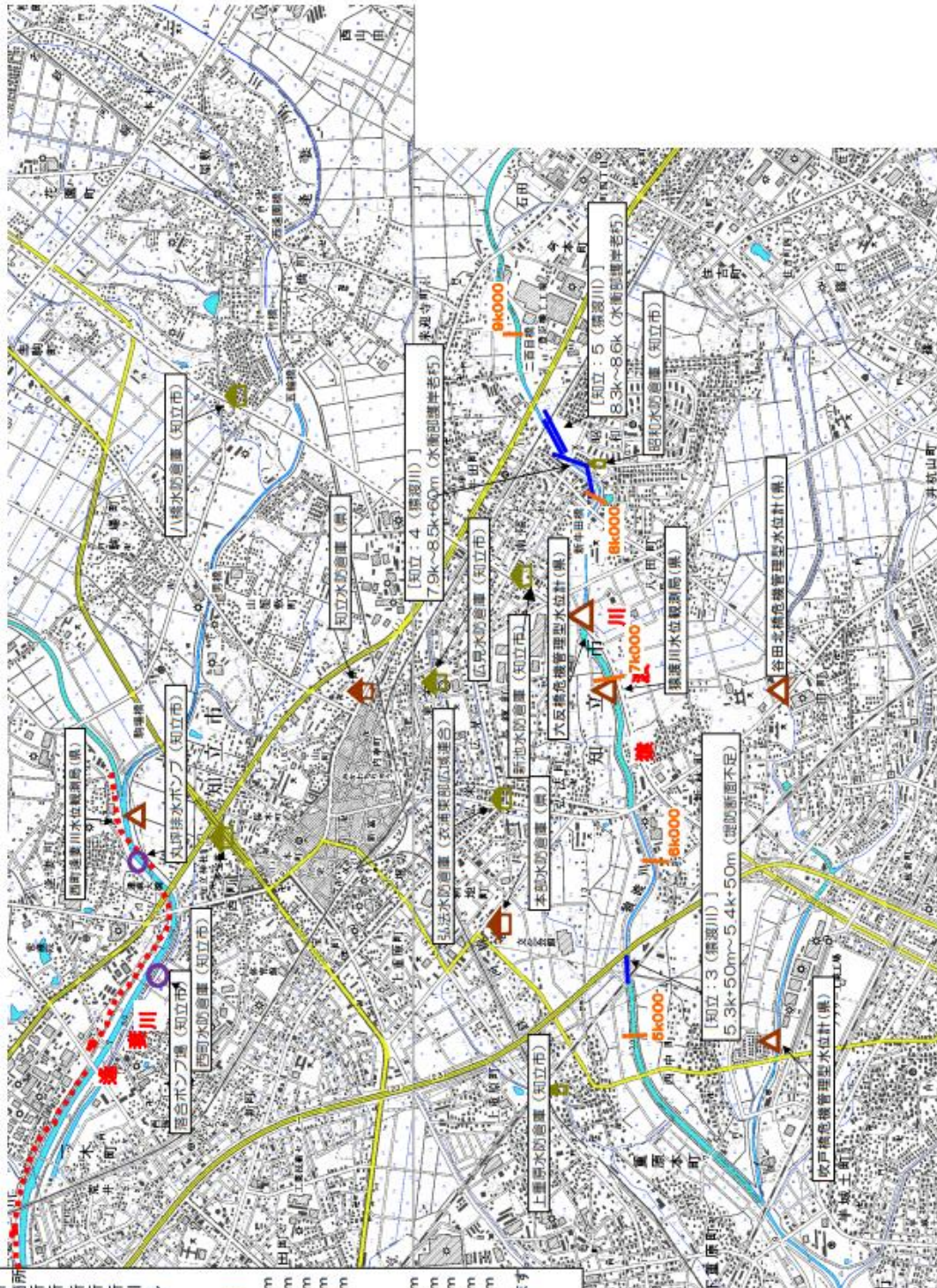
【記載事項】

【建設事務所名：番番号（河川名）】
 位置（河川距離標）（道定理由）

施設名称（施設管理者）

【凡例】

水防倉庫（県）
 水防倉庫（水防管理団体）
 重要水防箇所（重要度A）
 重要水防箇所（重要度B）
 重要水防箇所（重要度C）
 排水調整対象ポンプ場
 水位・潮位観測局
 水の監視発令河川・海岸



5. 災害履歴

(1) 主な災害履歴

年次	災害要因	規模	主な被災内容
S47.7	集中豪雨	—	浸水、堤防決壊、法面崩壊等
S49.6	集中豪雨	—	浸水等
S50.8	台風 6 号	総雨量 96.0mm 最大時間雨量 12.0mm	浸水、街路樹倒壊、法面崩壊、市営住宅雨漏り等
S51.5	台風 6 号	総雨量 128.0mm 最大時間雨量 13.0mm	浸水、法面崩壊等
S51.9	台風 17 号	総雨量 158.5mm 最大時間雨量 16.0mm	浸水等
S52.6	集中豪雨	—	浸水、法面崩壊等
S52.11	集中豪雨	—	浸水、法面崩壊等
S53.6	集中豪雨	総雨量 116.5mm 最大時間雨量 31.5mm	浸水、法面崩壊等
H2.9	台風 19 号	—	街路樹倒壊等
H3.9	台風 18 号	—	浸水、法面崩壊等
H6.9	台風 26 号	—	浸水、街路樹崩壊等
H9.9	台風 19 号	総雨量 223.5mm 最大時間雨量 44.0mm	浸水、法面崩壊等
H10.10	集中豪雨	総雨量 90.5mm 最大時間雨量 36.0mm	浸水等
H11.6	集中豪雨	総雨量 201.5mm 最大時間雨量 45.0mm	浸水、堤防決壊、法面崩壊等
H12.9	東海豪雨	総雨量 412.0mm 最大時間雨量 64.5mm	浸水、堤防越水等
H13.89	台風 11 号	総雨量 167.5mm 最大時間雨量 16.0mm	道路冠水、農業被害等
H20.8	平成 20 年 8 月末豪 雨	総雨量 256.0mm 最大時間雨量 88.0mm	浸水、道路冠水
H21.10	台風 18 号	総雨量 107.0mm 最大時間雨量 15.5mm	道路冠水、街路樹・公園樹木倒木等
H22.9	台風 9 号	—	道路冠水等
R5.6	台風 2 号	総雨量 203.0mm 最大時間雨量 33.0mm	床下浸水、道路冠水

(資料：知立市資料)

(2) 出火発生状況の推移

		H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R2	R3	R4	R5	R6
内 訳	建物	6	13	9	9	12	12	7	8	6	6	4
	車両	1	5	1	2	1	2	4	1	0	0	1
	その他	11	4	1	6	5	4	4	0	2	7	4
発生件数(件)		18	22	11	17	18	18	15	9	8	13	9
損害額(千円)		43,530	5,526	7,775	7,729	3,348	187,575	13,315	48,014	36,811	15,513	16,812

(資料：衣浦東部広域連合知立消防署)

6. 消防施設、設備

(1) 現有消防力

① 常備消防

(令和7年4月1日現在)

衣浦東部広域連合 知立消防署	実員(再任用・派遣職員含む)	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご自動車	救助工作車	高規格救急自動車	指令車	広報車	資機材搬送車	連絡車
	51名	1台	1台	1台	1台	2台	1台	1台	1台	2台

(資料：衣浦東部広域連合知立消防署)

② 消防団

知立市消防団		本団	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	機能別分団
	車両及び設備		消防ポンプ自動車1台	消防ポンプ自動車1台	消防ポンプ自動車1台	消防ポンプ自動車1台	小型動力ポンプ搭載多機能車1台
	実員	2名	35名	35名	35名	35名	27名

合計 団員数169名 消防ポンプ車4台 小型動力ポンプ搭載多機能車1台

(2) 消防用水利

(令和7年4月1日現在)

水利	消火栓	防火水槽(公設、私設)		その他水利 (プール、明治用水等)
		合計	内耐震性貯水槽	
	982	83	36	34

(資料：衣浦東部広域連合知立消防署)

(3) 化学消火薬剤

(令和7年4月1日現在)

	3%原液
泡消火薬剤	660リットル

(資料：衣浦東部広域連合知立消防署)

(4) 流出油防除資機材

(令和7年4月1日現在)

		数量
衣浦東部広域連合 知立消防署	オイルフェンス B型	20m
	オイルフェンス B型以外	10m
	油吸着材タフネル マット状	100枚
	油吸着材タフネル 万国旗状	21kg
環境課	油吸着材タフネル	200枚

7. 市主要災害通信施設

(1) I P無線機

令和7年4月1日現在

型式	801KW	
メーカー	ソフトバンク	
No.	名称	割当て
1	本部100	本部1
2	本部101	本部2
3	本部102	本部3
4	知立103	知立1
5	知立104	知立2
6	知立105	知立3
7	知立106	知立4
8	知立107	知立5
9	知立108	知立6
10	知立109	小中学校本部
11	知立110	保育園本部
12	知立111	知立水道課1
13	知立112	知立水道課2
14	知立113	知立土木課1
15	知立114	知立土木課2
16	知立115	知立土木課3
17	知立116	知立消防署
18	知立117	安城警察署
19	知立118	知立幹部交番
20	知立119	建設事務所
21	知立120	消防団1分団
22	知立121	消防団2分団
23	知立122	消防団3分団
24	知立123	消防団4分団
25	知立124	本団1
26	知立125	本団2
27	知立126	知立小学校
28	知立127	猿渡小学校
29	知立128	来迎寺小学校
30	知立129	知立東小学校
31	知立130	知立西小学校
32	知立131	八ツ田小学校

3 3	知立 1 3 2	知立南小学校
3 4	知立 1 3 3	知立中学校
3 5	知立 1 3 4	竜北中学校
3 6	知立 1 3 5	知立南中学校
3 7	知立 1 3 6	知立高校
3 8	知立 1 3 7	知立東高校
3 9	知立 1 3 8	逢妻保育園
4 0	知立 1 3 9	上重原西保育園
4 1	知立 1 4 0	高根保育園
4 2	知立 1 4 1	知立保育園
4 3	知立 1 4 2	来迎寺保育園
4 4	知立 1 4 3	上重原保育園
4 5	知立 1 4 4	知立南保育園
4 6	知立 1 4 5	中央子育てセンター
4 7	知立 1 4 6	宝保育園
4 8	知立 1 4 7	新林保育園
4 9	知立 1 4 8	八橋保育園
5 0	知立 1 4 9	中央公民館
5 1	知立 1 5 0	猿渡公民館
5 2	知立 1 5 1	知立文化広場
5 3	知立 1 5 2	スギ薬局福祉アリーナ（福祉体育館）
5 4	知立 1 5 3	昭和児童センター
5 5	知立 1 5 4	福祉の里八ツ田
5 6	知立 1 5 5	図書館
5 7	知立 1 5 6	保健センター
5 8	知立 1 5 7	浄水場管理事務所
5 9	知立 1 5 8	八橋集会場
6 0	知立 1 5 9	長篠町
6 1	知立 1 6 0	山町
6 2	知立 1 6 1	山屋敷町
6 3	知立 1 6 2	中山町
6 4	知立 1 6 3	中町
6 5	知立 1 6 4	新地町
6 6	知立 1 6 5	本町
6 7	知立 1 6 6	宝町
6 8	知立 1 6 7	西町
6 9	知立 1 6 8	逢妻町
7 0	知立 1 6 9	西丘町
7 1	知立 1 7 0	上重原町

7 2	知立 1 7 1	弘法町
7 3	知立 1 7 2	西中町
7 4	知立 1 7 3	新林町
7 5	知立 1 7 4	谷田町
7 6	知立 1 7 5	八ツ田町
7 7	知立 1 7 6	牛田町
7 8	知立 1 7 7	八橋町
7 9	知立 1 7 8	南陽区
8 0	知立 1 7 9	来迎寺町
8 1	知立 1 8 0	昭和 1 丁目
8 2	知立 1 8 1	昭和 2 丁目
8 3	知立 1 8 2	昭和 3 丁目
8 4	知立 1 8 3	昭和 3 丁目 1
8 5	知立 1 8 4	昭和 4 丁目
8 6	知立 1 8 5	昭和 5 丁目
8 7	知立 1 8 6	昭和 5 丁目から 9 丁目
8 8	知立 1 8 7	K A T C H
8 9	知立 1 8 8	町内本部
9 0	知立 1 8 9	避難所本部

(2) 防災行政無線 (同報系)

(令和8年3月31日現在)

電波の型式 F3E				
周波数 69・15MHz				
空中線電力 (出力) 1W				
番号	局種	識別信号	設置場所又は常置場所	摘要
	固定局 送信所 (第1通信所)	こうほう ちりゅう	知立市広見三丁目1番地 (知立市役所)	設置年 2009.3
1	受信設備 (子局)	ちりゅうさいきょうじ	牛田町西屋敷 92 番地 1 (西教寺)	1979.5
2	〃	ちりゅうだいさん ぶんだんつめしよ	桜木町桜木 139 番地 1 (消防団第3分団詰所)	1979.5
3	〃	ちりゅうかみしげ はらにしほいくえん	上重原町城後 60 番地 4 (上重原西保育園)	1979.5
4	〃	ちりゅうみなみし ょう	新林町新林 55 番地 1 (知立南小学校)	1980.11
5	〃	ちりゅうりゅうほ くちゅう	山屋敷町東山 2 番地 2 (竜北中学校)	1980.11
6	〃	ちりゅうにしし ょう	鳥居一丁目 13 番地 2 (知立西小学校)	1981.12
7	〃	ちりゅうやつだし ょう	八ツ田町川畔 45 番地 (八ツ田小学校)	1981.12
8	〃	ちりゅうやつはし じどうゆうえん	八橋町神戸 44 番地 2 (八橋児童遊園)	1982.12
9	〃	ちりゅうあいづま ちょうこうみんかん	逢妻町錦 11 番地 3 (逢妻町公民館)	1983.12
10	〃	ちりゅうしやくし よ	広見三丁目1番地 (知立市役所)	1984.11
11	〃	ちりゅうにしなか ちょうだいにこう みんかん	西中町中新切 55 番地 1 (西中町第2公民館)	1985.10
12	〃	ちりゅうみたらし こうえん	山町御手洗 2 番地 2 (御手洗公園)	1986.12
13	〃	ちりゅうふくした いいくかん	西町草刈 10 番地 5 (スギ薬局知立福祉アリーナ知立福祉体育館)	1988.2
14	〃	ちりゅうなんよう くこうみんかん	新池二丁目 100 番地 (南陽区公民館)	2009.3
15	〃	ちりゅうたかばふ れあいひろば	山屋敷町高場 5 番地 6 (高場ふれあい広場)	1989.1
16	〃	ちりゅうたかむら てっこうじょ	八橋町山田谷 8 番地 68 (高村鉄工所)	1989.1
17	〃	ちりゅうだいよん ぶんだんつめしよ	東上重原 3 丁目 74 (消防団第4分団詰所)	1989.1
18	〃	ちりゅうにしおか こうえん	西丘町西丘 13 番地 1 (西丘公園)	1990.2

19	〃	ちりゅうしんばやし ちようこうみん かん	新林町平草 54 番地 2（新林町公民館）	1990. 2
20	〃	ちりゅうらいこう じしょう	来迎寺町外山 5 番地 1（来迎寺小学校）	1990. 2
21	〃	ちりゅうしょうわ ぐらんど	昭和 2 丁目 7 番地（昭和グランド）	1993. 8
22	〃	ちりゅうしょうわ さんごうこうえん	昭和 4 丁目 12 番地（昭和 3 号公園）	1993. 8
23	〃	ちりゅうしょうぼ うしょ	知立市弘法二丁目 1 番地 5（知立消防署）	2009. 3
24	〃	ちりゅうにしな かえん	知立市西中町跡落 7 1 番 8（西中苑）	2011. 3
25	〃	ちりゅううした ちようほくぶこう みんかん	知立市牛田町下流 69（牛田町北部公民館内）	2013. 2
26	〃	ちりゅうのなか こうえん	愛知県知立市上重原五丁目 39（野中公園）	2026. 3
27	〃	ちりゅうほんば やしこうえん	愛知県知立市谷田町本林一丁目 6（本林公園）	2026. 3
28	〃	ちりゅうまるつ ぼこうえん	愛知県知立市逢妻町丸坪 41-1（丸坪公園）	2026. 3

8. 水防用資機材

(令和7年12月1日現在)

品 名		本部	建設部	知立消防署	八橋	西町	新池	昭和	上重原	合計
主要資材	PPロープ(200m巻)									0
	なわ (kg)	11		2						13
	土のう袋 (枚)	1,000	250	11,800	1,000	1,000	3,600	2,500		21,150
	簡易土のう袋 (枚)				500	500	500			1,500
	完成土のう (袋)				670		450			1,120
	鉄線 (kg)	1	1							2
	木杭 3m (本)									0
	木杭 2m (本)				25		12	25		62
その他資材	鉄杭 (本)			305	50		110	100		565
	軍手	900					100	60		1,060
	たこつち (丁)			3				2		5
	掛矢 (丁)	4	2	5	5	4	5	7		32
	ショベル (丁)	10	18	36	5	10	5	9	20	113
	おの (丁)		2	2						4
	のこぎり (丁)	11	4							15
	ペンチ (丁)		2	2						4
	バール (丁)		2	2						4
	シノ (丁)									0
	かま (丁)		13							13
	み (丁)		4	7		20				31
	ビニールシート (枚)	26								26
	つるはし (丁)		9	7						16
	くわ (丁)							2		2
	ハンマー (丁) 大		2				1			3
	拡声器 (個)	24								24
	照明具 (台)	6	1							7
	発電機 (台)	5	1							6
	排水ポンプ (台)		2							2
	鉄線切 (丁)									0
	はしご (基)		2							2
	なわはしご (基)	2								2
	一輪車 (台)	2	2	4			1		4	13
	金づち (丁)									0
	収納ボックス (箱)									0
	土のう作成器 (台)									0
	トランシーバー (個)	24								24
	トラ柵		17							17
	セーフティコーン		24							24

水防倉庫の機材

機 材 名		数 量	能 力
水中ポンプ	口径 100mm	2	—/分
	口径 200mm		10.0m ³ /分
	口径 300mm		15.0m ³ /分
エンジン付き発電機 ポンプ用	100mm用	2	40KVA
	200mm用		75KVA
	300mm用		40KVA
エンジン付きポンプ	口径 150mm		0.21m ³ /分
その他			

9. 救出用資機材

(衣浦東部広域連合知立消防署所有)

(令和7年12月1日現在)

品名	数量	品名	数量
担架	3	油圧式救助器具	2
発動発電機	9	万能斧	12
投光機	6	耐熱服	2
救命胴衣	66	耐電衣	4
救命索発射銃	1	エアーツール	1
救命浮環	2	エアーマット	3
エンジンカッター	2	チェーンソー	1
油圧ジャッキ	9		
空気呼吸器	23	救命ボート	1
救助安全帯	10	船外機	1
エアースロー	1	削岩機	1
ガス検知器	2	ハンマードリル	1
防塵マスク	21	放射線測定機	3
マンホール救助器具	1	排煙機	2
放射線防護服	2	サバイバースリング	1
チルホール	2	ブルーシート	数枚

10. 応急給水用資機材

(令和6年12月1日現在)

管理課	品名	容量等	数量
上下水道部 水道課	タンク類積載用給水	1,000 ^{リットル}	3台
	仮設水槽	1,000 ^{リットル}	23基
	給水車	2,000 ^{リットル}	1台
	給水袋	6 ^{リットル}	4,400枚
	ポリ容器	20 ^{リットル}	49個
	給水スタンド及びホース	1式	2台
	投光器	—	1台
	発電機	—	3台
危機管理局 安心安全課	キャンバス水槽	1,000 ^{リットル}	8台
	飲料水袋	10 ^{リットル}	4,500枚
	〃	5 ^{リットル}	500枚

(1) 災害時緊急連絡管接続箇所一覧

連絡相手	所在地	口径	布設年度
豊田市	知立市八橋町源田谷	φ150	S49
刈谷市	知立市宝三丁目	φ75	S61
刈谷市	知立市西丘町西丘	φ100	H29
安城市	知立市牛田町高根	φ100	S58

(上下水道部水道課)

(2) 災害時給水拠点一覧

1	知立小学校	中町花山70
2	猿渡小学校	上重原町小針115
3	来迎寺小学校	来迎寺町外山5-1
4	知立東小学校	昭和9丁目1
5	知立西小学校	鳥居一丁目13-2
6	八ツ田小学校	八ツ田町川畔45
7	知立南小学校	新林町新林55-1
8	知立中学校	広見二丁目4
9	竜北中学校	山屋敷町東山2-2
10	知立南中学校	新林町本林20-1
11	逢妻保育園	逢妻町錦8
12	福祉体育館	西町草刈10-5
13	上重原町公民館	上重原町本郷38-1
14	西中町第一公民館	西中町天神27-2
15	八橋市営住宅	八橋町山田谷8-81
16	知立文化広場	八橋町井戸尻28-1

(上下水道部水道課)

(3) 愛知県営水道災害時支援設備

ア. 応急給水支援設備一覧

県 水 概 要			応急給水先
所在地	県水路線名	接続口径	
知立市八橋町町田	刈谷知立線	φ 7 5 (空気弁)	カキツ姫公園
知立市八橋町寺内	知立線	φ 7 5 (空気弁)	無量寿寺
知立市八橋町の間	知立線	φ 7 5 (空気弁)	来迎寺小学校
安城市住吉町長根	高浜知立連絡線	φ 7 5 (空気弁)	昭和 6 号公園
安城市二本木新町 1 丁目	高浜知立連絡線	φ 7 5 (空気弁)	知立南中学校
刈谷市一色町 2 丁目	高浜線	φ 7 5 (空気弁)	知立文化会館

イ. 支援連絡管接続

所在地	支援団体名	連絡管口径
知立市八橋町前畑	愛知県西三河水道事務所	φ 3 5 0

(上下水道部水道課)

11. 防災用資機材備蓄品

1. 市役所 資機材 (令和8年3月31日現在)

庁舎3階倉庫		
テレビ	1	台
ラジオ	1	台
ヘルメット	10	個
庁舎3階会議室		
省電力トランシーバー	11	台
携帯用ライト	17	個
長靴	29	個
雨合羽	18	着
軍手	22	双
現業棟倉庫		
飲料水容器	5,000	個
カセットボンベ	1,371	個
ガス炊飯器	2	台
アルミ鍋（給食用）	14	個
ポリ容器（20ℓ）	21	個
灯油ポンプ	15	個
ジョウロ	2	個
ブルーシート（2間×3間）	7	枚
ブルーシート（大）	10	枚
のこぎり	1	本
松火箸	7	個
携帯用ライト	28	個
防災倉庫1		
発電機	3	個
ガソリン（1ℓ/缶・4缶/箱）	2	箱
ガソリン単缶（1ℓ缶）	2	缶
チェーンソー	9	台
混合ガソリン（1ℓ/缶・4缶/箱）	1	箱
混合ガソリン単缶（1ℓ缶）	1	箱
チェーンソーオイル	1	個
三脚付投光器	6	組
ショベル	11	個
バケツ	48	個
空気入れ	3	個
軍手	512	双
工具箱	1	箱
難燃性敷物（10枚入）	11	箱
多人数用救急箱	1	箱
毛布（10枚入）	3	箱
拡声器	11	個
USBポート付コードリール	2	個
乾電池 単1アルカリ	746	個
乾電池 単2アルカリ	20	個
乾電池 単3アルカリ	20	個
サーチライト	1	個
トラロープ	4	個
のこぎり	4	本
バリケード A型	15	枚
ハンマー	1	本
レジ袋	500	枚
雨合羽	14	枚
掛け矢	4	本
紙袋	42	枚
長靴	19	足
非常用飲料水用袋（6L用）	84	袋

感染症対策物品		
ワンタッチバーテーション（H1,400）	2	個
エアマット	44	枚
エアマット専用ポンプ	2	個
組立タンク型自動フap式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	2	個
防災倉庫2		
黒ビニール袋（10枚入）	7	個
バルーン投光器	2	個
タオルケット	14	枚
避難所セットBOX	4	個
避難所セットリュック	3	個
紙おむつ パンツ S（22枚入）4袋入	1	箱
紙おむつ パンツ M（20枚入）4袋入	10	箱
紙おむつ パンツ L（18枚入）4袋入	4	箱
紙おむつ パンツ XL（16枚入）4袋入	1	箱
紙おむつ テープ止 S（22枚入）4袋入	1	箱
紙おむつ テープ止 M（20枚入）4袋入	7	箱
紙おむつ テープ止 L（17枚入）4袋入	2	箱
紙パッド（30枚入）8袋入	13	箱
紙パッドフラット（30枚入）4袋入	2	箱
生理用品夜用	3,312	個
生理用品昼用	25,632	個
紙おむつ乳児用 テープ止 S（82枚入）	8	袋
紙おむつ乳児用 テープ止 M（64枚入）	8	袋
紙おむつ乳児用 テープ止 L（54枚入）	8	袋
紙おむつ乳児用 パンツ M（58枚入）	33	袋
紙おむつ乳児用 パンツ L（44枚入）	30	袋
紙おむつ乳児用 パンツビッグ（38枚入）	6	袋
防災倉庫3（アピタ南）		
感染症対策物品		
ダンボールベッド	130	個
ダンボールバーテーション	260	個
防災コンテナ倉庫		
はそり（大鍋）一式	1	式
携帯用コンロ	51	台
担架	8	個
折畳式リヤカー	1	台
空気入れ	2	個
軍手	100	双
組立式水槽	1	個
難燃性敷物（10枚入）	19	箱
簡易トイレ 車椅子対応型	1	個
多人数用救急箱	4	箱
毛布（10枚入）	11	箱
ランタン	18	個
アルミロール	2	本
アルミ鍋	3	個
お椀（発泡スチロール製・2,100個入）	430	個
ファミリー火災報知器	30	個
レジャーシート	25	枚
滑り止め手袋	36	双
木槌	2	本
サーチライト	1	個
ガス調整器	1	個

折畳式リヤカー	1	台
空気入れ	2	個
軍手	100	双
組立式水槽	1	個
難燃性敷物（10枚入）	19	箱
簡易トイレ 車椅子対応型	1	個
多人数用救急箱	4	箱
毛布（10枚入）	11	箱
ランタン	18	個
アルミロール	2	本
アルミ鍋	3	個
お椀（発泡スチロール製・2,100個入）	430	個
ファミリー火災報知器	30	個
レジャーシート	25	枚
滑り止め手袋	36	双
木槌	2	本
サーチライト	1	個
ガス調整器	1	個
感染症対策物品		
簡易間仕切り	1	個
ワンタッチパーテーション（H1,800）	1	個
ワンタッチパーテーション（H1,000）	1	個
間仕切りセット（H900）	1	個
トイレ用テント	1	個
不織布マスク（50枚/箱）	20	箱
ディスポ手袋（100枚/箱）	5	箱
日赤防災倉庫1		
発電機	1	個
難燃性敷物（10枚入）	17	箱
毛布（10枚入）	6	箱
タオルケット	24	枚
携帯トイレセット（20回分）	50	個
日赤防災倉庫2		
下水道直結型トイレ 車椅子対応型	4	個
難燃性敷物（10枚入）	13	箱
車椅子	4	台
トランシーバー	13	個
折畳みベッド	8	台
感染症対策物品		
ワンタッチパーテーション（H1,000）	8	個

【指定避難所の防災倉庫】

1. 知立小学校（450）		
発電機	3	個
カセットガス発電機	1	個
ガソリン（1㍗/缶・4缶/箱）	2	箱
混合ガソリン（1㍗/缶・4缶/箱）	1	箱
水中ポンプ	1	個
消防用ホース	4	本
三脚付投光器	2	組
LED投光器	2	基
はそり（大鍋）一式	3	式
携帯用コンロ	48	台
クラッカー（食）	560	P
コードリール	4	個
USBポート付コードリール	1	個
ショベル	5	個
パール	5	個
スケール	1	個
下げ振り	1	個
バケツ	21	個
蓄光ロープ	10	本
荷締めベルト	10	本
担架	1	個
折畳式リヤカー	1	台
空気入れ	1	個
軍手	12	双
雑巾	5	枚
工具箱	1	箱
携帯電話充電セット	1	セット
テント	1	組
ワンタッチテント	2	個
オレンジシート	3	枚
ブルーシート（2間×3間）	6	枚
組立式水槽	1	個
難燃性敷物（10枚入）	6	箱
マンホールトイレ鍵	1	個
下水道直結型トイレ 車椅子対応型	1	個
下水道直結型トイレ 一般	2	個
簡易組立トイレ 障がい者対応（洋式）	4	個
簡易組立トイレ（和式）	2	個
簡易トイレ サニターⅡ	19	個
トイレ凝固剤セット	20	組
トイレレットペーパー（48個入）	1	箱
多人数用救急箱	1	箱
トリアージタッグ（50枚入）	1	箱
毛布（10枚入）	10	箱
避難所開設ボックス ※1	1	個
拡声器	4	個
携帯用ライト	1	個
ラジオ付きライト	1	個
ランタン	6	個
乾電池 単1アルカリ	46	本
乾電池 単2アルカリ	12	本
乾電池 単3アルカリ	27	本

感染症対策物品		
間仕切りセット (H1,800)	3	個
間仕切りセット (H900)	7	個
ワンタッチパーテーション (H1,400)	2	箱
エアマット	32	枚
エアマット専用ポンプ	1	個
非接触式デジタル温度計	4	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	8	個
ゴム手袋 (100枚/箱)	26	箱
フェイスシールド	150	枚
ビニールロールシート (30m/巻)	1	巻
手指用アルコール消毒液 (1ℓ/本)	5	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用 (17ℓ/缶)	1	缶
清掃用消毒液 (Zi II :500mℓ/本)	6	本
清掃用消毒液・詰替え用 (Zi II :5ℓ/個)	1	箱
発泡スチロールボックス (温度計保管用)	1	個
ペーパータオル (300枚/袋)	50	箱
レインコート (防護服代用)	150	着
不織布マスク (30枚/箱)	65	箱
不織布マスク (50枚/箱)	2	箱
ディスポ手袋 (100枚/箱)	7	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立タンク型自動ラップ 式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個
2. 猿渡小学校 (250)		
発電機	3	個
カセットガス発電機	1	個
ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	4	箱
チェーンソー	1	台
混合ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	1	箱
チェーンソーオイル	1	個
可搬消防ポンプ 一式	1	個
消防用ホース	5	本
吸管消防ポンプ用	1	個
筒先 (消防ポンプ用)	1	個
LED投光器	1	基
はそり (大鍋) 一式	1	式
携帯用コンロ	56	台
クラッカー (食)	700	P
コードリール	4	個
USBポート付コードリール	1	個
ショベル	5	個
バール	6	個
スケール	1	個
下げ振り	1	個
蓄光ロープ	10	本
担架	1	個
折畳式リヤカー	2	台
空気入れ	1	個
軍手	12	双
雑巾	5	枚
工具箱	1	箱
携帯電話充電セット	1	個
テント	1	個
ブルーシート (2間×3間)	4	枚
組立式水槽	1	個
下水道直結型トイレ 車椅子対応型	1	個
下水道直結型トイレ 一般	1	個
簡易組立トイレ (和式)	2	個
トイレ凝固剤セット	300	枚
トイレットペーパー (48個入)	1	箱

多人数用救急箱	1	箱
毛布 (10枚入)	9	箱
避難所開設ボックス ※1	1	箱
拡声器	4	個
携帯用ライト	8	個
ラジオ付きライト	1	個
ランタン	11	個
乾電池 単1アルカリ	77	個
乾電池 単2アルカリ	18	個
乾電池 単3アルカリ	24	個
乾電池 単1マンガン	20	個
非常用ライト	1	個
ガス調整器	1	個
感染症対策物品		
間仕切りセット (H1,800)	3	個
間仕切りセット (H900)	7	個
ワンタッチパーテーション (H1,400)	2	箱
エアマット	32	枚
エアマット専用ポンプ	1	個
非接触式デジタル温度計	3	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	6	個
ゴム手袋 (100枚/箱)	22	箱
フェイスシールド	90	枚
ビニールロールシート (30m/巻)	1	巻
手指用アルコール消毒液 (1ℓ/本)	5	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用 (17ℓ/缶)	1	缶
清掃用消毒液 (Zi II :500mℓ/本)	6	本
清掃用消毒液・詰替え用 (Zi II :5ℓ/個)	1	箱
発泡スチロールボックス (温度計保管用)	1	個
ペーパータオル (300枚/袋)	30	箱
レインコート (防護服代用)	90	着
不織布マスク (30枚/箱)	35	箱
ディスポ手袋 (100枚/箱)	1	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立タンク型自動ラップ 式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個
3. 来迎寺小学校 (400)		
発電機	2	個
カセットガス発電機	1	個
ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	2	箱
チェーンソー	1	台
混合ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	1	箱
チェーンソーオイル	1	個
三脚付投光器	2	組
LED投光器	2	基
はそり (大鍋) 一式	1	式
携帯用コンロ	56	台
クラッカー (食)	700	P
コードリール	4	個
USBポート付コードリール	1	個
ショベル	5	個
バール	5	個
スケール	1	個
下げ振り	1	個
バケツ	5	個
蓄光ロープ	10	本
荷締めベルト	9	本
担架	1	個
折畳式リヤカー	1	台
空気入れ	1	個
軍手	12	双
雑巾	5	枚

工具箱	1	箱
携帯電話充電セット	1	セット
テント	1	組
オレンジシート	3	枚
ブルーシート (2間×3間)	5	枚
組立式水槽	1	個
難燃性敷物 (10枚入)	4	箱
簡易組立トイレ 障がい者対応 (洋式)	4	個
簡易組立トイレ (和式)	2	個
簡易トイレ サニターⅡ	18	個
トイレ凝固剤セット	20	組
トイレットペーパー (48個入)	1	箱
多人数用救急箱	1	箱
トリアージタッグ (50枚入)	1	箱
毛布 (10枚入)	14	箱
避難所開設ボックス ※1	1	個
拡声器	4	個
携帯用ライト	3	個
ラジオ付きライト	1	個
ランタン	6	個
乾電池 単1アルカリ	48	個
乾電池 単2アルカリ	24	個
乾電池 単3アルカリ	27	個
LEDヘッドライト	2	個
非常用ライト	6	個
ガス調整器	1	個
感染症対策物品		
間仕切りセット (H1,800)	3	個
間仕切りセット (H900)	7	個
ワンタッチパーテーション (H1,400)	2	箱
エアマット	32	枚
エアマット専用ポンプ	1	個
非接触式デジタル温度計	3	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	6	個
ゴム手袋 (100枚/箱)	26	箱
フェイスシールド	150	枚
ビニールロールシート (30m/巻)	1	巻
手指用アルコール消毒液 (1ℓ/本)	5	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用 (17ℓ/缶)	1	缶
清掃用消毒液 (ZiⅡ:500ml/本)	6	本
清掃用消毒液・詰替え用 (ZiⅡ:5ℓ/個)	1	箱
発泡スチロールボックス (温度計保管用)	1	個
ペーパータオル (300枚/袋)	50	箱
レインコート (防護服代用)	150	着
不織布マスク (30枚/箱)	60	箱
不織布マスク (50枚/箱)	2	箱
ディスポ手袋 (100枚/箱)	1	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立ラック型自動ラップ式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個
4. 知立東小学校 (250)		
発電機	3	個
カセットガス発電機	1	個
ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	4	箱
チェーンソー	2	台
混合ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	1	箱
チェーンソーオイル	1	個
水中ポンプ	1	個
消防用ホース	3	本
三脚付投光器	2	組
LED投光器	1	基

はそり (大鍋) 一式	1	式
携帯用コンロ	59	台
クラッカー (食)	700	P
コードリール	4	個
USBポート付コードリール	1	個
ショベル	5	個
バール	5	個
スケール	1	個
下げ振り	1	個
バケツ	5	個
蓄光ロープ	10	本
担架	1	個
折畳式リヤカー	1	台
軍手	12	双
雑巾	5	枚
工具箱	1	箱
携帯電話充電セット	1	セット
テント	1	組
ワンタッチテント トイレ用	1	個
オレンジシート	2	枚
ブルーシート (2間×3間)	5	枚
下水道直結型トイレ 車椅子対応型	1	個
下水道直結型トイレ 一般	1	個
簡易組立トイレ 障がい者対応 (洋式)	4	個
簡易組立トイレ (和式)	2	個
簡易トイレ サニターⅡ	18	個
トイレ凝固剤セット	20	組
トイレットペーパー (48個入)	1	箱
多人数用救急箱	1	箱
毛布 (10枚入)	10	箱
避難所開設ボックス ※1	1	箱
拡声器	4	個
携帯用ライト	3	個
ラジオ付きライト	1	個
ランタン	6	個
乾電池 単1アルカリ	45	個
乾電池 単2アルカリ	24	個
乾電池 単3アルカリ	24	個
非常用ライト	1	個
土のう袋	80	枚
室内照明	2	個
ガス調整器	1	個
感染症対策物品		
間仕切りセット (H1,800)	3	個
間仕切りセット (H900)	6	個
ワンタッチパーテーション (H1,400)	2	箱
エアマット	32	枚
エアマット専用ポンプ	1	個
非接触式デジタル温度計	3	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	6	個
ゴム手袋 (100枚/箱)	22	箱
フェイスシールド	90	枚
ビニールロールシート (30m/巻)	1	巻
手指用アルコール消毒液 (1ℓ/本)	5	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用 (17ℓ/缶)	1	缶
清掃用消毒液 (ZiⅡ:500ml/本)	6	本
清掃用消毒液・詰替え用 (ZiⅡ:5ℓ/個)	1	箱
発泡スチロールボックス (温度計保管用)	1	個
ペーパータオル (300枚/袋)	30	箱
レインコート (防護服代用)	90	着
不織布マスク (30枚/箱)	35	箱

ディスポ手袋 (100枚/箱)	1	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立トランク型自動ラップ 式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個
5. 知立西小学校 (400)		
発電機	2	個
カセットガス発電機	1	個
ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	3	箱
チェーンソー	1	台
混合ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	1	箱
チェーンソーオイル	1	個
可搬消防ポンプ 一式	1	個
消防用ホース	6	本
三脚付投光器	2	組
LED投光器	2	基
はそり (大鍋) 一式	1	式
携帯用コンロ	56	台
クラッカー (食)	700	P
コードリール	4	個
USBポート付コードリール	1	個
ショベル	5	個
バール	5	個
スケール	2	個
下げ振り	2	個
バケツ	5	個
蓄光ロープ	10	本
荷締めベルト	6	本
担架	1	個
折畳式リヤカー	1	台
空気入れ	1	個
軍手	12	双
雑巾	4	枚
工具箱	1	箱
携帯電話充電セット	1	セット
テント	1	組
ワンタッチテント (トイレ用)	1	個
オレンジシート	3	枚
ブルーシート (2間×3間)	5	枚
組立式水槽	1	個
マンホールトイレ鍵	1	個
下水道直結型トイレ 車椅子対応型	1	個
下水道直結型トイレ 一般	1	個
簡易組立トイレ 障がい者対応 (洋式)	4	個
簡易組立トイレ (和式)	2	個
簡易トイレ サニターⅡ	16	個
トイレ凝固剤セット	20	組
トイレットペーパー (48個入)	1	箱
多人数用救急箱	1	箱
医療救護所用バッグ	1	個
トリアージタッグ (50枚入)	1	箱
毛布 (10枚入)	10	箱
避難所開設ボックス ※1	1	個
拡声器	4	個
携帯用ライト	3	個
ラジオ付きライト	1	個
ランタン	10	個
乾電池 単1アルカリ	60	個
乾電池 単2アルカリ	24	個
乾電池 単3アルカリ	24	個
LEDヘッドライト	2	個
非常用ライト	6	個
ガス調整器	1	個

感染症対策物品		
間仕切りセット (H1,800)	3	個
間仕切りセット (H900)	7	個
ワンタッチパーテーション (H1,400)	2	箱
エアマット	32	枚
エアマット専用ポンプ	1	個
非接触式デジタル温度計	4	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	8	個
ゴム手袋 (100枚/箱)	24	箱
フェイスシールド	120	枚
ビニールロールシート (30m/巻)	1	巻
手指用アルコール消毒液 (1ℓ/本)	5	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用 (17ℓ/缶)	1	缶
清掃用消毒液 (Zi II:500ml/本・12本/箱)	6	本
清掃用消毒液・詰替え用 (Zi II:5ℓ/缶)	1	箱
発泡スチロールボックス (温度計保管用)	1	個
ペーパータオル (300枚/袋)	40	箱
レインコート (防護服代用)	120	着
不織布マスク (30枚/箱)	60	箱
不織布マスク (50枚/箱)	2	箱
ディスポ手袋 (100枚/箱)	5	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立トランク型自動ラップ 式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個
6. ハツ田小学校 (300)		
発電機	2	個
カセットガス発電機	1	個
ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	2	箱
チェーンソー	1	台
混合ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	1	箱
チェーンソーオイル	1	個
三脚付投光器	2	組
LED投光器	1	基
はそり (大鍋) 一式	1	式
携帯用コンロ	48	台
クラッカー (食)	700	P
コードリール	4	個
USBポート付コードリール	1	個
ショベル	5	個
バール	5	個
スケール	1	個
下げ振り	1	個
バケツ	5	個
蓄光ロープ	10	本
荷締めベルト	4	本
担架	1	個
折畳式リヤカー	1	台
空気入れ	1	個
軍手	12	双
雑巾	5	枚
工具箱	1	箱
携帯電話充電セット	1	セット
テント	1	組
オレンジシート	2	枚
ブルーシート (2間×3間)	4	枚
組立式水槽	1	個
難燃性敷物 (10枚入)	8	箱
簡易組立トイレ 障がい者対応 (洋式)	4	個
簡易組立トイレ (和式)	2	個

簡易トイレ サンターⅡ	18	個
トイレ凝固剤セット	20	組
トイレットペーパー (48個入)	1	箱
多人数用救急箱	1	箱
トリアージタッグ (50枚入)	1	箱
毛布 (10枚入)	10	箱
避難所開設ボックス ※1	1	箱
拡声器	4	個
携帯用ライト	3	個
ラジオ付きライト	1	個
ランタン	6	個
乾電池 単1アルカリ	26	個
乾電池 単2アルカリ	24	個
乾電池 単3アルカリ	24	個
ダンボールベッド式	2	組
ガス調整器	1	個
感染症対策物品		
間仕切りセット (H1,800)	3	個
間仕切りセット (H900)	7	個
ワンタッチパーテーション (H1,400)	2	箱
エアマット	32	枚
エアマット専用ポンプ	1	個
非接触式デジタル温度計	3	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	6	個
ゴム手袋 (100枚/箱)	24	箱
フェイスシールド	120	枚
ビニールロールシート (30m/巻)	1	巻
手指用アルコール消毒液 (1ℓ/本)	5	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用 (17ℓ/缶)	1	缶
清掃用消毒液 (ZiⅡ:500ml/本・12本/箱)	6	本
清掃用消毒液・詰替え用 (ZiⅡ:5ℓ/缶・2缶/箱)	1	箱
発泡スチロールボックス (温度計保管用)	1	個
ペーパータオル (300枚/袋)	40	箱
レインコート (防護服代用)	120	着
不織布マスク (30枚/箱)	40	箱
不織布マスク (50枚/箱)	2	箱
ディスポ手袋 (100枚/箱)	4	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立トランク型自動フラップ式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個
7. 知立南小学校 (300)		
発電機	3	個
カセットガス発電機	1	個
ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	3	箱
チェーンソー	1	台
混合ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	1	箱
チェーンソーオイル	1	個
可搬消防ポンプ 一式	1	個
消防用ホース	10	本
三脚付投光器	2	組
LED投光器	1	基
はそり (大鍋) 一式	4	式
携帯用コンロ	48	台
クラッカー (食)	700	P
コードリール	4	個
USBポート付コードリール	1	個
ショベル	5	個
バール	5	個
スケール	1	個
下げ振り	1	個

蓄光ロープ	10	本
荷締めベルト	10	本
担架	1	個
折畳式リヤカー	1	台
空気入れ	1	個
軍手	9	双
雑巾	5	枚
工具箱	1	箱
携帯電話充電セット	1	セット
テント	1	組
ブルーシート (2間×3間)	7	枚
組立式水槽	1	個
下水道直結型トイレ 車椅子対応型	1	個
下水道直結型トイレ 一般	1	個
簡易組立トイレ 障がい者対応 (洋式)	4	個
簡易組立トイレ (和式)	2	個
簡易トイレ サンターⅡ	18	個
トイレ凝固剤セット	20	組
トイレットペーパー (48個入)	1	箱
医療救護所用バッグ	1	個
トリアージタッグ (50枚入)	1	箱
毛布 (10枚入)	11	箱
避難所開設ボックス ※1	1	箱
拡声器	4	個
携帯用ライト	3	個
ラジオ付きライト	1	個
ランタン	6	個
乾電池 単1アルカリ	48	個
乾電池 単2アルカリ	12	個
乾電池 単3アルカリ	24	個
LEDヘッドライト	2	個
非常用ライト	6	個
ガス調整器	1	個
感染症対策物品		
間仕切りセット (H1,800)	3	個
間仕切りセット (H900)	7	個
ワンタッチパーテーション (H1,400)	2	箱
エアマット	32	枚
エアマット専用ポンプ	1	個
非接触式デジタル温度計	3	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	6	個
ゴム手袋 (100枚/箱)	24	箱
フェイスシールド	120	枚
ビニールロールシート (30m/巻)	1	巻
手指用アルコール消毒液 (1ℓ/本)	5	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用 (17ℓ/缶)	1	缶
清掃用消毒液 (ZiⅡ:500ml/本・12本/箱)	6	本
清掃用消毒液・詰替え用 (ZiⅡ:5ℓ/缶)	1	箱
発泡スチロールボックス (温度計保管用)	1	個
ペーパータオル (300枚/袋)	40	箱
レインコート (防護服代用)	120	着
不織布マスク (30枚/箱)	40	箱
不織布マスク (50枚/箱)	2	箱
ディスポ手袋 (100枚/箱)	1	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立トランク型自動フラップ式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個

8. 知立中学校 (600)		
発電機	2	個
カセットガス発電機	1	個
ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	2	箱
チェーンソー	1	台
混合ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	1	箱
チェーンソーオイル	1	個
水中ポンプ	1	個
三脚付投光器	2	組
LED投光器	2	基
はそり (大鍋) 一式	1	式
携帯用コンロ	48	台
クラッカー (食)	700	P
コードリール	4	個
USBポート付コードリール	1	個
ショベル	10	個
バール	5	個
バケツ	5	個
蓄光ロープ	10	本
折畳式リヤカー	1	台
軍手	12	双
雑巾	5	枚
工具箱	1	箱
携帯電話充電セット	1	セット
ブルーシート (2間×3間)	8	袋
マンホールトイレ鍵	1	個
下水道直結型トイレ 車椅子対応型	1	個
下水道直結型トイレ 一般	1	個
簡易組立トイレ 身障者対応 (洋式)	4	個
簡易組立トイレ (和式)	2	個
簡易ボックストイレ	20	個
トイレ凝固剤セット	100	枚
トイレットペーパー (48個入)	1	箱
多人数用救急箱	1	箱
トリアージタッグ (50枚入)	1	箱
毛布 (10枚入)	10	箱
避難所開設ボックス ※1	1	箱
拡声器	4	個
携帯用ライト	3	個
ランタン	6	個
乾電池 単1アルカリ	30	個
乾電池 単2アルカリ	24	個
乾電池 単3アルカリ	3	個
ワンタッチテント (トイレ用) 3個入	1	箱
ガス調整器	1	個
感染症対策物品		
ワンタッチパーテーション (H1,800)	2	個
ワンタッチパーテーション (H1,400)	2	箱
エアマット	36	枚
エアマット専用ポンプ	2	個
非接触式デジタル温度計	6	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	12	個
ゴム手袋 (100枚/箱)	32	箱
フェイスシールド	230	枚
ビニールロールシート (30m/巻)	1	巻
手指用アルコール消毒液 (1ℓ/本)	5	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用 (17ℓ/缶)	1	缶
清掃用消毒液 (ZiII:500ml/本・12本/箱)	6	本
清掃用消毒液・詰替え用 (ZiII:5ℓ/缶)	1	箱
発泡スチロールボックス (温度計保管用)	1	個
ペーパータオル (300枚/袋)	60	箱
レインコート (防護服代用)	230	着

不織布マスク (30枚/箱)	95	箱
不織布マスク (50枚/箱)	1	箱
ディスポ手袋 (100枚/箱)	9	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立トランク型自動フリップ 式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個
9. 電北中学校 (500)		
発電機	2	個
カセットガス発電機	2	個
ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	1	箱
チェーンソー	1	台
混合ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	1	箱
三脚付投光器	2	組
LED投光器	2	基
はそり (大鍋) 一式	1	式
携帯用コンロ	48	台
クラッカー (食)	700	P
コードリール	4	個
USBポート付コードリール	1	個
ショベル	7	個
バール	5	個
スケール	1	個
下げ振り	1	個
バケツ	5	個
担架	1	個
折畳式リヤカー	1	台
軍手	12	双
雑巾	5	枚
工具箱	1	箱
携帯電話充電セット	1	セット
テント	1	組
ブルーシート (2間×3間)	4	枚
組立式水槽	1	個
簡易組立トイレ 身障者対応 (洋式)	4	個
簡易組立トイレ (和式)	2	個
簡易ボックストイレ	20	個
トイレ凝固剤セット	100	枚
トイレットペーパー (48個入)	1	箱
毛布 (10枚入)	10	箱
避難所開設ボックス ※1	1	個
拡声器	4	個
携帯用ライト	3	個
ラジオ付ライト	1	個
ランタン	6	個
乾電池 単1アルカリ	48	個
乾電池 単2アルカリ	47	個
乾電池 単3アルカリ	24	個
乾電池 単1マンガン	12	個
ガス調整器	1	個
感染症対策物品		
間仕切りセット (H1,800)	3	個
間仕切りセット (H900)	6	個
ワンタッチパーテーション (H1,400)	2	箱
エアマット	36	枚
エアマット専用ポンプ	2	個
非接触式デジタル温度計	5	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	10	個
ゴム手袋 (100枚/箱)	26	箱
フェイスシールド	150	枚
ビニールロールシート (30m/巻)	1	巻

手指用アルコール消毒液 (1ℓ/本)	5	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用 (17ℓ/缶)	1	缶
清掃用消毒液 (Zi II :500mℓ/本・12本/箱)	6	本
清掃用消毒液・詰替え用 (Zi II :5ℓ/缶)	1	箱
発泡スチロールボックス (温度計保管用)	1	個
ペーパータオル (300枚/袋)	50	箱
レインコート (防護服代用)	150	着
不織布マスク (30枚/箱)	75	箱
ディスポ手袋 (100枚/箱)	1	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立トラック型自動ラップ 式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個
10. 知立南中学校 (500)		
発電機	2	個
カセットガス発電機	2	個
ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	2	箱
チェーンソー	1	台
混合ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	1	箱
チェーンソーオイル	1	個
三脚付投光器	2	組
LED投光器	2	基
はそり (大鍋) 一式	1	式
携帯用コンロ	48	台
クラッカー (食)	700	P
コードリール	6	個
USBポート付コードリール	1	個
ショベル	5	個
バール	5	個
スケール	1	個
下げ振り	1	個
バケツ	5	個
蓄光ロープ	10	本
担架	1	個
折畳式リヤカー	2	台
空気入れ	1	個
軍手	12	双
雑巾	5	枚
工具箱	1	箱
携帯電話充電セット	1	セット
テント	1	組
オレンジシート	2	箱
ブルーシート (2間×3間)	4	枚
組立式水槽	1	個
簡易組立トイレ 身障者対応 (洋式)	4	個
簡易組立トイレ (和式)	2	個
簡易ボックストイレ	20	個
トイレ凝固剤セット	100	枚
トイレトーパー (48個入)	1	箱
トリアージタッグ (50枚入)	1	箱
毛布 (10枚入)	10	箱
避難所開設ボックス ※1	1	個
拡声器	4	個
携帯用ライト	3	個
ラジオ付ライト	1	個
ランタン	6	個
乾電池 単1アルカリ	48	個
乾電池 単2アルカリ	24	個
乾電池 単3アルカリ	27	個
ガス調整器	1	個

感染症対策物品		
間仕切りセット (H1,800)	3	個
間仕切りセット (H900)	7	個
ワンタッチパーテーション (H1,400)	2	箱
エアマット	36	枚
エアマット専用ポンプ	2	個
非接触式デジタル温度計	5	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	10	個
ゴム手袋 (100枚/箱)	26	箱
フェイスシールド	150	枚
ビニールロールシート (30m/巻)	1	巻
手指用アルコール消毒液 (1ℓ/本)	5	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用 (17ℓ/缶)	1	缶
清掃用消毒液 (Zi II :500mℓ/本・12本/箱)	6	本
清掃用消毒液・詰替え用 (Zi II :5ℓ/缶)	1	箱
発泡スチロールボックス (温度計保管用)	1	個
ペーパータオル (300枚/袋)	50	箱
レインコート (防護服代用)	150	着
不織布マスク (30枚/箱)	75	箱
不織布マスク (50枚/箱)	2	箱
ディスポ手袋 (100枚/箱)	1	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立トラック型自動ラップ 式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個
11. 知立高校 (500)		
発電機	3	個
カセットガス発電機	1	個
ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	3	箱
水中ポンプ	1	個
消防用ホース	3	本
三脚付投光器	2	組
LED投光器	1	基
はそり (大鍋) 一式	1	式
携帯用コンロ	48	台
クラッカー (食)	700	P
コードリール	4	個
USBポート付コードリール	1	個
ショベル	5	個
バール	5	個
スケール	1	個
下げ振り	1	個
バケツ	5	個
蓄光ロープ	10	本
担架	1	個
折畳式リヤカー	1	台
軍手	12	双
雑巾	5	枚
工具箱	1	箱
ブルーシート (2間×3間)	4	枚
ワンタッチテント トイレ用 WT-1	3	個
組立式水槽	1	個
マンホールトイレ鍵	1	個
下水道直結型トイレ 車椅子対応型	1	個
下水道直結型トイレ 一般	2	個
簡易組立トイレ 身障者対応 (洋式)	4	個
簡易組立トイレ (和式)	2	個
簡易ボックストイレ	20	個
トイレ凝固剤セット	100	枚
トイレトーパー (48個入)	1	箱
多人数用救急箱	1	箱
トリアージタッグ (50枚入)	1	箱
毛布 (10枚入)	10	箱
避難所開設ボックス ※1	1	個
拡声器	4	個

携帯用ライト	3	個
ランタン	6	個
乾電池 単1アルカリ	30	個
乾電池 単2アルカリ	24	個
乾電池 単3アルカリ	3	個
センサーライト	1	個
ガス調整器	1	個
感染症対策物品		
ワンタッチバーテーション (H1,800)	3	個
ワンタッチバーテーション (H1,000)	7	個
ワンタッチバーテーション (H1,400)	3	箱
エアマット	36	枚
エアマット専用ポンプ	2	個
非接触式デジタル温度計	5	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	10	個
ゴム手袋 (100枚/箱)	26	箱
フェイスシールド	150	枚
ビニールロールシート (30m/巻)	1	巻
手指用アルコール消毒液 (1ℓ/本)	5	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用 (17ℓ/缶)	1	缶
清掃用消毒液 (Zi II :500ml/本・12本/箱)	6	本
清掃用消毒液・詰替え用 (Zi II :5ℓ/缶)	1	箱
発泡スチロールボックス (温度計保管用)	1	個
ペーパータオル (300枚/袋)	50	箱
レインコート (防護服代用)	150	着
不織布マスク (30枚/箱)	85	箱
不織布マスク (50枚/箱)	2	箱
ディスポ手袋 (100枚/箱)	1	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立トランク型自動ラップ式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個
12. 知立東高校 (400)		
発電機	2	個
カセットガス発電機	1	個
ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	2	箱
可搬消防ポンプ 一式	1	個
消防用ホース	7	本
三脚付投光器	2	組
LED投光器	1	基
はそり (大鍋) 一式	1	式
携帯用コンロ	50	台
クラッカー (食)	700	P
コードリール	4	個
USBポート付コードリール	1	個
ショベル	5	個
バール	5	個
スケール	1	個
下げ振り	1	個
バケツ	5	個
蓄光ロープ	10	本
担架	1	個
折畳式リヤカー	1	台
軍手	12	双
雑巾	5	枚
工具箱	1	箱

ブルーシート (2間×3間)	4	枚
ワンタッチテント トイレ用 WT-1	2	個
組立式水槽	1	個
マンホールトイレ鍵	1	個
下水道直結型トイレ 車椅子対応型	1	個
下水道直結型トイレ 一般	1	個
簡易組立トイレ 身障者対応 (洋式)	4	個
簡易組立トイレ (和式)	2	個
簡易ボックストイレ	20	個
トイレ凝固剤セット	100	枚
トイレットペーパー (48個入)	1	箱
多人数用救急箱	1	箱
トリアージタッグ (50枚入)	1	箱
毛布 (10枚入)	10	箱
避難所開設ボックス ※1	1	個
拡声器	4	個
携帯用ライト	3	個
ランタン	6	個
乾電池 単1アルカリ	30	個
乾電池 単2アルカリ	24	個
乾電池 単3アルカリ	3	個
センサーライト	1	個
ガス調整器	1	個
感染症対策物品		
ワンタッチバーテーション (H1,800)	5	個
ワンタッチバーテーション (H1,000)	8	個
ワンタッチバーテーション (H1,400)	3	箱
エアマット	36	枚
エアマット専用ポンプ	2	個
非接触式デジタル温度計	3	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	6	個
ゴム手袋 (100枚/箱)	24	箱
フェイスシールド	120	枚
ビニールロールシート (30m/巻)	1	巻
手指用アルコール消毒液 (1ℓ/本)	5	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用 (17ℓ/缶)	1	缶
清掃用消毒液 (Zi II :500ml/本・12本/箱)	6	本
清掃用消毒液・詰替え用 (Zi II :5ℓ/缶)	1	箱
発泡スチロールボックス (温度計保管用)	1	個
ペーパータオル (300枚/袋)	40	箱
レインコート (防護服代用)	120	着
不織布マスク (30枚/箱)	60	箱
不織布マスク (50枚/箱)	2	箱
ディスポ手袋 (100枚/箱)	1	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立トランク型自動ラップ式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個
13. 上重原西保育園 (400)		
発電機	1	個
カセットガス発電機	1	個
ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	1	箱
チェーンソー	1	台
混合ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	1	箱
チェーンソーオイル	1	個
三脚付投光器	2	組
LED投光器	1	基
はそり (大鍋) 一式	1	式
携帯用コンロ	36	台
クラッカー (食)	700	P
コードリール	4	個
USBポート付コードリール	1	個
ショベル	10	個
バール	10	個
バケツ	5	個
蓄光ロープ	10	本
担架	1	個
折畳式リヤカー	1	台
空気入れ	1	個

軍手	12	双
雑巾	5	枚
工具箱	1	箱
テント	1	組
組立式水槽	1	個
簡易組立トイレ 身障者対応（洋式）	4	個
簡易組立トイレ（和式）	2	個
簡易ボックストイレ	40	個
トイレ凝固剤セット	100	枚
トイレットペーパー（48個入）	1	箱
多人数用救急箱	1	箱
毛布（10枚入）	10	箱
避難所開設ボックス ※1	1	個
拡声器	4	個
携帯用ライト	6	個
ランタン	6	個
乾電池 単1アルカリ	12	個
乾電池 単2アルカリ	22	個
ガス調整器	1	個
ラジオ付きライト	1	個
感染症対策物品		
ワンタッチパーテーション（H1,800）	1	個
ワンタッチパーテーション（H1,000）	1	個
ワンタッチパーテーション（H1,400）	1	個
エアマット	24	枚
エアマット専用ポンプ	1	個
非接触式デジタル温度計	3	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	6	個
ゴム手袋（100枚/箱）	22	箱
フェイスシールド	90	枚
ビニールロールシート（30m/巻）	1	巻
手指用アルコール消毒液（1ℓ/本）	5	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用（17ℓ/缶）	1	缶
清掃用消毒液（ZiⅡ:500mℓ/本）	6	本
清掃用消毒液・詰替え用（ZiⅡ:5ℓ/缶）	1	箱
発泡スチロールボックス（温度計保管用）	1	個
ペーパータオル（300枚/袋）	30	箱
レインコート（防護服代用）	90	着
不織布マスク（30枚/箱）	60	箱
不織布マスク（50枚/箱）	2	箱
ディスポ手袋（100枚/箱）	1	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立トラック型自動ラップ 式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個
14. 知立南保育園（191）		
発電機	2	個
カセットガス発電機	1	個
ガソリン（1ℓ/缶・4缶/箱）	2	箱
チェーンソー	1	台
混合ガソリン（1ℓ/缶・4缶/箱）	1	箱
チェーンソーオイル	1	個
三脚付投光器	2	組
LED投光器	1	基
はそり（大鍋）一式	1	式
携帯用コンロ	35	台
クラッカー（食）	700	P
コードリール	4	個
USBポート付コードリール	1	個
スケール	2	個
下げ振り	2	個
蓄光ロープ	10	本
担架	1	個
折畳式リヤカー	2	台
工具箱	1	箱

組立式水槽	1	個
簡易組立トイレ 身障者対応（洋式）	4	個
簡易組立トイレ（和式）	1	個
簡易ボックストイレ	20	個
トイレ凝固剤セット	100	枚
トイレットペーパー（48個入）	1	箱
多人数用救急箱	1	箱
毛布（10枚入）	10	箱
避難所開設ボックス ※1	1	箱
拡声器	4	個
携帯用ライト	3	個
ランタン	6	個
ガス調整器	1	個
感染症対策物品		
ワンタッチパーテーション（H1,800）	3	個
ワンタッチパーテーション（H1,000）	7	個
ワンタッチパーテーション（H1,400）	1	箱
エアマット	24	枚
エアマット専用ポンプ	1	個
非接触式デジタル温度計	2	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	4	個
ゴム手袋（100枚/箱）	20	箱
フェイスシールド	60	枚
ビニールロールシート（30m/巻）	1	巻
手指用アルコール消毒液（1ℓ/本）	5	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用（17ℓ/缶）	1	缶
清掃用消毒液（ZiⅡ:500mℓ/本）	6	本
清掃用消毒液・詰替え用（ZiⅡ:5ℓ/缶）	1	箱
発泡スチロールボックス（温度計保管用）	1	個
ペーパータオル（300枚/袋）	20	箱
レインコート（防護服代用）	60	着
不織布マスク（30枚/箱）	30	箱
不織布マスク（50枚/箱）	2	箱
ディスポ手袋（100枚/箱）	4	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立トラック型自動ラップ 式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個
15. 逢妻保育園（200）		
カセットガス発電機	1	個
LED投光器	1	基
携帯用コンロ	24	台
クラッカー（食）	280	P
トイレットペーパー（48個入）	1	箱
毛布（10枚入）	8	箱
避難所開設ボックス ※1	1	箱
ラジオ付ライト	1	個
ランタン	5	個
感染症対策物品		
ワンタッチパーテーション（H1,400）	2	個
エアマット	24	枚
エアマット専用ポンプ	1	個
非接触式デジタル温度計	2	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	4	個
ゴム手袋（100枚/箱）	20	箱
フェイスシールド	60	枚
ビニールロールシート（30m/巻）	1	巻
手指用アルコール消毒液（1ℓ/本）	5	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用（17ℓ/缶）	1	缶
清掃用消毒液（ZiⅡ:500mℓ/本）	6	本
清掃用消毒液・詰替え用（ZiⅡ:5ℓ/缶）	1	箱
発泡スチロールボックス（温度計保管用）	1	個
ペーパータオル（300枚/袋）	20	箱

レインコート（防護服代用）	60	着
不織布マスク（30枚/箱）	35	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立トランク型自動フリップ式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個
16. 高根保育園（200）		
発電機	2	個
カセットガス発電機	1	個
ガソリン（1ℓ/缶・4缶/箱）	2	箱
チェーンソー	1	台
混合ガソリン（1ℓ/缶・4缶/箱）	1	箱
チェーンソーオイル	1	個
三脚付投光器	2	組
LED投光器	1	基
はそり（大鍋）一式	1	式
携帯用コンロ	40	台
クラッカー（食）	700	P
コードリール	4	個
USBポート付コードリール	1	個
スケール	1	個
下げ振り	1	個
バケツ	1	個
蓄光ロープ	10	本
担架	1	個
折畳式リヤカー	1	台
軍手	12	双
雑巾	4	枚
工具箱	1	箱
組立式水槽	1	個
簡易組立トイレ 身障者対応（洋式）	4	個
簡易組立トイレ（和式）	2	個
簡易ボックストイレ	20	個
トイレ凝固剤セット	100	枚
トイレットペーパー（48個入）	1	箱
多人数用救急箱	1	箱
毛布（10枚入）	4	箱
避難所開設ボックス ※1	1	個
拡声器	4	個
携帯用ライト	3	個
ランタン	6	個
乾電池 単1アルカリ	18	個
乾電池 単3アルカリ	3	個
ガス調整器	1	個
感染症対策物品		
ワンタッチパーテーション（H1,800）	3	個
ワンタッチパーテーション（H1,000）	7	個
ワンタッチパーテーション（H1,400）	1	箱
エアマット	24	枚
エアマット専用ポンプ	1	個
非接触式デジタル温度計	2	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	4	個
ゴム手袋（100枚/箱）	20	箱
フェイスシールド	60	枚
ビニールロールシート（30m/巻）	1	巻
手指用アルコール消毒液（1ℓ/本）	5	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用（17ℓ/缶）	1	缶
清掃用消毒液（ZiⅡ:500ml/本）	6	本
清掃用消毒液・詰替え用（ZiⅡ:5ℓ/缶）	1	箱
発泡スチロールボックス（温度計保管用）	1	個
ペーパータオル（300枚/袋）	20	箱
レインコート（防護服代用）	60	着
不織布マスク（30枚/箱）	30	箱

不織布マスク（50枚/箱）	4	箱
ディスポ手袋（100枚/箱）	1	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立トランク型自動フリップ式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個
17. スギ薬局知立福祉アリーナ（600）		
発電機	2	個
カセットガス発電機	1	個
ガソリン（1ℓ/缶・4缶/箱）	3	箱
チェーンソー	1	台
混合ガソリン（1ℓ/缶・4缶/箱）	1	箱
チェーンソーオイル	1	個
可搬消防ポンプ 一式	1	個
消防ホース	4	本
吸管（消防ポンプ用）	1	個
筒先（消防ポンプ用）	1	個
三脚付投光器	2	組
LED投光器	1	基
はそり（大鍋）一式	1	式
携帯用コンロ	48	台
クラッカー（食）	700	P
コードリール	4	個
USBポート付コードリール	1	個
ショベル	5	個
バール	5	個
スケール	1	個
バケツ	5	個
蓄光ロープ	10	本
担架	1	個
折畳式リヤカー	1	台
軍手	12	双
雑巾	5	枚
工具箱	1	箱
ブルーシート（2間×3間）	4	箱
組立式水槽	1	個
下水道直結型トイレ 車椅子対応型	1	個
下水道直結型トイレ（一般）	2	個
簡易組立トイレ 身障者対応（洋式）	4	個
簡易組立トイレ（和式）	2	個
簡易ボックストイレ	20	個
トイレ凝固剤セット	100	枚
トイレットペーパー（48個入）	1	箱
多人数用救急箱	1	箱
トリアージタッグ（50枚入）	1	箱
毛布（10枚入）	8	箱
避難所開設ボックス ※1	1	個
拡声器	4	個
携帯用ライト	3	個
ランタン	6	個
乾電池 単1アルカリ	18	個
乾電池 単3アルカリ	3	個
ガス調整器	1	個
感染症対策物品		
ワンタッチパーテーション（H1,800）	3	個
ワンタッチパーテーション（H1,000）	9	個
ワンタッチパーテーション（H1,400）	3	箱
エアマット	40	枚
エアマット専用ポンプ	2	個
非接触式デジタル温度計	6	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	12	個

ゴム手袋（100枚/箱）	32	箱
フェイスシールド	230	枚
ビニールロールシート（30m/巻）	1	巻
手指用アルコール消毒液（1ℓ/本）	7	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用（17ℓ/缶）	2	缶
清掃用消毒液（ZiⅡ:500ml/本）	9	本
清掃用消毒液・詰替え用（ZiⅡ:5ℓ/缶）	2	箱
発泡スロールボックス（温度計保管用）	1	個
ペーパータオル（300枚/袋）	60	箱
レインコート（防護服代用）	230	着
不織布マスク（30枚/箱）	95	箱
不織布マスク（50枚/箱）	3	箱
ディスポ手袋（100枚/箱）	1	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立タンク型自動フリップ式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個
18. 知立文化広場（100）		
発電機	2	個
カセットガス発電機	1	個
ガソリン（1ℓ/缶・4缶/箱）	2	箱
チェーンソー	1	台
混合ガソリン（1ℓ/缶・4缶/箱）	1	箱
チェーンソーオイル	1	個
三脚付投光器	2	組
LED投光器	1	基
携帯用コンロ	48	台
クラッカー（食）	700	P
コードリール	4	個
USBポート付コードリール	1	個
ショベル	5	個
バール	5	個
スケール	1	個
下げ振り	1	個
バケツ	5	個
蓄光ロープ	12	本
担架	1	個
折畳式リヤカー	1	台
軍手	10	双
雑巾	5	枚
工具箱	1	箱
ブルーシート（2間×3間）	4	枚
組立式水槽	1	個
簡易組立トイレ 身障者対応（洋式）	4	個
簡易組立トイレ（和式）	2	個
簡易ボックストイレ	20	個
トイレ凝固剤セット	100	枚
トイレットペーパー（48個入）	1	箱
多人数用救急箱	1	箱
毛布（10枚入）	10	箱
避難所開設ボックス ※1	1	個
拡声器	4	個
携帯用ライト	3	個
ランタン	6	個
乾電池 単1アルカリ	12	個
乾電池 単2アルカリ	24	個
乾電池 単3アルカリ	3	個
感染症対策物品		
ワンタッチパーテーション（H1,400）	1	箱
エアマット	22	枚
エアマット専用ポンプ	1	個
非接触式デジタル温度計	2	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	4	個

ゴム手袋（100枚/箱）	20	箱
フェイスシールド	60	枚
ビニールロールシート（30m/巻）	1	巻
手指用アルコール消毒液（1ℓ/本）	5	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用（17ℓ/缶）	1	缶
清掃用消毒液（ZiⅡ:500ml/本）	6	本
清掃用消毒液・詰替え用（ZiⅡ:5ℓ/缶）	1	箱
発泡スロールボックス（温度計保管用）	1	個
ペーパータオル（300枚/袋）	20	箱
レインコート（防護服代用）	60	着
不織布マスク（30枚/箱）	20	箱
不織布マスク（50枚/箱）	2	箱
ディスポ手袋（100枚/箱）	1	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立タンク型自動フリップ式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個
19. 西丘文化センター（50）		
発電機	3	個
カセットガス発電機	1	個
ガソリン（1ℓ/缶・4缶/箱）	1	箱
チェーンソー	1	台
混合ガソリン（1ℓ/缶・4缶/箱）	1	箱
チェーンソーオイル	1	個
可搬消防ポンプ 一式	1	個
消防用ホース	3	本
吸管（消防ポンプ用）	1	個
筒先（消防ポンプ用）	1	個
三脚付投光器	2	組
LED投光器	1	基
はそり（大鍋）一式	1	式
携帯用コンロ	48	台
クラッカー（食）	350	P
コードリール	4	個
USBポート付コードリール	1	個
ショベル	5	個
バール	5	個
スケール	1	個
下げ振り	1	個
バケツ	5	個
蓄光ロープ	10	本
担架	1	個
折畳式リヤカー	1	台
軍手	12	双
雑巾	5	枚
工具箱	1	箱
ブルーシート（2間×3間）	4	枚
組立式水槽	1	個
簡易組立トイレ 身障者対応（洋式）	4	個
簡易組立トイレ（和式）	2	個
簡易ボックストイレ	20	個
トイレ凝固剤セット	100	枚
トイレットペーパー（48個入）	1	箱
多人数用救急箱	1	箱
毛布（10枚入）	10	箱
避難所開設ボックス ※1	1	個
拡声器	4	個
携帯用ライト	2	個
ランタン	6	個
乾電池 単1アルカリ	12	個
乾電池 単2アルカリ	24	個
乾電池 単3アルカリ	3	個
ガス調整器	1	個

感染症対策物品		
ワンタッチパーテーション (H1,400)	1	箱
エアマット	22	枚
エアマット専用ポンプ	1	個
非接触式デジタル温度計	1	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	2	個
ゴム手袋 (100枚/箱)	14	箱
フェイスシールド	30	枚
ビニールロールシート (30m/巻)	1	巻
手指用アルコール消毒液 (1ℓ/本)	5	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用 (17ℓ/缶)	1	缶
清掃用消毒液 (Zi II:500ml/本)	6	本
清掃用消毒液・詰替え用 (Zi II:5ℓ/缶)	1	箱
発泡スチロールボックス (温度計保管用)	1	個
ペーパータオル (300枚/袋)	5	箱
レインコート (防護服代用)	30	着
不織布マスク (30枚/箱)	10	箱
不織布マスク (50枚/箱)	2	箱
ディスポ手袋 (100枚/箱)	1	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立トランク型自動ラップ 式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個
20. 猿渡公民館 (50)		
カセットガス発電機	1	個
LED投光器	1	基
スケール	1	個
下げ振り	1	個
バケツ	4	個
蓄光ロープ	10	本
軍手	12	双
工具箱	1	箱
トイレットペーパー (48個入)	1	箱
毛布 (10枚入)	1	箱
避難所開設ボックス ※1	1	個
ランタン	6	個
乾電池 単1アルカリ	18	個
感染症対策物品		
ワンタッチパーテーション (H1,400)	1	箱
エアマット	22	枚
エアマット専用ポンプ	1	個
非接触式デジタル温度計	2	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	4	個
ゴム手袋 (100枚/箱)	18	箱
フェイスシールド	60	枚
ビニールロールシート (30m/巻)	1	巻
手指用アルコール消毒液 (1ℓ/本)	5	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用 (17ℓ/缶)	1	缶
清掃用消毒液 (Zi II:500ml/本)	6	本
清掃用消毒液・詰替え用 (Zi II:5ℓ/缶)	1	箱
発泡スチロールボックス (温度計保管用)	1	個
ペーパータオル (300枚/袋)	20	箱
レインコート (防護服代用)	60	着
不織布マスク (30枚/箱)	20	箱
不織布マスク (50枚/箱)	2	箱
ディスポ手袋 (100枚/箱)	1	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立トランク型自動ラップ 式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個
21. 知立市図書館 (800)		
発電機	3	個
カセットガス発電機	1	個
ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	3	箱

チェーンソー	1	台
混合ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	1	箱
チェーンソーオイル	1	個
三脚付投光器	2	組
LED投光器	1	基
はそり (大鍋) 一式	1	式
携帯用コンロ	48	台
クラッカー (食)	700	P
コードリール	4	個
USBポート付コードリール	1	個
ショベル	3	個
バール	5	個
スケール	1	個
下げ振り	1	個
バケツ	4	個
蓄光ロープ	20	本
担架	3	個
折畳式リヤカー	1	台
軍手	12	双
雑巾	5	枚
工具箱	1	箱
ブルーシート (2間×3間)	4	枚
組立式水槽	1	個
簡易組立トイレ 身障者対応 (洋式)	4	個
簡易組立トイレ (和式)	2	個
簡易ボックストイレ	20	個
トイレ凝固剤セット	100	枚
トイレットペーパー (48個入)	1	箱
多人数用救急箱	1	箱
毛布 (10枚入)	10	箱
避難所開設ボックス ※1	1	個
拡声器	4	個
携帯用ライト	3	個
ランタン	6	個
乾電池 単1アルカリ	36	個
乾電池 単2アルカリ	24	個
乾電池 単3アルカリ	3	個
ガス調整器	1	個
感染症対策物品		
ワンタッチパーテーション (H1,400)	1	箱
エアマット	24	枚
エアマット専用ポンプ	1	個
非接触式デジタル温度計	7	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	14	個
ゴム手袋 (100枚/箱)	32	箱
フェイスシールド	270	枚
ビニールロールシート (30m/巻)	1	巻
手指用アルコール消毒液 (1ℓ/本)	7	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用 (17ℓ/缶)	2	缶
清掃用消毒液 (Zi II:500ml/本)	9	本
清掃用消毒液・詰替え用 (Zi II:5ℓ/缶)	2	箱
発泡スチロールボックス (温度計保管用)	1	個
ペーパータオル (300枚/袋)	60	箱
レインコート (防護服代用)	270	着
不織布マスク (30枚/箱)	120	箱
不織布マスク (50枚/箱)	5	箱
ディスポ手袋 (100枚/箱)	5	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立トランク型自動ラップ 式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個

22. 八橋市営住宅集会所 (20)		
カセットガス発電機	1	個
LED投光器	1	個
感染症対策物品		
ワンタッチパーテーション (H1,800)	4	箱
エアマット	20	枚
エアマット専用ポンプ	1	個
非接触式デジタル温度計	1	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	2	個
ゴム手袋 (100枚/箱)	14	箱
フェイスシールド	30	枚
ビニールロールシート (30m/巻)	1	巻
手指用アルコール消毒液 (1ℓ/本)	3	本
清掃用消毒液 (Zi II:500ml/本)	3	本
発泡スロークロス (温度計保管用)	1	箱
ペーパータオル (300枚/袋)	5	箱
レインコート (防護服代用)	30	着
不織布マスク (30枚/箱)	5	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立トランク型自動フック 式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個
23. 昭和児童センター (150)		
発電機	1	個
カセットガス発電機	1	個
ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	1	箱
三脚付投光器	1	組
携帯用コンロ	10	台
コードリール	2	個
蓄光ロープ	5	本
担架	3	個
折畳式リヤカー	1	台
工具箱	1	箱
組立式水槽	1	個
簡易ボックストイレ	30	個
トイレ凝固剤セット	100	枚
多人数用救急箱	1	箱
毛布 (10枚入)	3	箱
拡声器	2	個
携帯用ライト	3	個
ランタン	6	個
乾電池 単1アルカリ	18	個
乾電池 単2アルカリ	24	個
感染症対策物品		
間仕切りセット (H1,800)	1	個
間仕切りセット (H1,000)	1	個
ワンタッチパーテーション (H1,400)	1	箱
エアマット	22	枚
エアマット専用ポンプ	1	個
非接触式デジタル温度計	2	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	4	個
ゴム手袋 (100枚/箱)	20	箱
フェイスシールド	60	枚
ビニールロールシート (30m/巻)	1	巻
手指用アルコール消毒液 (1ℓ/本)	5	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用 (17ℓ/缶)	1	缶
清掃用消毒液 (Zi II:500ml/本)	6	本
清掃用消毒液・詰替え用 (Zi II:5ℓ/缶)	1	箱
発泡スロークロス (温度計保管用)	1	着
ペーパータオル (300枚/袋)	20	箱
レインコート (防護服代用)	60	セット
不織布マスク (30枚/箱)	25	箱
不織布マスク (50枚/箱)	2	箱
ディスポ手袋 (100枚/箱)	1	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立トランク型自動フック 式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個

24. 上重原町公民館 (50)		
発電機	2	個
カセットガス発電機	1	個
ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	5	箱
チェーンソー	1	台
混合ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	1	箱
チェーンソーオイル	1	個
三脚付投光器	2	組
LED投光器	1	基
はそり (大鍋) 一式	1	式
携帯用コンロ	41	台
クラッカー (食)	350	ピース
コードリール	4	個
USBポート付コードリール	1	個
ショベル	5	個
バール	5	個
スケール	1	個
下げ振り	1	個
バケツ	1	個
蓄光ロープ	10	本
担架	1	個
折畳式リヤカー	1	台
軍手	12	双
工具箱	1	箱
テント	1	組
組立式水槽	1	個
簡易組立トイレ 身障者対応 (洋式)	4	個
簡易組立トイレ (和式)	2	個
簡易ボックストイレ	20	個
トイレ凝固剤セット	100	枚
トイレレットペーパー (48個入)	1	箱
多人数用救急箱	1	箱
毛布 (10枚入)	10	箱
避難所開設ボックス ※1	1	個
拡声器	4	個
携帯用ライト	2	個
ランタン	1	個
乾電池 単1アルカリ	17	個
乾電池 単2アルカリ	46	個
乾電池 単3アルカリ	3	個
ガス調整器	1	個
感染症対策物品		
ワンタッチパーテーション (H1,000)	7	個
ワンタッチパーテーション (H1,800)	2	個
ワンタッチパーテーション (H1,400)	1	箱
エアマット	22	枚
エアマット専用ポンプ	1	個
非接触式デジタル温度計	1	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	2	個
ゴム手袋 (100枚/箱)	14	箱
フェイスシールド	30	枚
ビニールロールシート (30m/巻)	1	巻
手指用アルコール消毒液 (1ℓ/本)	5	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用 (17ℓ/缶)	1	缶
清掃用消毒液 (Zi II:500ml/本)	6	本
清掃用消毒液・詰替え用 (Zi II:5ℓ/缶)	1	箱
発泡スロークロス (温度計保管用)	1	個
ペーパータオル (300枚/袋)	5	箱
レインコート (防護服代用)	30	着
不織布マスク (30枚/箱)	10	箱
不織布マスク (50枚/箱)	2	箱

ディスポ手袋（100枚/箱）	1	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立ドラック型自動ラップ 式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個
25. 逢妻町公民館（20）		
発電機	1	個
カセットガス発電機	1	個
ガソリン（1ℓ/缶・4缶/箱）	1	箱
三脚付投光器	1	組
LED投光器	1	基
携帯用コンロ	10	台
スケール	1	個
下げ振り	1	個
蓄光ロープ	5	本
担架	1	個
折畳式リヤカー	1	台
工具箱	1	箱
組立式水槽	1	個
難燃性敷物（10枚入）	10	箱
簡易ボックストイレ	50	個
トイレ凝固剤セット	100	枚
多人数用救急箱	1	箱
毛布（10枚入）	10	箱
拡声器	1	個
携帯用ライト	3	個
感染症対策物品		
ワンタッチパーテーション（H1,400）	1	箱
エアマット	22	枚
エアマット専用ポンプ	1	個
非接触式デジタル温度計	1	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	2	個
ゴム手袋（100枚/箱）	14	箱
フェイスシールド	30	枚
ビニールロールシート（30m/巻）	1	巻
手指用アルコール消毒液（1ℓ/本）	3	本
清掃用消毒液（Zi II:500ml/本）	3	本
発泡スロークロス（温度計保管用）	1	個
ペーパータオル（300枚/袋）	5	箱
レインコート（防護服代用）	30	着
不織布マスク（30枚/箱）	5	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立ドラック型自動ラップ 式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個
26. 西中町第1公民館（50）		
発電機	1	個
カセットガス発電機	1	個
ガソリン（1ℓ/缶・4缶/箱）	1	箱
LED投光器	1	基
携帯用コンロ	24	台
工具箱	1	箱
トイレットペーパー（48個入）	1	箱
多人数用救急箱	1	箱
毛布（10枚入）	3	箱
避難所開設ボックス ※1	1	個
ラジオ付ライト	1	個
ランタン	6	個
感染症対策物品		
ワンタッチパーテーション（H1,400）	1	箱
エアマット	22	枚
エアマット専用ポンプ	1	個
非接触式デジタル温度計	1	個
非接触式デジタル温度計用 単4乾電池	2	個
ゴム手袋（100枚/箱）	14	箱
フェイスシールド	30	枚

ビニールロールシート（30m/巻）	1	巻
手指用アルコール消毒液（1ℓ/本）	5	本
手指用アルコール消毒液・詰替え用（17ℓ/缶）	1	缶
清掃用消毒液（Zi II:500ml/本）	6	本
清掃用消毒液・詰替え用（Zi II:5ℓ/缶）	1	箱
発泡スロークロス（温度計保管用）	1	着
ペーパータオル（300枚/袋）	5	箱
レインコート（防護服代用）	30	セット
不織布マスク（30枚/箱）	10	箱
防護具セット ※2	5	セット
組立ドラック型自動ラップ 式トイレ及びセット ※3	2	セット
ワンタッチテント トイレ用	1	個

【その他の防災倉庫】

文化会館防災倉庫		
ガソリン（1ℓ/缶・4缶/箱）	2	箱
消防ポンプ（大）	2	個
吸着消火ポンプ用	2	個
USBポート付コードリール	1	個
クラッカー（食）	350	P
蓄光ロープ	10	本
難燃性敷物（10枚入）	18	枚
多人数用救急箱	1	箱
トリアージタッグ（50枚入）	1	箱
毛布（10枚入）	7	箱
ランタン	6	個
乾電池 単1アルカリ	20	個
飲料水兼用耐震性貯水槽（100,000ℓ/基）	1	基
感染症対策物品		
不織布マスク（50枚/箱）	2	箱
ディスポ手袋（100枚/箱）	1	箱
上重原公園防災倉庫		
発電機	3	個
ガソリン（1ℓ/缶・4缶/箱）	2	箱
混合ガソリン（1ℓ/缶・4缶/箱）	1	箱
チェーンソー	1	台
チェーンソーオイル	1	個
三脚付投光器	2	組
はそり（大鍋）一式	1	式
携帯用コンロ	54	台
クラッカー（食）	350	P
コードリール	4	個
USBポート付コードリール	1	個
ショベル	5	個
バール	5	個
蓄光ロープ	10	本
担架	1	個
折畳式リヤカー	1	台
テント	1	組
ブルーシート（2間×3間）	12	枚
組立式水槽	1	個
マンホールトイレ鍵	1	個
下水道直結型トイレ 車椅子対応型	1	個
下水道直結型トイレ 一般	4	個
簡易組立トイレ 身障者対応（洋式）	4	個
簡易組立トイレ（和式）	2	個
簡易ボックストイレ	20	個
トイレ凝固剤セット	100	枚
多人数用救急箱	1	箱
毛布（10枚入）	10	箱
車椅子	2	台
ランタン	6	個
拡声器	4	個

携帯用ライト	3	個
乾電池 単1アルカリ	8	個
折畳ポリ容器	10	個
折畳自転車	1	台
ミネラルウォーター (2ℓ×6本/箱)	16	本
ウォータータンク (10L 30個入)	10	箱
ガス調整器	1	個
感染症対策物品		
不織布マスク (50枚/箱)	2	箱
ディスポ手袋 (100枚/箱)	1	箱
昭和6号公園防災倉庫		
発電機	2	個
ガソリン (1ℓ/缶・4缶/箱)	1	箱
水中ポンプ	1	個
消防用ホース	2	個
三脚付投光器	2	個
コードリール	4	個
USBポート付コードリール	1	個
蓄光ロープ	10	本
折畳式リヤカー	1	台
工具箱	1	箱
マンホールトイレ鍵	1	個
下水道直結型トイレ 車椅子対応型	1	個
下水道直結型トイレ 一般	2	個
簡易組立トイレ 身障者対応 (洋式)	4	個
簡易組立トイレ (和式)	2	個
携帯用ライト	8	個
ランタン	6	個
乾電池 単1アルカリ	30	個
乾電池 単1マンガン	25	個
LEDセンサーライト (電池式)	1	個
感染症対策物品		
ワンタッチテント トイレ用	2	個
保健センター		
多人数用救急箱	2	箱
拡声器	2	個
携帯用ライト	4	個
乾電池 単1アルカリ	16	個
防災かばん (医療救護所用)	8	個
テタガムP筋注シリンジ250	6	本
沈降破傷風トキソイドキット	12	セット
沈降破傷風トキソイド	3	個
アルビニー坐剤100	3	セット
ナウゼリン坐剤10	3	セット
水 (1.5ℓ)	24	本
感染症対策物品		
ディスポマスク (50枚/箱)	5	箱
ディスポ手袋 (100枚/箱)	5	箱

備蓄食料等	
1. 市役所	
品 名	数量(食)
現業棟倉庫	
食糧	43,090
(内訳)	
アルファーマイ	9,000
おかゆ	5,000
携帯おにぎり	13,000
スーパーバランス	1,600
クラッカー (各避難所配備)	14,490
ペットボトル飲料水	3,372
粉ミルク (13 g)	3,840
粉ミルク缶 (アレルギー対応800 g)	6
液体ミルク	240
紙おむつ	480

※1 避難所開設ボックスの内容

カーボン紙
ガムテープ
カラーバーファイル A4
バインダー
ボールペン
マジック
鉛筆
白紙 A4
避難者名簿 A4
避難所運営マニュアル
無線番号一覧表

※2 防護具セットの内容

防護服
シューズカバー
N95マスク
ゴーグル
アウターグローブ
ニトリル製グローブ

※3 セットの内容

ラップ式トイレ専用消耗品
ラップ式トイレ専用バッテリー

12. 指定避難施設・緊急輸送道路

(1) 指定避難所【地震・風水害】

(令和7年3月1日現在)

名 称	所在地	収容可能人員		施設の 種類別 (階)	面積 (㎡)	電話 番号
		長期 避難所	一時 避難所			
知立小学校体育館	中町花山 70	450	650	RC	1,364	81-1371
猿渡小学校体育館	上重原町小針 115	250	350	S	773	81-1372
来迎寺小学校体育館	来迎寺外山 5-1	400	600	RC	1,225	81-1373
知立東小学校体育館	昭和9丁目 1	250	350	S	775	81-3694
知立西小学校体育館	鳥居一丁目 13-2	400	600	S	1,198	82-0575
八ツ田小学校体育館	八ツ田町川畔 45	300	400	S	858	82-6807
知立南小学校体育館	新林町新林 55-1	300	400	S	858	83-0616
知立中学校体育館	広見二丁目 4	600	900	RC	1,816	81-1370
竜北中学校体育館	山屋敷町東山 2-2	500	750	S	1,555	82-8131
知立南中学校体育館	新林町本林 20-1	500	750	S	1,500	82-5155
知立高校体育館	弘法二丁目 5-8	500	800	RC	1,642※	81-0319
知立高校武道場	弘法二丁目 5-8	121	181	S	363.63	81-0319
知立東高校体育館	長篠町大山 18-6	400	600	RC 4 階	1,244※	82-0568
知立東高校武道場	長篠町大山 18-6	129	193	RC 4 階	387	82-0568
上重原西保育園	上重原町城後 60-4	400	600	RC	1,244	82-9246
知立南保育園	八ツ田町神明 35	191	287	RC	574	81-4056
逢妻保育園	逢妻町錦 8	200	350	主に S	741	82-2733
高根保育園	牛田町高根 218	200	300	主に S	664	82-4417
スギ薬局知立福祉アリーナ（知立市福祉体育館）	西町草刈 10-5	600	900	RC+S	1,893※	82-5151
知立文化広場	八橋町井戸尻 28-1	100	200	RC	452	83-2673
西丘文化センター	西丘町西丘 32-1	50	100	RC 2 階	230	82-1200
猿渡公民館	上重原町小針 118-6	100	200	RC 2 階	468	83-0676
知立市図書館	南新地二丁目 3-3	800	1,200	RC 2 階	2,477	83-1131
八橋市営住宅集会所	八橋町山田谷 8-81	20	30	PC	70	
昭和児童センター	昭和7丁目 1	150	250	RC	507	81-1380
上重原町公民館	上重原町本郷 38	50	100	S	234	82-2552
逢妻町公民館	逢妻町錦 11-3	20	30	S 3 階	120	82-1960
西中町第1公民館	西中町天神 27-2	50	100	S	210	83-2367
計		7,781	11,797			

※ 施設の種類別において、RC とは鉄筋コンクリート造、S とは鉄骨造、PC とはプレキャストコンクリート造を示す。

※ 避難所に指定した場所の面積。その他は、当該施設の延べ床面積。

収容可能人数については、以下の方法で算出

長期避難所・・・1人当たり 3 ㎡で算出 一時避難所・・・1人当たり 2 ㎡で算出

※ただし、公民館等は事務室や通路等避難所として使用できない面積を除いて算出。（表中は施設の延べ床面積であるため、上記算出方法に拠らない場合もあります。）

(2) 指定広域避難場所（指定緊急避難場所）【地震】

名 称	所在地	面積（㎡）
知立小学校校庭	中町花山 70	13,540
猿渡小学校校庭	上重原町小針 115	9,604
来迎寺小学校校庭	来迎寺町外山 5-1	11,439
知立東小学校校庭	昭和 9 丁目 1	9,783
知立西小学校校庭	上重原町鳥居一丁目 13-2	9,891
八ツ田小学校校庭	八ツ田町川畔 45	9,929
知立南小学校校庭	新林町新林 55-1	11,537
知立中学校校庭	広見二丁目 4	13,932
竜北中学校校庭	山屋敷町東山 2-2	18,037
知立南中学校校庭	新林町本林 20-1	13,395
知立高校校庭	弘法二丁目 5-8	22,067
知立東高校校庭	長篠町大山 18-6	13,179※
知立文化広場グラウンド	八橋町井戸尻 28-1	6,200
知立市文化会館駐車場	上重原町間瀬口 116	16,872
昭和 6 号公園	昭和 9 丁目 3	16,750
草刈公園	西町草刈 10-1	17,667
新地公園	南新地三丁目 1-1	15,443
上重原公園	上重原三丁目 109	10,018

※ 避難場所に指定した場所の面積。その他は、当該施設の建物部分を除いた敷地面積。

(3) 指定一時避難地（指定緊急避難場所）

【地震・風水害】

名 称	所 在 地
桐山公園	山屋敷町桐山 19-1
八橋児童遊園	八橋町神戸 44-2
昭和 2 号公園	昭和 3 丁目 5-2
昭和 3 号公園	昭和 4 丁目 12
昭和 4 号公園	昭和 5 丁目 8
中新切公園	南陽二丁目 122
矢田良根公園	八ツ田町二丁目 5
西ノ割公園	谷田町西二丁目 1
池下公園	八橋町池下 112
大流公園	八橋町大流 34-58
丸坪公園	逢妻町丸坪 41-1
御手洗公園	山町御手洗 2-2

名 称	所 在 地
弘法わくわく広場	弘法町弘法山 40-2
宝保育園	宝二丁目 3-9
西中町第 2 公民館	西中町中新切 55-1
牛田町公民館	牛田町西屋敷 91
谷田町第 2 公民館	谷田町北屋下 26-4
山屋敷町公民館	山屋敷町高場 7-1

【風水害の場合追加】

名 称	所 在 地
新林町公民館	新林町平草 54-2
南陽区公民館	新池 2 丁目 100

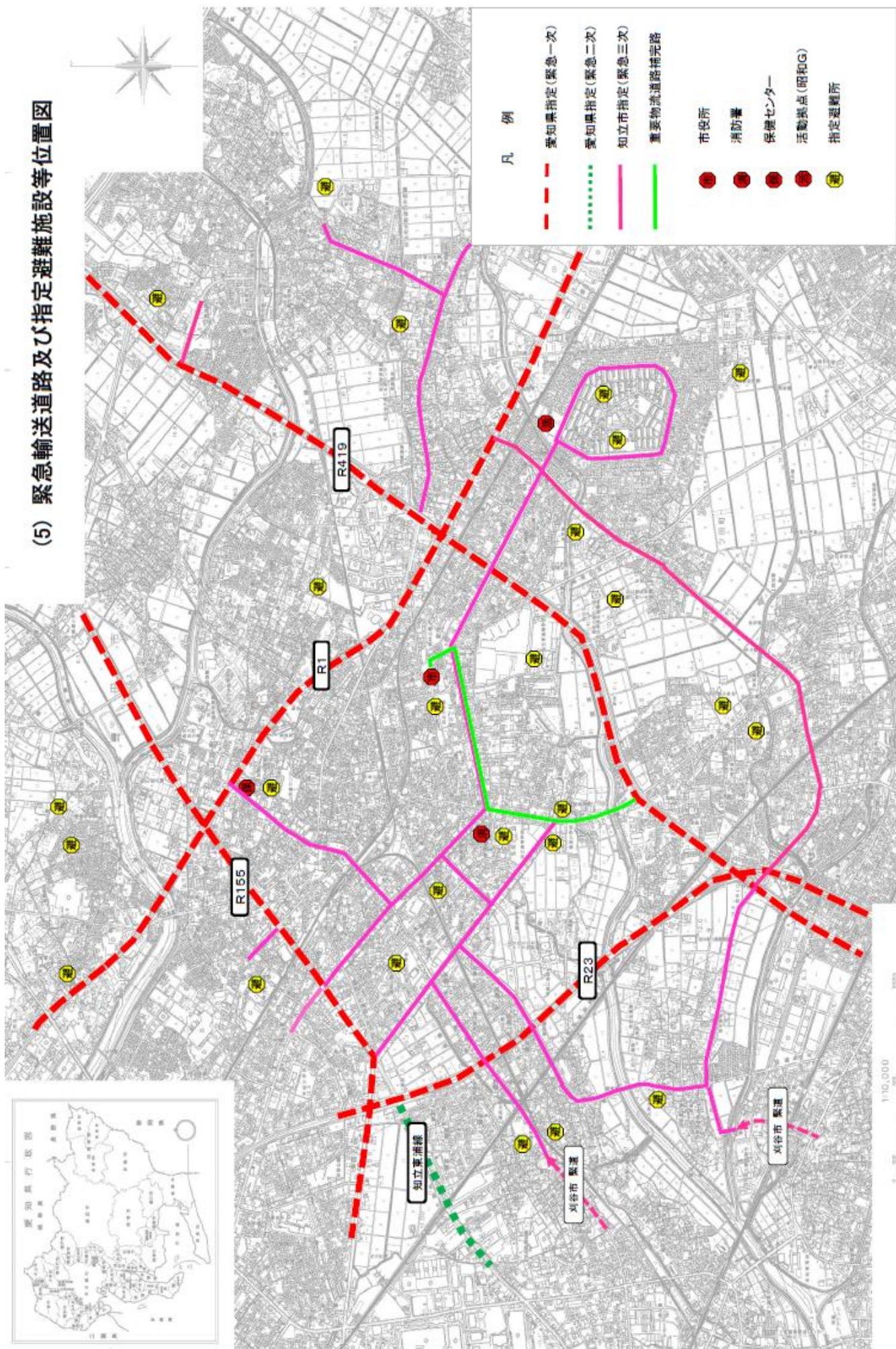
(4) 福祉避難所

※福祉避難所は災害発生直後には開設せず、必要に応じて開設する二次避難所です。

名 称	所 在 地	対 象
特別養護老人ホーム ヴィラトピア知立	山屋敷町富士塚1番地336	介護が必要な高齢者及び 身体障がい者
特別養護老人ホーム ほほえみの里	昭和2丁目4番地3	介護が必要な高齢者及び 身体障がい者
知立老人保健施設	新林町北林44番地	介護が必要な高齢者及び 身体障がい者
有料老人ホームオレンジnoah	八ツ田町神明41番地	介護が必要な高齢者及び 身体障害者
おんじいのへや知立店※	八ツ田町泉38番地	介護が必要な高齢者及び 身体障害者
けやき作業所	知立市弘法町弘法山43番地5	知的障がい者及び精神障 がい者
メープルけやき	八ツ田町泉45番地	知的障がい者及び精神障 がい者
かとれあワークス※	桜木町桜木11番地2	知的障がい者及び精神障 がい者
いきがいセンター	八ツ田町泉43番地1	身体障がい者、知的障がい 者及び精神障がい者
中央子育て支援センター	東栄1丁目45番地	妊産婦
小規模多機能ホーム いつも のところ	谷田町南屋下88番地2	介護が必要な高齢者及び 身体障害者

※当該2施設は、浸水想定区域内に位置しているため、水害時には開設できない場合があります。

(5) 緊急輸送道路及び指定避難施設等位置図



13. 防疫用資機材

(1) 防疫用資機材

(令和 7 年 12 月 1 日現在)

管理課	品名	数量
市民部環境課	二兼機	1 台
	噴霧器（背機）	3 台

(2) 消毒用薬剤

(令和 7 年 12 月 1 日現在)

管理課	品名	容量	数量
市民部環境課	クレゾール	500m l	331 本
	フマゾール乳剤	500m l	44 本
	バイゾール S	100m l	849 本
	パンゾール	500m l	40 本
	ミケゾール	500m l	480 本
	塩化ベンザルコニウム液	100m l	333 本
	塩化ベンザルコニウム液	500m l	30 本

14. 下水道施設

(令和 7 年 12 月 1 日現在)

下水道施設名	設置場所	連絡方法	
		電話番号	その他
落合ポンプ場	刈谷市一ツ木町岐路地内	21-0388	専用回線
マンホールポンプ西町 1 号	知立市西町逢生地内		
マンホールポンプ西町 2 号	知立市西町逢生地内		
マンホールポンプ西町 3 号	知立市西町新川地内		
マンホールポンプ西町 4 号	知立市西町新川地内		
マンホールポンプ西町 5 号	知立市中山町東狭間地内		
マンホールポンプ西町 6 号	知立市中山町東狭間地内		
マンホールポンプ西町 7 号	知立市内幸町加藤地内		
マンホールポンプ西町 8 号	知立市中山町神狭間地内		
マンホールポンプ西町 9 号	知立市山町御手洗地内		
マンホールポンプ西町 10 号	知立市山町御手洗地内		
マンホールポンプ西町 11 号	知立市西町宮腰地内		
マンホールポンプ西町 12 号	知立市西町本田地内		
マンホールポンプ西町 13 号	知立市山町北引馬野地内		
マンホールポンプ西町 14 号	知立市山屋敷町板張地内		
マンホールポンプ西町 15 号	知立市宝町二丁目地内	81-5660	
マンホールポンプ西町 16 号	知立市西町新川地内		
マンホールポンプ西町 17 号	知立市西町神狭間地内		

マンホールポンプ重原 1 号	知立市上重原町中根地内		
マンホールポンプ重原 2 号	知立市上重原村上地内		
マンホールポンプ昭和 1 号	知立市牛田町尼子田地内		
マンホールポンプ昭和 2 号	知立市南陽二丁目地内		
マンホールポンプ昭和 3 号	知立市牛田町尼子田地内		
マンホールポンプ昭和 4 号	知立市牛田町尼子田地内		
マンホールポンプ谷田 1 号	知立市谷田町本林三丁目地内		
マンホールポンプ谷田 2 号	知立市谷田町本林二丁目地内		
マンホールポンプ谷田 3 号	知立市谷田町西二丁目地内		
マンホールポンプ谷田 4 号	谷田町西中町北吹戸地内		
マンホールポンプ谷田 5 号	知立市新林町新林地内		
マンホールポンプ谷田 6 号	知立市谷田町上空池地内		
マンホールポンプ弘法 1 号	知立市弘法町小針下地内		
マンホールポンプ弘法 2 号	知立市弘法町弘法下地内		
マンホールポンプ弘法 3 号	知立市弘法町弘法山地内		
マンホールポンプ弘法 4 号	知立市新林町欠藪地内		
マンホールポンプ弘法 5 号	知立市新林町北林地内		
マンホールポンプ弘法 6 号	知立市新林町平草地内		
マンホールポンプ弘法 7 号	知立市新林町欠藪地内		

15. 知立市危険物安全協会

(令和 7 年度)

No.	事業所名	事業所所在地	種別	電話番号
1	愛知県知立建設事務所	上重原町蔵福寺 124 番地	少量	82-3111
2	秋田工業株式会社	西町逢生 13 番地 1	石油	82-2222
3	医療法人秋田病院	宝二丁目 6 番地 12	少量	81-2763
4	泉石油株式会社セルフどきどきプラザ	鳥居一丁目 6 番地 8	石油	83-7220
5	いちご狩り農園苺香	八橋町山田谷 8 番地 55	少量	78-7715
6	磯村石油店	中山町東狭間 31 番地	石油	81-0611
7	株式会社伊藤陸運	上重原町長篠 37 番地 1	石油	81-7121
8	出光リテール販売株式会社 中部カンパニー 知立営業所	八ツ田町門前 20 番地 4	石油	81-5022
9	岩瀬塗装有限会社	西中町中長 27 番地 1	石油	82-0221
10	ウチダ株式会社知立営業所	山町東並木北 22 番地	石油	83-0881
11	表屋株式会社	西町宮腰 29 番地	石油	91-8178
12	鹿島道路株式会社中部支店	山屋敷町板張 10 番地	石油	83-3231
13	株式会社蒲スプリング製作所	長篠町新田 60 番地 2	少量	81-2616
14	株式会社刈谷熱煉工業所知立工場	新林町北林 48 番地 1	石油	82-4421
15	株式会社かんでんエンジニアリング 豊田営業所	牛田一丁目 39 番地	少量	82-0666
16	倉田商店	弘栄二丁目 57 番地	L P	81-0636
17	クリーニングのミヤコ	谷田町宝土 26 番地 2	少量	82-4895
18	黒金化成株式会社知立工場	山屋敷町山屋敷 25 番地	石油	81-1845
19	黒金化成株式会社テクニカルセンター	西中町荒新切 87 番地	石油	83-5387
20	有限会社ケイズカンパニー	中町花山 28 番地 1	石油	81-4126
21	光陽陸運株式会社	中山町東狭間 25 番地 6	石油	70-7410
22	株式会社コクネ	新地町吉良道東 31 番地	石油・L P	81-4661
23	コスモ石油販売株式会社 セルフピュア上重原給油所	鳥居二丁目 14 番地 3	石油	84-5577
24	サーラ E & L 名古屋株式会社	鳥居一丁目 1 番地 1 7	L P	82-0155
25	株式会社 C S 三河知立店	西中町北吹戸 50 番地 1	L P	83-7711
26	株式会社下林	西町新川 13 番地 1	石油・L P	81-0040
27	白月工業株式会社東部支社	西町宮腰 10 番地 1	少量	83-1711
28	神東アクサルタコーティングシステムズ株式会社	牛田町遠新切 15 番地	少量	81-1637
29	新日本ガス株式会社三河支店	谷田町本林一丁目 3 番地 5	L P	83-3155
30	有限会社晋和興業	牛田町小深田 26 番地	少量	81-2319
31	杉原塗料店	上重原町本郷 73 番地	石油	81-9665
32	大京運輸株式会社	西中町北吹戸 51 番地 1	石油	82-8730
33	高橋工業株式会社	上重原町曇り 84 番地 1	少量	81-2225
34	秩父運輸株式会社	牛田町尼子田 1 番地 1	石油	81-3322
35	知立衛生株式会社	山屋敷町見社 21 番地	石油	81-1426
36	知立市役所	広見三丁目 1 番地	石油	83-1111

37	株式会社榎屋	山町東並木北 22 番地 4	石油	83-2121
38	榎屋ケミカル株式会社	山町五八山 11 番地 1	石油	82-5811
39	株式会社天狗堂	新池二丁目 39 番地	石油	81-0605
40	豊田産業株式会社	上重原町花立 62 番地 3	少量	21-4565
41	豊臣熱処理工業株式会社	牛田町遠新切 21 番地 8	石油	82-7338
42	株式会社ドミースーパーセンター 知立店	上重原町己ノ池 53 番地 1	石油	81-5000
43	中川工業株式会社	山屋敷町向田 20 番地 1	石油	81-3345
44	中川物産株式会社	上重原町丸山 61 番地 1	石油	84-5155
45	中日本産業株式会社	新林町平草 48 番地 1	少量	81-4751
46	中村工業株式会社	弘法一丁目 8 番地 2	石油	83-0283
47	株式会社中屋	牛田二丁目 10 番地	L P	81-2161
48	日本特殊塗料株式会社 愛知工場	山町東並木北 12 番地	石油	81-2771
49	野々山運輸株式会社	鳥居二丁目 12 番地 5	石油	81-0780
50	有限会社野々山石油店	上重原町恩田 250 番地 1	石油	81-1899
51	野村工業株式会社	長篠町丸山 3 番地 25	少量	81-3007
52	日比野工業株式会社	新林町小深田 18 番地 1	少量	82-5118
53	藤川金属株式会社	上重原町曇り 125 番地 1	少量	21-2725
54	株式会社 F U J I	山町茶碓山 19 番地	少量	81-2111
55	フジキン油業有限会社	八ツ田町神明 1 番地	石油	81-4038
56	医療法人深谷会富士病院	牛田町西屋敷 137 番地 1	石油	85-1000
57	株式会社フジプロ	牛田町遠新切 48 番地	L P	81-2341
58	フタバ産業株式会社知立工場	逢妻町道瀬山 110 番地	少量	81-1851
59	ブラザー精密工業株式会社	池端 2 丁目 43 番地	石油	81-1211
60	株式会社三河シー・エス・エヌセルフステーション 知立 S S	八ツ田町一丁目 1 番地	石油	83-3938
61	三河西濃運輸株式会社	牛田二丁目 58 番地	石油	82-5100
62	株式会社ミック三河支店	来迎寺町下り戸 28 番地 1	石油	93-2851
63	株式会社宮田工業	山屋敷町見社 48 番地	少量	82-6607
64	ミヤマ精工株式会社	逢妻町金山 16 番地 1	少量	83-0232
65	名鉄バス株式会社知立営業所	鳥居二丁目 3 番地 2	石油	81-4334
66	名南熱処理工業株式会社	山屋敷町山屋敷 25 番地 21	石油	81-1546
67	株式会社明和自動車	上重原町曇り 119 番地	少量	82-1766
68	有限会社モトオカ	山町山 100 番地 1	L P	81-1729
69	大和リテック株式会社知立支店	山屋敷町向田 22 番地 2	少量	81-2655
70	学校法人山本学園	池端 1 丁目 13 番地	少量	81-2151
71	株式会社レーザックス	新林町小深田 7 番地	少量	83-2229
72	株式会社渡辺機械製作所	西町宮後 66 番地	少量	81-2345
73	渡辺工業株式会社	西町宮腰 35 番地	少量	83-1212

16. 市内病院・医院・薬局

(1) 病院・医院（歯科を除く）一覧

（令和7年10月1日現在）

院 名	医師名	住 所	電話 (FAX)	科 目	病床
あいちハートクリニック	深谷 俊介	東上重原六丁目 70 番地	91-5810 (91-5816)	循内・心臓・ 麻・内・外	5
秋田病院	加藤 孝之	宝二丁目 6 番地 12	81-2763 (83-4862)	内・外・整・脳 外・小・皮・リ ハ・呼内・循内・ 麻・リウ・消内・ 消外・腎内	150
知立いとう眼科	伊藤 和彦	鳥居 1 丁目 16 番地 3	93-5101 (93-5102)	眼	
いわせ外科クリニック	岩瀬 祐司	西町新川 1 番地 3	81-3605 (83-6603)	外・消・整・皮	
大岩内科クリニック	大岩 孝幸	上重原四丁目 66 番地	85-1177 (85-1101)	内・消・小・リハ	
大山クリニック	宮本 史生	南陽二丁目 48 番地	82-0106 (83-5770)	外・内・整・糖 内・ リハ	19
おがわ内科・循環器科	小川 雄一	谷田町本林一丁目 2 番地 1	81-7011 (81-7161)	内・循	
かきつばた在宅ケアクリ ニク	米村 穰	南陽 1 丁目 73 WEST W00 2-A	81-8333 (81-8334)	内・外	
かじた子どもクリニック	梶田 祐司	南新地三丁目 6 番地 17	84-6600 (84-6601)	小・ア・リハ	
加藤耳鼻咽喉科	加藤 一壽	南新地三丁目 2 番地 6	81-0632 (83-6612)	耳・ア	
かみやクリニック	神谷 雅人	弘法町弘法山 45 番地 5	81-0052 (83-6626)	内・消・小	1
酒井眼科医院	佐野 雅洋	新地町西広見 19 番地	81-0603 (83-6623)	眼	
栄クリニック	吉澤 香恵子	栄 1 丁目 8 番地なるせビ ル 1 階	81-0067 (81-7607)	小・皮・泌・形	
さわやか内科クリニック	木田 道也	谷田町西一丁目 14 番地 4	91-1114 (91-1134)	内・糖内・内分 内・脂内・ア	
新林内科医院	神谷 鋼彦	新林町新林 40 番地 6	82-2616 (83-6621)	内・小・皮・消内	
セントファミリアクリ ニク	作井 久孝	鳥居一丁目 18 番地 3	81-0070 (81-3808)	産・婦・小	11
高野ウェルネス内科医院	高野 大輔	宝二丁目 10 番地 10 スギ薬局宝町店 2F	81-0600 (81-0606)	内・糖内・腎内・ 泌・皮・ア	
竹内クリニック	竹内 保雄	上重原町恩田 212	83-0002 (83-0008)	内・小・呼内	
知立クリニック	鈴木 信夫	八ツ田町神明 22 番地	82-1367 (83-3885)	内・循	7
知立団地中央診療所	深谷 桂子	昭和 9 丁目 4 番地	81-3405 (81-7897)	内・小・ア	
知立南クリニック	溝上 雅也	東長篠一丁目 1 番地 13	83-2883 (83-6608)	皮・内・ア・消 内・美皮	

院 名	医師名	住 所	電話 (FAX)	科 目	病床
知立老人保健施設	向山 昌邦	新林町北林 44 番地	81-1110 (81-5501)		
西中町クリニック	豊田 かおり	西中町中長 1 番地 1	84-3304 (84-3305)	心療・精・児精・ 内	
はっとりクリニック知立	服部 麗	南新地 1 丁目 1 番地 5	93-8500 (93-8503)	内 糖内 内分内	
富士病院	深谷 雷太	牛田町西屋敷 137 番地 1	85-1000 (81-0073)	脳外・外・整・小 外・神内・内・消 外・消内・リハ・ 小・形成・精・ 泌・救・心療・循 内・内分内	130
耳鼻咽喉科まさクリニック	加藤 正大	谷田町本林二丁目 10 番 地 11	84-3387 FAX なし	耳鼻咽喉	
松井医院内科・胃腸科	松井 俊治	中山町中山 45 番地	81-0005 (83-6627)	内・胃	
松井みみはなクリニック	松井 岳仁	鳥居一丁目 12 番地 13	81-8711 (81-8711)	耳鼻咽喉	
水野内科クリニック	水野 健雄	池端 2 丁目 17 番地	82-8200 (82-8830)	内・消内・小・ア	
宮谷クリニック・小児科	宮谷 真正	新池三丁目 28 番地 1	81-0338 (83-6620)	小・ア・小外・ 内・皮	
整形外科よしだクリニック	吉田 光一郎	新池一丁目 70 番地	84-3500 (82-5515)	整・リウ・リハ	

(2) 歯科医院一覧

(令和7年10月1日現在)

院 名	歯科医師名	住 所	電話 (FAX)	科 目
磯貝歯科医院	磯貝 一巳	堀切2丁目4番地1	81-3017 (81-3017)	歯科・小児歯科・矯正歯科
いとう歯科	伊藤 正満	新池三丁目15番地	84-3210 (84-5301)	歯科・小児歯科・矯正歯科
いまむら歯科・矯正歯科	今村 文雄	昭和9丁目2番地	81-0418 (82-3518)	歯科・小児歯科・矯正歯科
おおみ歯科	大見 大輔	南新地三丁目8番地9	84-5777 (84-5778)	歯科・小児歯科・矯正歯科
オカダ歯科クリニック	岡田 実	上重原二丁目65番地	84-3113 (84-3112)	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科
くめの歯科	糸野 勇二	谷田町西一丁目3番地6	83-1184 (83-1194)	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科
グレイスデンタルクリニック	文田 雄二	西丘町西丘82番地1	81-8580 (81-7125)	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科
弘法すぎうら歯科	杉浦 進介	弘法町小針下4番地7	82-5225 (82-7430)	歯科・小児歯科 歯科口腔外科
小塩歯科医院	花井 光造	山町中畑15番地1	82-1811 (82-5176)	歯科
こんどうファミリー歯科	近藤 由幸	新林町本林60番地13	84-4618 (84-4617)	歯科・小児歯科・矯正歯科
歯科知立駅前クリニック	柳本 紳二郎	栄1丁目8なるせビル4F	82-6711 (82-6712)	歯科・小児歯科・矯正歯科
杉浦歯科医院	杉浦 正人	中山町中山12番地	81-1111 (85-1484)	歯科
竹内歯科医院	竹内 博之	八橋町的場79番地3	81-0773 (81-6480)	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科・障害者歯科
多田歯科医院	多田 智	牛田町裏新切31番地20	83-2341 (83-2341)	歯科・小児歯科
たなか歯科	田中 孝治	広見二丁目45番地	84-4888 (84-4887)	歯科・小児歯科
ちりゅう歯科	三井 誠	栄1丁目23エムズシティ知立ザ・タワー2F	95-8123 (95-8122)	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科
知立加藤歯科	加藤 寿太郎	中町中23番地1	81-0245 (83-0245)	歯科・矯正歯科・小児歯科
ちりゅう京極歯科	久田 邦博	池端三丁目73	82-5030 (83-6960)	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
とりい歯科医院	鳥居 克行	池端二丁目26番地	82-5306 (83-6539)	歯科・小児歯科・矯正歯科

院 名	歯科医師名	住 所	電話 (FAX)	科 目
西中町クリニック	豊田 哲郎	西中町中長 1 番地 1	84-3304 (84-3305)	歯科口腔外科・小児 歯科・歯科・矯正歯 科
野村歯科	野村 篤	内幸町平田 18 番地 4	83-0138 (85-1410)	歯科・小児歯科・歯 科口腔外科・矯正歯 科
はるた歯科	春田 昌吾	来迎寺町広海道 28 番地	84-0808 (84-0818)	歯科・小児歯科・矯 正歯科
ひらまつ歯科医院	平松 数彦	東上重原五丁目 38 番地	82-0418 (82-0520)	歯科・小児歯科
三河ふれあい歯科	水野 透	谷田町川岸 26 番地 4	81-4815 (81-4815)	歯科・小児歯科
八ツ田ファミリー歯科医院	片岡 尚一	八ツ田町一丁目 2 番地 1	83-5550 (83-5539)	歯科・小児歯科・歯 科口腔外科・矯正歯 科

(3) 薬局一覧

(令和 7 年 10 月 1 日現在)

薬 局 店	薬剤師名	住 所	電話 (FAX)
アイン薬局知立店	奥埜 将平	栄 1 丁目 11 番地	83-6677 (83-5583)
あんず薬局知立店	鈴木 秀明	西町新川 2 - 1	83-3470 (84-3471)
イズハラ薬局	加藤 宗弘 加藤 妃美子	本町本 44 番地	82-7623 (84-0316)
くすりのイトー	伊藤 和子	南新地一丁目 8 番地 6	83-2848
弘法薬局長篠店	河村 智徳	鳥居一丁目 12 番地 12	83-7198 (83-7199)
コスモス調剤薬局南陽店	中野 寛明	南陽 2 - 5 4	45-5477 (45-5478)
サファイヤ薬局	大竹 厚慶	谷田町 1 - 1 4 - 8	82-3310 (82-3311)
(株) スギ薬局 牛田店	村松 英之	牛田町六反 2 番地 3	83-5333 (83-5346)
(株) スギ薬局 宝町店	下野 哲史	宝二丁目 10 番地 10	84-3781 (84-3782)
(株) スギ薬局 知立駅前店	山内 優里奈	新富 2 丁目 8 番地	84-5161 (84-5162)
多聞堂薬局	酒井 信利 川島 秀俊	宝町塩搔 5 番地 5	82-9998 (82-9208)
たんぼぼ薬局知立店	本多哲治 舟橋智香	宝 2 - 5 - 9	82-5891 (82-5892)
西中町調剤薬局	塚本 真知子	西中町中長 1 番地 9	91-4960 (91-4961)
はまべ調剤薬局知立	小笠原 富裕	上重原四丁目 74 番地	85-5177 (85-5166)
ファークス調剤薬局 知立南店	深町 和彦	南新池三丁目 2 番地 7	85-5251 (85-5251)
本林薬局	佐野 文章	谷田町本林一丁目 14 番地 13	84-0521 (84-0522)
リリーフ薬局知立店	旭 大輔	東上重原六丁目 2 番地 4	93-3505 (93-3506)
ポップ知立薬局	古田 雄久	池端 2 丁目 18 番地	70-8806 (70-8807)
セリオ薬局知立店	神谷 和正	鳥居一丁目 5-8	91-3336 (91-3337)

17. 知立市医療救護班編成表

医師

(令和7年10月1日現在)

医療救護所開設場所	医師名 ◎＝班長、△＝副班長
医療救護本部 (知立市役所)	刈谷医師会知立支部長 宮本 史生 刈谷医師会副会長 佐野 雅洋
刈谷医師会館（刈谷医師会災害対策本部）	災害理事 吉田 光一郎
知立西小学校班	◎岩瀬 祐司 △竹内 保雄 作井 久孝 加藤 一壽 梶田 祐司 溝上 雅也 深谷 俊介 服部 麗 伊藤 和彦 松井 岳仁
知立南小学校班	◎神谷 雅人 △大岩 孝幸 神谷 鋼彦 豊田 かおり 加藤 正大 木田 道也 高野 大輔 小川 雄一 ◎水野 健雄 △吉澤 孝彦 深谷 由江 松井 俊治 米村 穰 宮谷 真正 青木 隆成
後方支援病院	秋田病院 加藤 孝之 富士病院 深谷 雷太

知立市医療救護班は上記3箇所の小学校において、班編表の医師の協力により医療救護を行う。

医療救護本部は刈谷医師会知立支部長、副支部長が指揮をとる。

歯科医師

(令和7年10月1日現在)

医療救護所開設場所	歯科医師名 ◎＝班長、△＝副班長
医療救護本部 (知立市役所)	知立市歯科医師会長 久田 邦博
1 班（知立西小学校）	◎加藤寿太郎 △柳本紳二郎 磯貝 一己 大見 大輔 野村 篤 鳥居 克行 永田 英生 久田 文男 平松 数彦 三井 誠 岡田 実
2 班（知立南小学校）	◎伊藤 正満 △豊田 哲郎 杉浦 進介 伊藤 武 近藤 由幸 水野 透 糸野 勇二 杉浦 幸夫 杉浦 幸夫 今村 文雄 田中 孝治
3 班（来迎寺小学校）	◎多田 智 △片岡 尚一 春田 昌吾 杉浦 正人 竹内 博之 文田 雄二 花井 光造 南川 友紀

薬剤師

(令和7年10月1日現在)

医療救護所開設場所	薬剤師名 ◎＝班長
医療救護本部 (知立市役所)	知立市薬剤師会長 新美 徳洋
知立西小学校班	◎鈴木 秀明 河村 智徳 小笠原 富裕 本多 哲治 舟橋 智香 神谷 和正
知立南小学校班	◎佐野 文章 伊藤 和子 深町 和彦 大竹 厚慶 塚本 真知子 中野 寛明 古田 雄久
来迎寺小学校班	◎大橋 均 酒井 信利 奥埜 将平 加藤 妃美子 加藤 宗弘 川島 秀俊
自院にて救護を行う医院	スギ薬局 知立駅前店、牛田店及び宝町店

18. 知立災害時協力建設事業者一覧表

(1) 土木、建築及び造園

(令和7年4月1日現在)

番号	種別	事業者名	所在地	電話	FAX
1	土木	(株)神真組 知立支店	西中町西街道 33-1	81-1798	82-9760
2	〃	(株)神谷土木 知立営業所	西中町中新切 47-1	81-1825	83-1574
3	〃	野々山建設(株)	上重原町土取 67	81-1895	81-3550
4	〃	中一建設工業(株)	内幸町加藤 75	82-7111	81-1132
5	〃	平沢建設(有)	八橋町弁財天 46	81-2936	82-7013
1	〃	(有)伯栄	内幸町平田 131	83-1058	82-9899
2	〃	(株)折山工務店	牛田町新田南 51-1	81-1766	81-1775
3	〃	共和建設工業(株)	西町宮後 56	81-0336	82-0369
1	造園	(株)知立園芸	谷田町西長根 33-9	81-3370	83-5636
2	〃	(株)知立造園	宝二丁目 10-2	82-5205	83-4156
3	〃	(有)豊寿園	西中町西街道 75-6	82-1686	82-1956

(2) 水道

(令和7年10月1日現在)

知立市災害協力水道事業者			
事業者名	所在地	電話	FAX
タブチ住設機工(株)	牛田町新田南54-1	81-0396	83-3988
森島設備管工(株)知立支店	宝町刈谷道75	81-0079	82-7386
(株)大成設備工業	宝町塩搔35	82-2556	82-8650
(株)桶藤設備工業	新富二丁目36	81-1536	82-0620
(株)豊光設備	谷田町下空池135-5	81-1170	82-6449
(株)アクテック	南陽二丁目6	82-2337	82-2401
野々山建設(株)	上重原町土取67	81-1895	81-3550

19. 知立市給水装置工事指定工事店

知立市水道指定給水装置工事業者一覧表							令和7年10月1日現在	
番号	指 定 店 名	所 在 地	連 絡 先	番号	指 定 店 名	所 在 地	連 絡 先	
1	タブチ住設機工㈱	知立市牛田町新田南54番地1	0566-81-0396	34	三水工業㈱	安城市新田町郷西131番地2	0566-76-5371	
2	森島設備管工㈱ 知立支店	〃 宝町刈谷道75番地	0566-81-0079	35	㈱三幸	安城市高木町下屋敷2番地	0566-77-2851	
3	㈱大成設備工業	〃 宝町塩搦35番地	0566-82-2556	36	㈱田島工業所	安城市赤松町大北92番地2	0566-76-4759	
4	㈱桶藤設備工業	〃 新富二丁目36番地	0566-81-1536	37	㈱岡田設備	安城市安城町拝木31番地3	0566-75-4179	
5	㈱豊光設備	〃 谷田町下空池135番地5	0566-81-1170	38	㈱中根設備	安城市大東町15番地11	0566-76-3030	
6	㈱アテック	〃 南陽二丁目6番地	0566-82-2337	39	㈱ヤマト住設	安城市東端町用地24番地	0566-79-2016	
7	野々山建設㈱	〃 上重原町土取67番地	0566-81-1895	40	森田工業㈱	安城市末広町5番2	0566-76-2324	
8	ヤマグチ設備工業	〃 山屋敷町東山1番地36	0566-78-4674	41	㈱金十ポンプ工業所	安城市朝日町15番14号	0566-76-2568	
9	シンコウ設備	〃 牛田町地内84番地	0566-83-1400	42	㈱鈴木水道	安城市里町三郎104番地1	0566-97-0735	
10	関興業㈱ 知立営業所	〃 宝一丁目16番地14ｸﾞﾛｰﾘｰﾔﾅｾ108	0566-85-5223	43	大澤設備	安城市横山町寺下13-10	0566-87-9074	
11	㈱つかさ	〃 新池2丁目76番地	0566-83-1441	44	㈱杉山設備	安城市里町二丁目1番地5	0566-97-8206	
12	㈱エンジェルスサービス	〃 新林町平草45番地7	0566-45-7586	45	㈱サンウエムラ	安城市池浦町丸田298番地2	0566-77-1248	
13	㈱ライフリッチ	〃 谷田町本林二丁目5番地7	0566-82-8418	46	花北設備㈱	安城市横山町石ナ曾根178番地6	0566-77-2046	
14	まつい設備	〃 中山町東狭間16番地2	0566-78-1355	47	㈱成瀬組	豊田市青木町四丁目35番地2	0565-46-1180	
15	㈱名倉SETHUI	〃 谷田町上空池25番地54	0566-83-7645	48	㈱プランニングシステム	豊田市駒場町東204番地2	0565-57-1600	
16	ティー・マックス㈱	〃 谷田町宝土23-1	0566-84-6000	49	三河商事㈱	豊田市元城町二丁目66	0565-88-2777	
17	㈱プログレス	〃 牛田町真新切22-1	0566-91-8269	50	㈱岡田工業 豊田営業所	豊田市渡刈町西糟目77番地3	0565-71-3501	
18	中央プランテック㈱	刈谷市野田町馬池3番地18	0566-23-5731	51	㈱リザルト	豊田市和会町南屋敷14番地	0565-25-0558	
19	㈱マツモト	刈谷市恩田町四丁目151番地12	0566-22-9649	52	㈱スギテックス	豊田市貝津町片坂80番地	0565-45-1822	
20	日設工業㈱	刈谷市神明町一丁目28番地	0566-21-5333	53	丸正酒井設備㈱	豊田市前林町行田53番地	0565-52-4310	
21	石川管工㈱	刈谷市新富町五丁目507番地	0566-21-0585	54	㈱CAC	豊田市越戸町梅盛1-7	0565-44-2100	
22	カウト工業㈱	刈谷市西境町蒲生池205番地2	0566-36-5666	55	MORNING TEC	岡崎市明大寺町字野畔7番地1	0564-79-7792	
23	イーリビング	刈谷市松栄町1丁目18番地34	0566-21-5800	56	㈱日祥技研	岡崎市土井町字西番城19番地1	0564-54-9755	
24	㈱AT HOME	刈谷市今川町蓮池33番地5	0566-45-6070	57	渡辺設備㈱	岡崎市中島町字藤屋19番地	0564-43-3010	
25	㈱フカヤ水道工業	刈谷市山池町三丁目103番地	0566-23-5979	58	㈱サニック	岡崎市大門五丁目16番地8	0564-65-7200	
26	㈱スマイルテクノロジー	刈谷市野田町馬池3番地1	0566-21-0984	59	㈱タカ住設	岡崎市藤川町字境松9番地2	0564-66-6305	
27	㈱吉永管工	刈谷市今川町田地池74-2	0566-62-7180	60	アオイ設備工業㈱	岡崎市美合新町6番地	0564-52-2228	
28	㈱田中設備工業	刈谷市小垣江町北高根76番地16	0566-21-5124	61	㈱タマサエンジニア	岡崎市美合町字字入込59番地2	0564-57-8970	
29	竹中ポンプ	刈谷市高津波町7丁目856番地	0566-21-7467	62	㈱タカス水道設備	岡崎市福岡町字児沙門75番地10	0564-52-5786	
30	㈱朝長住宅設備	刈谷市新栄町六丁目13番地2	0566-87-8212	63	石田設備㈱	岡崎市六供町字甲西34番地	0564-24-0139	
31	アストモサテイリング㈱ 西三河営業所	刈谷市末広町1-12-2	0566-28-3570	64	㈱本多設備	岡崎市本宿西一丁目1番地1	0564-48-2838	
32	東海設備工業㈱	安城市二本木新町一丁目17番地19	0566-75-1091	65	うめぞの設備㈱	岡崎市梅園町字3丁目7番地3	0564-25-0628	
33	安成工業㈱	安城市篠目町肥田60番地1	0566-75-2611	66	㈱佐野水道設備工業所	岡崎市井田町字茨坪4番地13	0564-23-7076	
番号	指 定 店 名	所 在 地	連 絡 先	番号	指 定 店 名	所 在 地	連 絡 先	
65	㈱ミニニハウジング三河事務所	岡崎市戸崎新町3番地32	0564-71-3253	99	㈱ライフ・オオナカ	名古屋市長東区明が丘105番地ローレルタワー 藤が丘1501号	052-870-1422	
66	AQUAクラス樹	岡崎市富永町字棚池25番地1	0564-79-3375	100	京都消防設備㈱名古屋支店	名古屋市長東区牧の原2-910 201号	075-205-5112	
67	㈱旭設備	高浜市青木町八丁目1番地17	0566-53-8407	101	㈱三栄建設	一宮市開明字東屋敷27番地1	0586-82-3227	
68	㈱桶元	碧南市沢渡町229番地	0566-41-1857	102	㈱山新設備	津島市唐臼町西島33番地	0567-31-0427	
69	㈱長谷基業	碧南市植出町1丁目84番地	0566-41-0727	103	㈱菅原設備	津島市元寺町三丁目21番地2	0567-24-1743	
70	チェウセツ興業㈱	西尾市下町毛勝32番地2	0563-56-1078	104	善勝㈱	津島市元寺町二丁目40番地	0567-22-5200	
71	㈱オケスエ	西尾市住吉町四丁目12番地	0563-56-3020	105	㈱ヤママ住設	小牧市大字東田中宇南新田1600番1	0568-77-6985	
72	㈱林設備	西尾市下町八幡下23番地4	0563-56-0094	106	(株)タンダ	愛西市戸倉町中屋敷39-2	052-979-2273	
73	㈱アイラス	西尾市寺部町田中67番地1	0563-62-3379	107	旭化成ライフライン㈱ 中部事業所	日進市野方町東島318-2	0561-76-1295	
74	㈱アックス	西尾市中畑町浜田上28-7	0563-65-3335	108	㈱市川組	日進市米野木町丁田137番地	0561-73-9200	
75	㈱加藤工務店	西尾市一色町対米九郎左28番地	0563-72-8159	109	㈱東陽設備工業	瀬戸市品野町4丁目200番地	0561-41-0927	
76	カネコ工業㈱	豊明市大久伝町南20番地の2	0562-92-1236	110	中川設備工業㈱	知多郡東浦町大字緒川字西釜池5番地15	0562-34-9232	
77	コスモ水道設備㈱	半田市横川町二丁目67番地	0569-28-6057	111	㈱伊波設備	知多郡阿久比町大字宮津字西森下7番地3	0569-48-4302	
78	㈱愛知テクノス	半田市市州の塔町2番95	0569-89-0815	112	㈱シンエイ	大阪府大阪市中央区谷町2-4-3 アイエスビル9F	06-6944-7797	
79	日星設備㈱	半田市南大矢知町3丁目101番地の21	0569-28-4141	113	㈱スイドウサービス	大阪府大阪市城東区野江4-1-8-402	0120-688-333	
80	武一㈱	東海市加木屋町石田1番地2	0562-33-2111	114	㈱グリーンライフ	大阪府吹田市市広芝町6番10号	06-6821-6133	
81	(株)藤本設備	名古屋市長天白区笹原町1010番地	052-846-7200	115	㈱イースマイルBiz	大阪府大阪市中央区瓦屋町3-7-3	06-6648-9898	
82	DAISUI㈱	名古屋市長熱田区古新町二丁目91番地	052-681-6019	116	㈱アクアライン	広島県広島市中区上八丁堀8番8号ウエノヤビル6F	082-502-6644	
83	㈱TOPLEVEL	名古屋市長熱田区大宝2-4-68 GIMUCO B棟2号室	052-678-0070	117	㈱N-Vision	広島県広島市中区鶴見町8-57	082-275-5227	
84	協立設備工業㈱	名古屋市長千種区高見一丁目18番地9	052-751-2004	118	㈱クラシアン	神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目1番地9	0120-500-500	
85	㈱三東	名古屋市長千種区桜が丘226番地	052-782-2322	119	㈱加藤設備管工	三重県四日市市市広永町70-3	059-366-2545	
86	㈱富田設備	名古屋市長守山区新守西2003番地	052-791-4676	120	㈱三重水道センター	三重県四日市市市大字羽津4636-2	059-364-0299	
87	GROWTH㈱	名古屋市長守山区小幡太田15番20号	052-797-9188	121	㈱野口設備	三重県四日市市市生桑町31番地の1	059-333-9660	
88	寺沢工業	名古屋市長守山区大字中志段味吉田洞2881	052-736-5306	122	㈱国昇	東京都港区海岸1-2-3 汐留芝離宮ビル21階	0120-46-1212	
89	㈱フジコー	名古屋市長瑞穂区洲山町一丁目57番地1	052-853-2717	123	㈱キンライサー	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	03-5157-2400	
90	㈱名団	名古屋市長北区神明町21番地	052-912-8826	124	(株)パイプマン	福島県いわき市江名字走出173	052-398-5225	
91	㈱朝明	名古屋市長北区辻町8丁目58番地1	052-911-9711					
92	㈱愛北製作所	名古屋市長北区石園町3-11	052-508-7177					
93	㈱イースマイル 中部支店	名古屋市長緑区東神の倉3-531	052-876-7055					
94	ニッカホーム中部㈱	名古屋市長緑区相原郷1-2609	052-899-3580					
95	㈱FINE	名古屋市長港区津金二丁目11番28号	052-653-6383					
96	㈱i-FIRST	名古屋市長中川区横前町58番地	052-462-9950					
97	㈱アズクリエティブ	名古屋市長中区錦二丁目5-12 パシフィックスクエア名古屋錦ビル3階	052-202-5263					
98	ノーリツリビングアグニティ㈱名古屋事業所	名古屋市長中村区烏森町6丁目59番	052-486-2008					

20. 知立市排水設備工事指定工事店

(令和7年9月16日現在)

工 事 店 名	電 話 番 号	工 事 店 名	電 話 番 号	工 事 店 名	電 話 番 号
森島設備管工(株) 知立支店	0566-81-0079	(株)マツモト	0566-22-9649	(株)旭設備	0566-53-8407
(株)大成設備工業	0566-82-2556	中央プランテック(株)	0566-23-5731	(株)伊波設備	0569-48-4302
(株)桶藤設備工業	0566-81-1536	石川管工(株)	0566-21-0585	中川設備工業(株)	0562-34-9232
(株)豊光設備	0566-81-1170	(株)稲垣水道	0566-36-5883	KINO水	080-8268-2893
(株)アクテック	0566-82-2337	日設工業(株)	0566-21-5333	(株)山新設備	0567-31-0427
共和建設工業(株)	0566-81-0336	(有)田中設備工業	0566-21-5124	善勝(有)	0567-22-5200
野々山建設(株)	0566-81-1895	カトウ工業(株)	0566-36-5666	(株)菅原設備	0567-24-1743
(株)近藤組 知立営業所	0566-81-2672	イーリビング	0566-21-5800	武一(株)	0562-33-2111
(有)伯栄	0566-83-1058	(株)AT HOME	0566-45-6070	カネコ工業(株)	0562-57-5920
(株)神真組 知立支店	0566-81-1798	(有)フカヤ水道工業	0566-23-5979	(株)浜島設備工業所	0562-97-1540
佐藤建設(株)	0566-81-1473	(有)飛騨庭苑	0566-21-2083	青海建設(有)	0562-57-7878
(株)折山工務店	0566-81-1766	東海スマート企業グループ株式会社	0566-21-0984	(株)ウォーター工業	0562-91-3667
(株)神谷土木知立営業所	0566-81-1825	(有)吉永管工	0566-62-7180	(有)ライフ・オオナカ	0561-84-3859
中一建設工業(株)	0566-82-7111	アクトプラス	090-9904-3846	ニッカホーム(株)中部支社	052-899-3580
関興業(株) 知立営業所	0566-85-5223	(株)朝長住宅設備	0566-87-8212	(有)伊勢神工業	052-841-5282
シンコウ設備	0566-83-1400	渡辺設備(株)	0564-43-3010	DAISUI(株)	052-681-6019
マルカ技研(株)	0566-83-2177	(有)日祥技研	0564-54-9755	協立設備工業(株)	052-751-2004
(株)ビーライフ	0566-87-8506	アオイ設備工業(株)	0564-52-2228	(有)勝美工業	052-626-8850
吉建工業(同) 知立営業所	0566-83-4630	(株)タマサエンジニア	0564-57-8970	(株)三東	052-782-2322
(有)つかさ	0566-83-1441	(有)タカス水道設備	0564-52-5786	(株)フジコー	052-853-2717
ヤマグチ設備工業	0566-78-4674	石田設備(株)	0564-24-0139	(株)ホタコン	052-799-5719
まつい設備	0566-78-1355	AQUAクラス樹	0564-79-3375	GROWTH(株)	052-797-9188
(株)名倉SETHUBI	0566-83-7645	(株)本多設備	0564-48-2838	寺沢工業	052-736-5306
タブチ住設機工(株)	0566-81-0396	(株)クラシアン 岡崎支社	0564-26-7631	(株)朝明	052-911-9711
株式会社A-Labo 紬	0566-87-8078	(有)タカ住設	0564-66-6305	(有)富田設備	052-791-4676
東海設備工業(株)	0566-75-1091	うめぞの設備(有)	0564-25-0628	(株)i-FIRST	052-462-9950
サン・シールド(株)	0566-99-6860	(株)佐野水道設備工業所	0564-23-7076	(株)FINE	052-653-6383
三水工業(株)	0566-76-5371	MORNING TEC	0564-79-7792	(株)パイプマン	052-398-5225
安成工業(株)	0566-75-2611	(株)三重水道センター 支店	0565-47-8007	(株)藤本設備	052-846-7200
(有)田島工業所	0566-76-4759	(株)エスケーシー	0565-54-1746	(株)オケスエ	0563-56-3020
(株)三幸	0566-77-2851	(有)プランニングシステム	0565-57-1600	赤松技工	0563-59-2319
昌和管工	0566-74-0228	大山住設	0565-21-2075	(株)赤松住総	0563-56-9409
(有)岡田設備	0566-75-4179	三河商事(株)	0565-31-0772	(株)アイデイ	0563-54-4566
(有)中根設備	0566-76-3030	(有)岡田工業 豊田営業所	0565-71-3501	(株)加藤工務店	0563-72-8159
(有)ヤマト住設	0566-79-2016	(株)リザルト	0565-25-0558	(株)林設備	0563-56-0094
森田工業(株)	0566-76-2324	丸正酒井設備(株)	0565-52-4310	(株)アイラス	0563-62-3379
(有)杉山設備	0566-97-8206	(株)成瀬組	0565-46-1180	(株)アックス	0563-65-3335
(有)金十ポンプ工業所	0566-76-2568	(株)スギテックス	0565-45-1822	旭化成ライフライン(株) 中部事業所	0561-76-1295
(有)鈴木水道	0566-97-0735	(有)CAC	0565-44-2100	(株)ヒラ・ミツ設備	0561-72-5362
ウチノクラ	0566-74-0015	(有)加藤設備管工 愛西営業所	0567-22-5277	(株)市川組	0561-73-9200
イー・スマイル	090-3304-6325	株式会社タツダ	052-979-2273	コスモ水道設備(有)	0569-28-6057
(株)大澤設備	0566-87-9074	株式会社三栄建設	0586-82-3227	(株)愛知テクノス	0569-89-0815
花北設備(株)	0566-77-2046	伊藤設備工業	0567-46-1182	日星設備(株)	0569-28-4141
(株)清水土建	0566-23-2331	新生	0562-85-2125	石橋建設興業(株)	0566-42-8181
角文(株)	0566-22-1811	(株)ヤママ住設	0568-77-6985	(株)桶元	0566-41-1857
佐々木建設(株)	0566-21-1253	(有)東陽設備工業	0561-41-0927	(株)黒文	0566-41-6820

21. 浸水想定区域内にある要配慮者施設

(令和7年12月1日現在)

施 設 名	所 在 地	電 話
いわせ外科クリニック	西町新川 1 - 3	81-3605
知立保育園	西町新川 3	81-1375
知立市かとれあワークス	桜木町桜木 1 1 - 2	85-3432
八橋保育園	八橋町城下 8 - 1	82-5612
桜木幼稚園	中町花山 1 5 - 3	81-3348
愛の家グループホーム知立西町	西町新川 1 9 - 1	84-4800
プレステージ末廣館	西町亀池 3 3 - 1	81-0195
おんじいのへや知立店	八ツ田町泉 3 8	91-0356
知立市保健センター	桜木町桜木 1 1 - 2	82-8211

第 2 編 条例・規則等

1. 知立市防災会議条例

〔 昭和 45 年 12 月 1 日
条 例 第 23 号 〕

改正 平成 12 年 3 月 24 日条例第 4 号 平成 13 年 9 月 26 日条例第 31 号
 平成 15 年 3 月 26 日条例第 14 号 平成 15 年 6 月 23 日条例第 21 号
 平成 24 年 9 月 28 日条例第 23 号 平成 26 年 9 月 30 日条例第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、知立市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 知立市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 25 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市の区域の全部又は一部を管理する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 愛知県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 衣浦東部広域連合の職員のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 市の教育委員会の教育長
 - (7) 市の消防団長
 - (8) 市の地域において業務を行う指定公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 前項第 8 号から第 10 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のあるもののうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 5 条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 45 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 知立町防災会議条例（昭和 38 年条例第 1 号）は、廃止する。

附 則（平成 12 年 3 月 24 日条例第 4 号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 9 月 26 日条例第 31 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 26 日条例第 14 号）
この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 6 月 23 日条例第 21 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 23 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 30 日条例第 25 号）
この条例は、公布の日から施行する。

2. 知立市災害対策本部条例

〔 昭和 45 年 12 月 1 日
条 例 第 7 6 号 〕

改正 平成 8 年 3 月 28 日 条例第 5 号
平成 13 年 9 月 26 日 条例第 32 号
平成 24 年 9 月 28 日 条例第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、知立市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第 3 条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は、災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 45 年 12 月 1 日から適用する。

2 知立町災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 2 号）は、廃止する。

附 則（平成 8 年 3 月 28 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 9 月 26 日条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

3. 知立市地震災害警戒本部条例

〔平成14年6月24日
条例第28号〕

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、知立市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、警戒本部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(2) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(3) 市の教育委員会の教育長

(4) 市長が市の職員のうちから任命する者

(5) 市長が特に必要と認めて任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が任命する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が任命する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 略

4. 知立市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等に関する条例

〔 昭和 45 年 12 月 1 日 〕
条例第 78 号

改正 平成 8 年 3 月 28 日条例第 6 号
平成 18 年 3 月 28 日条例第 4 号
平成 26 年 3 月 26 日条例第 6 号
令和 5 年 9 月 29 日条例第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 26 条の 8 において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 56 条第 1 項の規定に基づき、災害応急対策若しくは災害復旧、国民の保護のための措置若しくは特定新型インフルエンザ等対策の実施又は復興計画の作成等のため派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）に関する事項を定めるものとする。

(災害派遣手当等)

第 2 条 派遣職員が住所又は居所を離れて知立市内に滞在することを要するときは、当該派遣職員に対し、別表に掲げる区分により災害派遣手当を支給する。

(準用)

第 3 条 前条に規定する災害派遣手当の支給方法は、知立市職員に支給される諸手当の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 45 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 知立町災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例（昭和 38 年条例第 4 号）は、廃止する。

附 則（平成 8 年 3 月 28 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

災害派遣手当 略

5. 知立市災害弔慰金等支給条例

〔昭和 56 年 10 月 1 日
条例第 29 号〕

改正	昭和 57 年 12 月 27 日条例第 27 号	昭和 62 年 3 月 25 日条例第 6 号
	平成 3 年 12 月 25 日条例第 29 号	平成 5 年 3 月 25 日条例第 11 号
	平成 17 年 9 月 29 日条例第 32 号	平成 20 年 10 月 6 日条例第 31 号
	平成 24 年 3 月 26 日条例第 11 号	平成 26 年 9 月 30 日条例第 23 号
	平成 31 年 3 月 20 日条例第 2 号	

知立市災害弔慰金・災害援護資金及び災害見舞金に関する条例（昭和 49 年知立市条例第 28 号）の全部を改正する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定による災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け並びに災害見舞金の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- （1） 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- （2） 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第 3 条 市長は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この号及び次号において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- （2） 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- （3） 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹（死亡者の死亡当時において、死亡者と同じくしていた者に限る。以下この号において同じ。）が存するときは、その兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、こ

これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいわせられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合 250万円

エ 住居の全体が滅失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウの場合において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ないときその他特別の事情があるときは、第1号ウ中「270万円」とあるのは「350万円」と、前号イ中「170万円」とあるのは「250万円」と、同号ウ中「250万円」とあるのは「350万円」とする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年とする。

(据置期間の特例)

第14条 市長は、災害援護資金の貸付対象世帯が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、前条第2項に規定する据置期間を5年とすることができる。

(1) 災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前1年以内に、法第10条第1項の

被害（自然災害以外によるこれに相当する被害を含む。）を受けた場合

- (2) 当該災害により世帯主が死亡したとき、又は世帯主が地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 7 条に規定する障害者となった場合
- (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付を受けている者の属する世帯又は市町村民税非課税世帯が被災した場合
- (4) 当該災害により住居が全壊した場合
(保証人及び利率)

第 15 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 16 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。

第 5 章 災害見舞金の支給

(災害見舞金の支給)

第 17 条 市長は、災害又は火災若しくは火災に伴う消火活動（以下「災害等」という。）により次に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主（第 1 号に掲げる被害が世帯主である場合は、その葬祭を行う者。以下同じ。）に対し、災害見舞金を支給する。ただし、第 3 条の規定による災害弔慰金の支給又は災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 世帯に属する者の死亡
- (2) 入院加療を必要とする期間が 1 週間以上である世帯に属する者の負傷
- (3) 規則で定める相当程度の住居又は家財の損害
- (4) 床上以上の住居の浸水又は一時的に居住することができない程度の住居の土砂、竹木等の堆積

(災害見舞金の額)

第 18 条 災害見舞金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第 1 号に該当するとき 死亡者 1 人につき 10 万円
- (2) 前条第 2 号に該当するとき 負傷者 1 人につき 3 万円以内で規則で定める額
- (3) 前条第 3 号に該当するとき 6 万円以内で規則で定める額
- (4) 前条第 4 号に該当するとき 1 万円以内で規則で定める額
(届出)

第 19 条 第 17 条各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主は、当該被害を受けた日から 30 日以内に、当該被害の状況を市長に届け出なければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(支給の制限)

第 20 条 市長は、災害等による被害が、その被害を受けた者の故意又は重大な過失によるものである場合は、災害見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

(不当利得の返還)

第 21 条 市長は、偽りその他不正の手段により災害見舞金の支給を受けた者があるときは、その受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(準用)

第 22 条 第 6 条の規定は、災害見舞金を支給する場合について準用する。

第 6 章 補則

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の第5条本文の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第13条第1項及び第14条の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。
- 3 改正後の第18条の規定は、昭和56年9月1日以後に生じた災害等により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和57年条例第27号～平成20年条例第31号）

（省略）

附 則（平成24年3月26日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成26年9月30日条例第23号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第15条及び第16条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月23日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

6. 知立市災害弔慰金等支給規則

〔 昭和 56 年 10 月 1 日
規則第 15 号 〕

改正 昭和 57 年 12 月 27 日 規則第 20 号 平成 5 年 3 月 25 日 規則第 7 号
平成 3 年 12 月 25 日 規則第 18 号 平成 20 年 10 月 6 日 規則第 32
平成 26 年 9 月 30 日 規則第 23 号 号
平成 31 年 3 月 20 日規則第 6 号

知立市災害弔慰金・災害援護資金及び災害見舞金に関する条例施行規則（昭和 51 年知立市規則第 15 号）の全部を改正する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、知立市災害弔慰金等支給条例（昭和 56 年知立市条例第 29 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- （1） 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- （2） 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- （3） 死亡者の遺族に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 3 条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- （1） 障害者の氏名、性別、生年月日
- （2） 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- （3） 障害の種類及び程度に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 5 条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被（罹）災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1）を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込）

第 6 条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（様式第 2。以下「申込書」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- （1） 世帯主の負傷を理由とする申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- （2） 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- （3） その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、申込書をその者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第 7 条 市長は、申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第 8 条 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書(様式第 3。以下「決定通知書」という。)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定不承認通知書(様式第 4)を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第 9 条 決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書(様式第 5。以下「借用書」という。)(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人)の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 10 条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(借用書等の返還)

第 11 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書(様式第 6)を、市長に提出しなければならない。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、災害援護資金償還金支払猶予申請書(様式第 7)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、災害援護資金支払猶予承認通知書(様式第 8)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨を決定したときは、災害援護資金支払猶予不承認通知書(様式第 9)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、災害援護資金違約金支払免除申請書(様式第 10)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金違約金支払免除承認通知書(様式第 11)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金違約金支払免除不承認通知書(様式第 12)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(様式第 13。以下「償還免除申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の償還免除申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかに、災害援護資金氏名等変更届(様式第 16)を市長に提出しなけれ

ばならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第5章 災害見舞金の支給 (被害程度の判定基準)

第18条 条例第17条第3号に掲げる被害程度の判定基準は、次のとおりとする。

- (1) 住居又は家財が滅失したとき。
- (2) 住居の7割以上が損壊、焼失又は流失したとき。
- (3) 家財の8割以上が損壊、焼失又は流失したとき。
- (4) 住居の2割以上7割未満が損壊、焼失又は流失したとき。
- (5) 家財の5割以上8割未満が損壊、焼失又は流失したとき。
- (6) 家財の7割以上が火災の消火活動により水損したとき。

(災害見舞金の額)

第19条 条例第18条第2号に掲げる災害見舞金の額は、次のとおりとする。

- (1) 入院加療を必要とする期間が1週間以上1月未満のとき。 1万5,000円
- (2) 入院加療を必要とする期間が1月以上3月未満のとき。 2万5,000円
- (3) 入院加療を必要とする期間が3月以上のとき。 3万円

2 条例第18条第3号に掲げる災害見舞金の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号から第3号までに該当する場合は、次に掲げる区分に応じた額
 - ア 準世帯(学校、工場等の寄宿舍、寮、合宿所等に居住する者。以下同じ。)のとき。 2万円
 - イ 普通世帯(準世帯以外の世帯。以下同じ。)でその世帯に属する者が1人のとき。 4万円
 - ウ 普通世帯でその世帯に属する者が2人以上5人未満のとき。 5万円
 - エ 普通世帯でその世帯に属する者が5人以上のとき。 6万円
- (2) 前条第4号及び第5号に該当する場合は、次に掲げる区分に応じた額
 - ア 準世帯のとき。 1万円
 - イ 普通世帯でその世帯に属する者が1人のとき。 1万5,000円
 - ウ 普通世帯でその世帯に属する者が2人以上5人未満のとき。 2万5,000円
 - エ 普通世帯でその世帯に属する者が5人以上のとき。 3万円
- (3) 前条第6号に該当する場合は、次に掲げる区分に応じた額
 - ア 準世帯のとき。 5,000円
 - イ 普通世帯のとき。 1万円

3 条例第18条第4号に掲げる災害見舞金の額は、次のとおりとする。

- (1) 準世帯のとき。 5,000円
- (2) 普通世帯のとき。 1万円

(届出)

第20条 条例第19条の規定による届出は、被災届(様式第17)によるものとする。

第6章 補則

(備付帳簿)

第21条 市長は、災害弔慰金の支給、資金の貸付け及び災害見舞金の支給の状況を明らかにするため、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

- (1) 災害弔慰金支給整理簿(様式第18)
- (2) 災害援護資金貸付台帳(様式第19)
- (3) 災害見舞金支給整理簿(様式第20)

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第19条の規定は、昭和56年9月1日以後に生じた災害又は火災により被害を受けた世帯の世帯主(世帯主が死亡の場合は、その葬祭を行う者)に対する災害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和57年規則第20号～平成20年規則第32号)

(省略)

附 則(平成26年9月30日規則第23号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月20日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の知立市災害弔慰金等支給規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

附 則 (令和 3 年 3 月 19 日規則第 4 号)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 様式 (省略)

7. 知立市被災者生活再建支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による支援の対象とならない世帯に対し、知立市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、竜巻、落雷その他の異常な自然現象により知立市内において生じる被害をいう。
- (2) 被災世帯 被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に該当しない自然災害により被害を受けた世帯をいう。
- (3) 基礎支援金 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金をいう。
- (4) 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。

(支援金の支給)

第3条 市長は、この要綱の施行の日以後に生じた自然災害による、次の各号に掲げる被災世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に、別表に掲げる支援金を支給するものとする。

- (1) 全壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯をいう。）
- (2) 半壊解体・敷地被害解体世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯をいう。）
- (3) 長期避難世帯（当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯をいう。）
- (4) 大規模半壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前2号に掲げる世帯を除く。）をいう。）
- (5) 中規模半壊世帯（当該自然災害により居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前3号に掲げる世帯を除く。）をいう。）

2 加算支援金については、知立市内で住宅の再建を行う場合に限るものとする。

3 支援金の支給は、口座振込による。

(支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする支援対象者は、知立市被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在及び世帯の構成が確認できる知立市が発行する証明書
- (2) 住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる知立市が交付する罹災証明書
- (3) 半壊解体・敷地被害解体世帯が申請するときは、住宅に半壊の被害又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体したことが確認できる証明書
- (4) 半壊解体・敷地被害解体世帯のうち住宅の敷地に被害を受けた世帯が申請するときは、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書
- (5) 長期避難世帯が申請するときは、当該世帯に該当する旨の知立市による証明書
- (6) 加算支援金の支給を申請するときは、住宅を建設、購入、補修又は賃貸借を行ったことを示す、支援対象者又は支援対象者と同一世帯に属する者が契約者となっている契約書等の写し及び資金計画
- (7) 振込先口座を確認できる預金通帳の写し等の書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(申請期間)

第5条 前条の規定による申請を行うことができる期間は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までとする。ただし、市長は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により、その期間内に支援対象者が支援金の支給申請をすることができないと認める場合は、その期間を延長することができる。

(支給決定等の通知)

第6条 市長は、第4条の規定による支援金の申請があつた場合は、支援金の支給の適否を審査し、支援金を支給すべきものと決定したときは知立市被災者生活再建支援金支給決定通知書(様式第2)により、支給しないことを決定したときは知立市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書(様式第3)により、申請者に速やかに通知するものとする。

(支援金の支給)

第7条 支援対象者は、前条の規定による支給決定を受けたときは、知立市被災者生活再建支援金請求書(様式第4)により市長に請求するものとする。

(状況報告)

第8条 支援対象者は、第4条の規定による申請内容どおりに住宅の再建を完了したことがわかる書類を、知立市被災者生活再建支援金再建状況報告書(様式第5)により再建後速やかに市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第9条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。

(2) 第4条の規定による申請内容どおりに住宅の再建を実施しなかったとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、知立市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書(様式第6)により支援対象者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、当該支給取消しに係る部分について既に支援金が支給されているときは、知立市被災者生活再建支援金返還請求書(様式第7)により、支援対象者にその返還を請求するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

第 3 編 応援協定等

1. し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書

(目 的)

第1条 この協定は、三河、知多清掃施設連絡協議会に所属する団体（以下「団体」という。）がそれぞれのし尿及びごみ処理施設（以下「施設」という。）が災害及び事故等により、施設に重大な支障が生じたとき、構成団体相互で相互援助活動を行うことによって円滑なし尿及びごみ処理を図りもって、住民の生活環境を保全することを目的とする。

(相互援助の範囲)

第2条 相互援助は、災害及び事故等により施設内で処理が不能になり、依頼団体と被団体との合意が整ったときに限るものとする。

(相互援助義務)

第3条 団体は、災害及び事故等により施設内で処理が不能になった場合には被団体に援助を求めることができる。

2 援助を求められた被団体は、速やかに可能な限り援助に努めるものとする。

3 相互援助を求める団体は、別表のとおりとする。

(処理依頼の方法)

第4条 援助を依頼する場合は、文書によるものとし、次の事項を記載しなければならない。

(1) 援助依頼者の名称

(2) 援助依頼の理由

(3) 援助依頼し尿の種類及びごみの種類、1日当たりの搬入量、処理依頼期間

(4) し尿及びごみ搬入責任者名と連絡先

(5) その他必要事項

(搬入条件の遵守)

第5条 援助依頼者は、受託者の搬入条件を遵守しなければならない。

2 搬入条件に違反した場合は、第3条の規定にかかわらず、受託を拒むことができる。

(管 理)

第6条 援助依頼者は、受託者管理施設内で、受託者の指示があった場合は、忠実に従わなければならない。

(経費の負担)

第7条 し尿及びごみ処理に伴う経費の負担は、援助依頼者と受託者との協議によるものとする。

(協議)

第8条 この協定書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成2年3月1日から適用する。

この協定の成立を証するため関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成2年2月23日

中部知多衛生組合管理者

東部知多衛生組合管理者

衣浦衛生組合管理者

西尾市外三町衛生組合管理者

常滑武豊衛生組合管理者

蒲郡市幸田町衛生組合管理者

逢妻衛生処理組合管理者

知多南部衛生組合管理者

刈谷知立環境組合管理者

西知多厚生組合管理者

豊田加茂広域市町村圏事務処理組合管理者

岡崎市長

刈谷市長

半田市長

東海市長

知多市長

平成 7 年 11 月 15 日

豊田市長

安城市長

2. 水道災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、及び三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの(以下「会員」という。)が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替わるよう努めなければならない。

(相互応援義務)

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業(原則として仮復旧、第1次応急復旧作業)
- (3) 応急復旧資器材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は原則として7日以内とする。

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員(名古屋市を除く。)は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長(以下「地域会長」という。)へ応援を要請する。地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長(以下「支部長」という。)へ応援を要請する。支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。
 - (2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。
 - (3) 県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。
 - (4) 東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター(以下「支援センター」という。)を設置した場合は、第1号及び第3号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要請する。
- 2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。
- (1) 災害の状況
 - (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
 - (3) 必要とする職員の職種別人員
 - (4) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援(災害救助)である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同項第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写し各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保管する。

平成16年7月30日

日本水道協会愛知県支部長
豊橋市長

愛知県公営企業管理者
企業庁長

名古屋市水道事業・工業用水道事業
及び下水道事業管理者
上下水道局長

愛知用水北部地域
関係会員 瀬戸市 尾張旭市 愛知県中部水道企業団
春日井市

地域会長 県水道北部ブロック協議会
会長 瀬戸市長

愛知用水南部地域

関係会員 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市
阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町
刈谷市 高浜市 愛知中部水道企業団

地域会長 県水道南部ブロック協議会
会長 常滑市長

尾張地域

関係会員 一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市
尾西町 小牧町 岩倉市 清洲町 木曽川町
七宝町 美和町 蟹江町 佐織町 春日町
八開村 稲沢中島広域事務組合 西春日井郡
東部水道企業団 海部南部水道企業団 丹羽
広域事務組合

地域会長 尾張水道連絡協議会
会長 春日井市長

西三河地域

関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市
知立市 高浜町 西尾幡豆広域連合 幸田町
藤岡町 額田町 小原村 足助町 下山村
旭町 稲武町 愛知中部水道企業団

地域会長 西三河水道事業連絡協議会
会長 岡崎市長

東三河地域

関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市
音羽町 一宮町 小坂井町 御津町 渥美町
設楽町 東栄町 豊根村 富山村 津具村
鳳来町 作手村

地域会長 東三河県営水道受水団体協議会
会長 豊橋市長

立 会 人
愛知県健康福祉部長

3. 愛知県内広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前名号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたとき、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結している

ものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第 11 条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町村等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 年 3 月 12 日締結の「愛知県広域消防相互応援協定」は平成 15 年 3 月 31 日付けをもって廃止する。

この協定の証として本書 41 通を作成し、各自 1 通を保管する。

平成 15 年 4 月 1 日

名古屋市長

岡崎市長

瀬戸市長

春日井市長

津島市長

西尾市長

犬山市長

江南市長

小牧市長

新城市長

大府市長

尾張旭市長

豊明市長

木曽川町長

幸田町長

渥美町長

西春日井郡広域事務組合管理者

尾三消防組合管理者

海部西部広域事務組合管理者

幡豆郡消防組合管理者

あすけ地域消防組合管理者

豊橋市長

一宮市長

知多中部広域事務組合管理者

豊川市長

豊田市長

蒲郡市長

常滑市長

尾西市長

稲沢中島広域事務組合管理者

東海市長

知多市長

岩倉市長

長久手町長

蟹江町長

田原市長

衣浦東部広域連合長

海部東部消防組合管理者

海部南部消防組合管理者

丹羽広域事務組合管理者

知多南部消防組合管理者

4. 西三河地区消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条に規定する消防の相互応援に関し、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市及び高浜市、幡豆郡一色町、吉良町及び幡豆町、額田郡幸田町及び額田町、西加茂郡三好町の西三河地区市町並びに、尾三消防組合、幡豆郡消防組合及び衣浦東部広域連合（以下「協定市町等」という。）は、火災その他の災害に際して消防活動をより効果的に遂行するため相互に応援することを協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、協定市町等の区域において消防業務及び救急業務（以下「消防業務等」という。）が発生した場合、協定市町等が相互に応援協力し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（応援を行う場合）

第 2 条 協定市町等は、その区域内において消防業務等が発生した場合は相互に応援するものとする。

（応援の種別）

第 3 条 前条の規定による相互応援の種別は、次のとおりとする。

(1) 消防業務の場合 普通応援及び特別応援

(2) 救急業務の場合 特別応援

2 普通応援は、協定市町等の区域内において、当該市町の近隣地域に災害が発生したと認めた場合に自動的に出動する応援をいう。

3 特別応援は、協定市町等の区域内において、特殊的防ぎよを必要とする災害が発生した場合又は当該災害により事故が発生した場合に受援市町長、広域連合長及び消防組合管理者又は消防長の要請に基づいて出動する応援をいう。

4 前 2 項の規定による出動の範囲は、関係市町等が協議のうえ別に定める。

（応援力）

第 4 条 この協定により応援する消防隊（以下「応援隊」という。）は、原則として応援隊の所属する市町等が所有する全消防力の 4 分の 1 以内とする。

2 関係市町等は、消防業務の規模等により特別の措置を必要とする場合は、前項の規定にかかわらず、全消防力の 3 分の 1 まで応援することができる。

3 第 3 条第 1 項第 2 号の規定による特別応援は、原則として応援隊の所属する市町等において支障を生じない限度で行うものとする。

（応援の方法）

第 5 条 第 2 条の規定による応援の円滑を期するため、協定市町等は、それぞれ別に定める連絡担当部を設置するものとする。

2 協定市町等は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、とりあえず電話等により連絡担当部を通じ関係市町等に要請し、事後において速やかに文書を提出しなければならない。

(1) 災害の発生日時、場所及び状況

(2) 必要とする人員、車両及び資機材等

(3) 集結場所及び連絡担当者

(4) その他必要な事項

（応援隊の指揮）

第 6 条 応援隊の指揮は、原則として受援市町等の現場最高指揮者が行う。

（報告）

第 7 条 応援隊の長は、現場に到着したとき及び現場を引き揚げるとき並びに消防活動の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

（費用の負担）

第 8 条 応援に要する費用の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、次の区分によるものとする。

(1) 普通応援の場合

応援隊の所属する市町等の負担とする。

(2) 特別応援の場合

ア 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する費用は、応援隊の所属する市町等の負担とする。

イ 機械器具の大破損の修理、消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に

関する費用は、その都度関係市町等において協議して定めるものとする。

(協定外の費用)

第9条 前条に規定する費用以外で応援したことにより重大な費用の支出を必要とした場合及び費用負担について疑義を生じた事項については、関係市町等において協議決定する。

(資料の交換)

第10条 協定市町等は、毎年4月1日現在の消防力に関する資料を相互に交換するものとする。ただし、当該消防力に変動が生じた際は、その都度通知するものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第11条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を承継した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取扱う。

ただし、新たな名称の市町等ができた場合はこの限りでない。

(雑則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この協定は、昭和43年5月1日から実施する。

附 則

この協定は、昭和51年9月1日から実施する。

附 則

この協定は、昭和58年2月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成15年5月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成15年10月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成17年4月1日から実施する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を作成し、記名捺印のうえ、協定市町村等各1通を保管する。

平成17年4月1日

岡	崎	市	長
碧	南	市	長
刈	谷	市	長
豊	田	市	長
安	城	市	長
西	尾	市	長
知	立	市	長
高	浜	市	長
幡	豆	郡	一色町長
	同	吉良町	長
	同	幡豆町	長
額	田	郡	幸田町長
	同	額田町	長
西	加茂郡	三好町	長
尾	三消防組合	管理者	
幡	豆郡消防組合	管理者	
衣	浦東部広域連合	長	

5. 愛知県防災行政無線局に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と知立市（以下「乙」という。）は、風水害、地震その他の災害に際し、災害対策活動に必要な情報の収集、伝達及び一般行政事務に関し円滑な連絡を図るための愛知県防災行政用無線の端末機関（以下「無線局」という。）の運用及び管理について、次のとおり協定する。なお、平成 14 年 12 月 1 日付けで甲及び乙との間で締結した「協定書」は廃止する。

（開設場所）

第 1 条 甲は、乙の区域内の次の場所に無線局を開設するものとする。

住所 知立市広見三丁目 1

（無線局の管理運用）

第 2 条 乙は、愛知県防災行政用無線局運用規程（昭和 49 年愛知県訓令第 14 号。以下「運用規程」という。）及び愛知県防災行政用無線局運営要綱の規程の例により第 1 条に掲げる無線局の運用及び管理を行うものとする。

2 甲及び乙は、それぞれ管理する無線設備に係る日常の保守及び定期点検を行うものとする。

3 甲は、甲の管理する無線設備を点検等により停止するとき又は当該無線設備に異常を認めたときは乙に通知するものとする。

4 乙は、前項と同様の場合、甲に通知するものとする。

（無線管理者等の指名）

第 3 条 乙は、運営規程第 7 条及び第 8 条の規定の例により無線管理者、運用主任者及び通信担当者（以下「無線管理者」という。）を乙の職員の中から指名するものとする。

2 乙は、前項の規定により無線管理者を指名したときは、甲に通知するものとする。

（電波法に基づく事務手続き）

第 4 条 第 1 条に掲げる無線局の変更に係る電波法（昭和 25 年法律第 131 号）に基づく申請は、乙が申請書類を作成し、甲に提出するものとする。これに係る費用は、乙が負担するものとする。

（無線設備の変更）

第 5 条 乙は、第 1 条に掲げる無線局に係る無線設備を設置する場所を変更しようとするときは、前年度の 7 月末までに文書により甲と協議をするものとする。

2 甲は、第 1 条に掲げる無線局に対向する無線局に係る無線設備を設置する場所を変更しようとするときは、前年度の 7 月末までに文書により乙と協議をするものとする。

3 前 2 項に規定する無線設備を設置する場所の変更に係る費用（対向する無線局に係る無線設備の調整に係る費用を含む。）は、すべての原因者が負担するものとする。

（経費の負担）

第 6 条 甲及び乙は、それぞれ管理する無線局の運用及び管理に係る電気料、電話料、消耗品類の購入費その他運用に伴う通常経費を負担するものとする。

（協議）

第 7 条 この協定書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定するものとする。

この協定の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保管する。

平成 15 年 4 月 1 日

甲 愛知県
愛知県知事

乙 知立市
知立市長

6. 自主防災組織訓練指導に関する協定書

知立市（以下「甲」という。）と、衣浦東部広域連合（以下「乙」という。）とは、自主防災組織に対する訓練指導について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域の所在する自主防災組織が実施する防災訓練で、甲が必要と認める訓練に対し乙の職員が指導を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（指導の依頼）

第2条 甲は、乙に対して、原則として訓練当日の14日前までに甲の区域に所在する乙の消防署長に対し、開催日時、場所、指導内容等について文書で依頼するものとする。

（派遣）

第3条 乙は、甲の依頼に基づき訓練指導に必要な職員を派遣する。ただし、災害発生等の緊急時においては、この限りでない。

（従事業務）

第4条 訓練指導に従事する業務は、次のとおりとする。

- (1) 消火器、消火栓等を使用する消火訓練に関すること。
- (2) 救急法指導に関すること。
- (3) 防火、救急及び地震についての講話に関すること。
- (4) 濃煙体験訓練（煙体験ハウス）に関すること。
- (5) 起震車体験を含む地震防災訓練に関すること。
- (6) 避難訓練の監視及び指導に関すること。
- (7) その他、防災訓練に関すること。

（費用の負担）

第5条 訓練指導に要する消耗品等の経費は、甲の負担とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月以内に、甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ各1通を保有する。

平成15年4月1日

甲 知立市広見三丁目1番地
知立市長

乙 刈谷市小垣江町西高根204番地1
衣浦東部広域連合長

7. 衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定

碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、協定市において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受容れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援の手続き）

第2条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 必要とする職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、要請市の市長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

（損害賠償等）

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷者若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に被害を与えた場合において、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

（応援の自主出動）

第7条 災害が発生し、被災市との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、該当情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、第5条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

（連絡担当部局）

第8条 協定市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第9条 この協定以外の災害時等における応援協定が適用された場合は、当該応援協定の定めるところによる。

（その他）

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成12年1月17日から施行する。

この協定を証するため、本協定書 5 通を作成し、各市長が記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 12 年 1 月 17 日

碧南市
碧南市長

刈谷市
刈谷市長

安城市
安城市長

知立市
知立市長

高浜市
高浜市長

8. 災害対策本部等設置時における職員の派遣に関する協定書

知立市（以下「甲」という。）と、衣浦東部広域連合（以下「乙」という。）とは、職員の派遣について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、知立市地域防災計画に基づき、災害対策本部及び地震災害警戒本部（以下「災害対策本部等」という。）が設置された場合の衣浦東部広域連合職員を派遣することに関し必要な事項を定めるものとする。

（派遣）

第2条 乙は、甲に対して、知立市地域防災計画に定める災害対策本部等の消防部の業務を行うための職員を派遣する。

（従事業務）

第3条 派遣職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23号第1項の規定により設置される知立市災害対策本部の消防部の業務

(2) 大規模地震対策特別措置法（昭和56年法律73号）第16条の規定により設置される知立市地震防災警戒本部の消防部の業務

（派遣要請）

第4条 派遣を要請する甲は、災害対策本部等の設置を決定した場合は、速やかに乙に対して、要請するものとする。

（派遣期間）

第5条 職員の派遣期間は、甲が知立市災害対策本部等を設置したときから廃止するまでの間。

（派遣職員の身分）

第6条 派遣職員は、乙及び甲の職員の身分を併せ有するものとする。

（分限及び懲戒）

第7条 派遣職員に対する分限及び懲戒は、乙が行うものとする。ただし、その基礎となる事実認定については、甲乙協議するものとする。

（給与、旅費等）

第8条 派遣職員の給料、職員手当及び旅費等は、乙が負担するものとする。

（公務災害補償）

第9条 派遣職員の公務災害補償は、乙が行うものとする。ただし、その基礎となる事実認定については、甲乙協議するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月以内に、甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成15年4月1日

甲 知立市広見三丁目1番地
知立市長

乙 刈谷市小垣江町西高根204番地1
衣浦東部広域連合長

9. 災害時の放送に関する協定（株式会社キャッチネットワーク、株式会社エフエムキャッチ）

知立市（以下「甲」という。）と株式会社キャッチネットワーク（以下「乙」という。）及び株式会社エフエムキャッチ（以下「丙」という。）は、災害時の放送に関して協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、甲が、乙及び丙に放送を依頼する方法と、乙及び丙の放送の対応を定めるものとする。

（放送の依頼等）

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で必要が生じた場合に、乙又は丙に対し放送の依頼をするものとする。

2 甲は、乙又は丙に、次の事項を明らかにして依頼の手続きをするものとし、書面での伝達を基本とする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 理由
- (2) 内容
- (3) 希望する日時
- (4) 記載事項の問い合わせ先
- (5) その他必要な事項

3 乙又は丙は、甲に対し、放送に必要な資料の提供を求めることができる。

（放送の実施）

第3条 乙又は丙は、放送体制が確立される場合において、甲から依頼された事項に関し、形式、内容及び時刻を決定して放送するものとする。

2 乙又は丙は、災害が甲を含めた広域で同時に発生した場合、放送事業者としての判断に基づき放送するものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲、乙及び丙は、第2条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、それぞれに連絡責任者を置くものとする。

（放送料）

第5条 災害情報の放送料は、無償とする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲、乙及び丙のいずれも有効期間満了の日前1月以内に異議がない場合には、期間満了日の翌日から、1年を単位として毎年自動的に継続するものとする。

（雑則）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

附 則

平成15年1月14日付けで知立市と株式会社キャッチネットワーク及び株式会社エフエムキャッチとの間で締結した「災害時の放送に関する協定」は廃止する。

この協定を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年2月1日

甲 知立市広見三丁目1番地

知立市

代表者 知立市長

乙 刈谷市野田町大ヒゴ1番地

株式会社キャッチネットワーク

代表者 取締役社長

丙 刈谷市野田町大ヒゴ1番地

株式会社エフエムキャッチ

代表者 取締役社長

10. 災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における愛知県内の火葬場間の広域的な相互応援協力について必要な事項を定めることにより、遺体の円滑な火葬を実施し、もって、公衆衛生の確保に資することを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、愛知県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合（以下「協定市町村等」という。）の相互間において締結するものとする。

(応援協力の実施)

第3条 この協定における応援協力は、次のいずれかに該当する場合で、協定市町村等から応援協力の要請があったときに実施するものとする。

- (1) 協定市町村等の火葬場が被災して稼働できなくなった場合
- (2) 協定市町村等の火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じた場合
- (3) その他協定市町村等の火葬場の稼働に支障が生じた場合

(応援協力の内容)

第4条 この協定における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬
- (2) 火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋
- (3) 火葬場の業務に係る人員の派遣
- (4) その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

(応援協力の手続等)

第5条 この協定における応援協力の要請は、応援協力を要請する協定市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、他の協定市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援協力の要請に係る手続きは、別に定めるものとする。

(応援協力体制)

第6条 前条の応援協力の要請に対し、広域的に応じるため、別表のとおり協定市町村等を5ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれ幹事を置く。

2 幹事は、前条の応援協力の要請に対し、迅速かつ円滑に応じるため、ブロック内の協定市町村等及び他ブロックの幹事との連絡調整を行うこととする。

3 幹事から代表幹事を選出する。

4 代表幹事は、必要に応じ関係ブロックの幹事と連絡調整を行うものとする。

(協定市町村等の責務)

第7条 第5条第1項の規定により応援協力を行う協定市町村等（以下「応援協力市町村等」という。）は、自らの業務に支障がない限り応援協力を行うものとする。

2 応援協力市町村等の長は、第5条の応援協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

3 協定市町村等は、第4条各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な物資等の確保及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 応援協力に要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

2 経費の負担について疑義が生じた場合は、要請市町村等及び応援協力市町村等の協議により、決定するものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定の運用その他必要な事項を協議するため、協定市町村等による連絡協議会を設置するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町村の合併等により協定市町村等に変更が生じた場合は、特段の申し出がない限り、当該変更後に承継した市町村又は地方公共団体の組合が、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

2 この協定を締結後、新たに愛知県内で火葬場を経営する市町村又は地方公共団体の組合からこの協定の締結についての申し出があった場合は、連絡協議会に諮るものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項、定めのない事項又は疑義が生じた事項は、代表幹事が連絡協議会に諮り、決定するものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成31年3月29日から適用する。

平成18年3月30日に締結された協定は、これを廃止する。
この協定の証として、本書30通を作成し、各自1通を保管する。

平成31年3月29日

名古屋市長 豊橋市長 岡崎市長 一宮市長 瀬戸市長 豊川市長 津島市長 刈谷市長 豊田市長
安城市長 西尾市長 常滑市長 稲沢市長 新城市長 知多市長 知立市長 田原市長 愛西市長
弥富市長 蟹江町長 飛島村長 設楽町長 東栄町長
知多中部広域事務組合管理者 半田市長 愛北広域事務組合管理者 大口町長
衣浦衛生組合管理者 碧南市長 知多南部衛生組合管理者 美浜町長
尾張東部火葬場管理組合管理者 春日井市長 知北平和公園組合管理者 東海市長
蒲郡市幸田町衛生組合管理者 蒲郡市長 立会人 愛知県健康福祉部保健医療局長

別 表

ブロック	市 町 村	地方公共団体の組合
西尾張ブロック	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、蟹江町、飛島村	愛北広域事務組合
東尾張ブロック	名古屋市、瀬戸市	尾張東部火葬場管理組合
知多ブロック	常滑市、知多市	知多中部広域事務組合、知多南部衛生組合、知北平和公園組合
西三河ブロック	岡崎市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市	衣浦衛生組合
東三河ブロック	豊橋市、豊川市、新城市、田原市、設楽町、東栄町	蒲郡市幸田町衛生組合

1 1. 知立市、伊那市災害時相互応援協定書

知立市と伊那市（以下「協定市」という。）とは、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の応急措置の実施が十分できない場合において、被災者に対する救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（連絡窓口）

第1条 協定市は、災害時での必要な情報等を相互に提供することにより、応援の円滑な運営

を図るため、あらかじめ連絡担当部課を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援を行う市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- （1）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- （2）食料、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- （3）被災者を一時収容するために必要な施設の提供及び斡旋
- （4）応援に必要な職員の派遣
- （5）災害救助ボランティアの斡旋
- （6）被災児童生徒の受け入れ
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして電話等により連絡を取ると

ともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- （3）前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- （4）応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路
- （5）応援を受ける期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 協定市は、応援の要請が無い場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときには、自主的な判断に基づき応援を実施するものとする。

3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に対し、速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部の指揮

に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定

めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市の間で協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援に派遣した職員が、業務遂行中に負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその

遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受

ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

（平常時における活動等）

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必

要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市間で協議して定めるものとする。

2 平成7年5月15日付けで協定市間で締結した、災害時相互応援に関する協定は令和7年1月28日をもって廃止する。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定の締結した日から、その効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年1月29日

愛知県知立市広見三丁目1番地

知立市長

長野県伊那市下新田3050番地

伊那市長

12. 水害時における緊急時協力避難施設の使用に関する覚書（ジェイテクト株式会社）

（趣旨）

第1条 この覚書は、知立市内で災害（洪水等による水災に限る。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知立市（以下「甲」という。）が、豊田工機株式会社東刈谷工場（以下「乙」という。）所有の施設の一部を、地域住民の所有する車両等の緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第2条 この覚書の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条の規定により、甲が避難のために立ち退きを勧告し、又は指示した場合、又は台風や大雨によって洪水等の発生が予想される場合であって、乙が必要と認める災害とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、次条に規定する施設を緊急避難場所として使用することを要請することができる。

（緊急避難場所）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたとき、あるいは乙の判断に基づいて、乙の所有に係る次に掲げる施設を緊急避難場所として甲に使用させるものとする。

(1) 名称 豊田工機株式会社東刈谷工場 第2駐車場

(2) 位置 刈谷市野田町北地藏山1番9

（使用期間）

第5条 緊急避難施設としての使用期間は、甲が第3条の規定による要請をしたときから、避難の必要がなくなった旨の通知をした時までとする。

（避難への対応）

第6条 乙は、緊急避難場所を使用する者が容易に出入りできるよう、出入口の 解錠及び開門を行うものとする。

（派遣の要請）

第7条 乙は、緊急避難場所を使用させる場合において、必要があると認めたときは、甲に対し、必要な人員の配備をするよう要請することができる。

（復旧）

第8条 甲は、緊急避難場所の使用を終えた時は、遅滞なく当該施設を原状に復旧し、又は乙の同意する状態に復旧するものとする。

（経費の負担）

第9条 乙が緊急避難場所を避難者に使用させたことにより要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前条に関する復旧が完了した後、緊急避難場所の使用に要した実費を甲に請求するものとする。

（緊急避難場所の変更及び廃止）

第10条 乙は、緊急避難場所の名称若しくは位置を変更し、又は緊急避難場所としての機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により緊急避難場所の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該施設の使用が想定される地域の住民に、その旨を周知しなければならない。

（協議）

第11条 この覚書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成17年4月1日

甲 知立市広見三丁目1番地

知立市

知立市長

乙 刈谷市野田町北地藏山1番7

豊田工機株式会社東刈谷工場

（ジェイテクト株式会社）

工場長

13. 知立市井戸水提供に関する協定

知立市と井戸水提供者は、災害が発生した場合における井戸水提供について、知立市を「甲」、井戸水提供者を「乙」とし次のとおり協定する。

(目的)

第1条 災害発生時に、乙が井戸水を甲に無償で提供することによって飲料用又は消火用等の水源を確保することを目的とする。

(内容)

第2条 協定の内容は次のとおりとする。

- (1) 井戸及びポンプ等は、乙が管理する。
- (2) 乙は、災害時において、飲料用・消火用等として、甲の指示に従い近所の住民等に井戸水を無償提供する。
- (3) 井戸水の水質検査は、甲が定期的に行う。
- (4) 乙は、井戸水の使用に支障が生じた場合は、ただちに甲に報告するものとする。

(その他)

第3条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、当事者記名押印の上各1通を保有する。

年 月 日

甲 知立市
知立市長

乙 井戸水提供者

1 4. 災害時医療救護に関する協定書（刈谷医師会知立支部）

知立市（以下「甲」という。）と社団法人刈谷医師会知立支部（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、知立市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師、看護師等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、速やかに医療救護班を派遣するものとする。

3 医療救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

4 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととする。

（医療救護）

第3条 乙は、災害の事態が急迫し、甲による医療救護の実施要請を待つことができない場合は、自ら医療救護を開始することができるものとし、その状況を直ちに甲に報告した上、その後の処理に関して甲の指示を受けるものとする。

2 医療救護は、医療救護班により実施することを原則とする。ただし、急迫した事情のある場合、医療機関に収容して医療救護を行う必要のある場合等においては、乙は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるように取り計らうものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する診察（トリアージを含む）と応急処置

(2) 傷病者の後方医療機関（※）への転送の要否及び転送順位の決定

※後方医療機関とは、災害医療の中心となる市内・外の医療機関をいう。

(3) 死亡の確認及び検案

（医薬品等の供給）

第5条 医療救護に必要な医薬品、医療材料その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとするが、緊急の場合は、乙又はその会員の所有のものを使用するものとする。

（報告）

第6条 医療救護を実施した場合において、医療救護班の班長は必要な記録を行うとともに、業務の実績を乙に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、この協定による医療救護に乙が要した次に掲げる費用を弁償するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に要した人件費及び諸経費、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額

(2) 医療救護班が調達した医薬品等の費用 実費の額

(3) 後送医療施設及び臨時救護所において行った医療救護活動に伴い、当該後送医療施設及び臨時救護所の施設又は設備等を損傷した場合には、それらの原状回復に要する費用 実費の額

（扶助金）

第8条 甲は、医療救護班の構成員が医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給するものとする。

（医事紛争の措置）

第9条 医療救護において、医療救護班の構成員と傷病者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって紛争解決のための適切な措置を講ずるものとする。

（費用等の請求）

第10条 乙は、第7条の費用及び第8条の扶助金（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（協議）

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前 1 月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から更に 1 年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(実施細目)

第 13 条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

この協定の締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保管する。

平成 18 年 4 月 1 日

甲 知立市広見三丁目 1 番地
知立市
代表者 知立市長

乙
社団法人 刈谷医師会知立支部
支部長

15. 災害時歯科医療救護に関する協定書（知立市歯科医師会）

知立市（以下「甲」という。）と知立市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、知立市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、歯科医療救護を行う必要が生じたときは、乙に対し、歯科医師、歯科衛生士及び歯科助手等で編成する歯科医療救護班（以下「歯科医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、速やかに歯科医療救護班を派遣するものとする。

3 歯科医療救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

4 歯科医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととする。

（歯科医療救護）

第3条 乙は、災害の事態が急迫し、甲による歯科医療救護の実施要請を待つことができない場合は、自ら歯科医療救護を開始することができるものとし、その状況を直ちに甲に報告した上、その後の処理に関して甲の指示を受けるものとする。

2 歯科医療救護は、歯科医療救護班により実施することを原則とする。ただし、急迫した事情のある場合、医療機関に収容して歯科医療救護を行う必要のある場合等においては、乙は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるように取り計らうものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する診断と応急処置

(2) 傷病者の後方医療機関（※）への転送の要否及び転送順位の決定

※後方医療機関とは、災害医療の中心となる市内・外の医療機関をいう。

(3) 遺体の検案

（医薬品等の供給）

第5条 歯科医療救護に必要な医薬品、医療材料その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとするが、緊急の場合は、乙又はその会員の所有のものを使用するものとする。

（報告）

第6条 歯科医療救護を実施した場合において、歯科医療救護班の班長は必要な記録を行うとともに、業務の実績を乙に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、この協定による歯科医療救護に乙が要した次に掲げる費用を弁償するものとする。

(1) 歯科医療救護班の派遣に要した人件費及び諸経費 災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額

(2) 歯科医療救護班が調達した医薬品等の費用 実費の額

(3) 後送医療施設及び臨時救護所において行ったしか医療救護活動に伴い、当該後送医療施設及び臨時救護所の施設又は設備等を損傷した場合には、それらの原状回復に要する費用 実費の額

（扶助金）

第8条 甲は、歯科医療救護班の構成員が歯科医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給するものとする。

（医療紛争の措置）

第9条 歯科医療救護において、歯科医療救護班の構成員と傷病者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって紛争解決のための適切な措置を講ずるものとする。

（費用等の請求）

第10条 乙は、第7条の費用及び第8条の扶助金（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から更に1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

（実施細目）

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成18年4月1日

甲 知立市広見3丁目1番地
知立市
代表者 知立市長

乙
知立市歯科医師会
会 長

16. 災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書（知立市薬剤師会）

知立市（以下「甲」という。）と知立市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の医薬品及び医療関係物品（以下「物資」という。）の供給並びに薬剤師の派遣協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、知立市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達並びに薬剤師の派遣を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができるものとする。

2 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して在庫品目、数量について資料の提出を要請することができるものとする。

3 甲は、災害時において医療救護等のため薬剤師の派遣を必要とするときは、乙に対して乙に属する会員（以下「会員」という。）の派遣について協力を要請することができるものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、物資については出荷要請書（様式第1号）、薬剤師の派遣については薬剤師派遣要請書（様式第2号）により、乙に対して要請の手続きを行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書又は薬剤師派遣要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、その要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（運搬及び輸送）

第5条 物資の運搬及び薬剤師の輸送は、乙又は乙の指定する者が行う。なお、乙は必要に応じて、甲に対して運搬及び輸送の協力を求めることができるものとする。

（報告等）

第6条 乙は、甲の要請により物資を出荷したときは、出荷確認書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

2 乙は、甲の要請により薬剤師を派遣したときは、速やかに薬剤師派遣報告書（様式第4号）により甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、この協定による物資の供給等に乙が要した次に掲げる費用を弁償するものとする。

(1) 物資の代金及び運搬経費 出荷確認書に基づき、災害発生直前時における適正価格をもって甲、乙協議して定める額

(2) 薬剤師の派遣に要した人件費及び諸経費 災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額

（扶助金）

第8条 甲は、薬剤師が物資の供給等において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給するものとする。

（費用等の請求）

第9条 乙は、前2条の規定により費用及び扶助金（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から更に1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

（実施細目）

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

この協定の締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保管する。

平成 18 年 4 月 1 日

甲 知立市広見三丁目 1 番地
知立市
代表者 知立市長

乙
知立市薬剤師会
会長

17. 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（知立市水道協同組合）

知立市（以下「甲」という。）と知立市水道協同組合（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の復旧工事等の応援協定について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、知立市地域防災計画に基づき、災害時における復旧工事等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に復旧工事等の協力を必要とするときは、乙に対して工事の協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、復旧工事等について積極的に協力する。

（要請手続き）

第4条 甲は、災害復旧工事等協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により、乙に対して要請手続きを行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し事後速やかに要請書を提出する。

（工事の実施）

第5条 乙は、甲の要請により工事を承諾した場合は速やかに災害復旧工事等協力回答書（様式第2号。以下「回答書」という。）により、甲に対して報告する。ただし、緊急を要するときは口頭で回答し、事後速やかに回答書を提出する。

（支払い）

第6条 甲は、乙が施工した復旧工事等の経費（以下「経費等」という。）については、遅滞なくその支払を行う。

2 甲が、乙に対して支払うべき経費等については、甲、乙協議のうえ、災害時直前における適正価格をもって決定する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、協定の有効期間満了日前1月以内に、甲、乙いずれから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年6月1日

甲 知立市長

乙 知立市水道協同組合 代表理事

18. 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（水道業者）

知立市（以下「甲」という。）と水道業者名（以下「乙」という。）とは、甲が管理する水道施設における地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生又は、発生が予想される場合の応急対策・応急復旧工事等（以下「応急復旧」という。）の応援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、知立市地域防災計画に基づき、災害時における応急復旧の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この場合において、甲及び乙は知立市工事施行に関する事務取扱要領及び知立市契約規則に準じて、これを誠実に履行しなければならない。

（協定締結に関する資格）

第2条 協定を締結しようとする水道業者は、以下の各号すべてに該当するものであること。

- (1) 知立市水道指定給水装置工事事業者規程（平成9年知立市水道事業管理規程第8号）に基づく指定工事業業者であること。
- (2) 知立市内に本店・支店・営業所を置き、当該本店・支店・営業所で水道関連工事業を営んでいるものであること。
- (3) 知立市より協力要請を受けた後、速やかに必要な人員を参集できること。
- (4) 災害協力に必要な資機材等を常備していること又は、速やかに手配可能なこと。
- (5) 知立市の主催する各種訓練等に積極的に参加できること。

（応援協力の要請）

第3条 災害の発生時において実施する水道施設の応急復旧に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対して応急復旧の応援を要請することができる。

2 この場合の連絡体制は、毎年度甲が別に定めた連絡体制により依頼をするものとする。

（応援体制の報告）

第4条 乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び資機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

（応援業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、概ね次の応援業務について積極的に協力するものとする。

- (1) 応急復旧工事
- (2) 応急給水
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 漏水調査
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第6条 甲は、応急復旧工事等要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により、乙に対して要請手続を行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出する。

（応急復旧工事等の実施）

第7条 乙は、甲の要請により応急復旧工事等を承諾した場合は速やかに、応急復旧工事等協力回答書（様式第2号。以下「回答書」という。）により、甲に対して報告する。ただし、緊急を要するときは、口頭で回答し事後速やかに回答書を提出する。

（支払）

第8条 甲は、乙が施行した応急復旧工事等の経費（以下「経費等」という。）については、速やかにその支払いを行う。

2 甲が乙に対して支払うべき経費等については、甲、乙協議の上、災害時直前における適正な価格をもって決定する。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1ヶ月以上前に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

（公共工事の受注につながる優遇策）

第10条 この協定は、知立市が発注する総合評価落札方式競争入札の評価項目の災害協定等による地域貢献度の実績の有無の災害協定とみなす。

(協議)

第 11 条 この協定に定めない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

この協定を証するため、関係者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 26 年 4 月 1 日

甲 知立市水道事業
知立市長

乙 水 ^{ササキ} _{工業}

タブチ住設機工(株)

東海設備工業(株)知立支店

森島設備管工(株)知立支店

(株)大成設備工業

(株)桶藤設備工業

(株)豊光設備

(株)アクテック

(株)トム・ウィン

(有)水建工業

ティー・マックス(株)

野々山建設(株)

19. 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（建設事業者）

知立市（以下「甲」という。）と建設事業者（以下「乙」という。）とは、災害（風水害・地震等）が発生又は、発生が予想される場合の応急対策・応急復旧工事等（以下「応急復旧工事等」という。）の応援協力について、次のとおり防災協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、知立市地域防災計画に基づき、災害時における応急復旧工事等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この場合において、甲及び乙は知立市工事施行に関する事務取扱要領及び知立市契約規則に準じて、これを誠実に履行しなければならない。

（協定締結に関する資格）

第2条 協定を締結しようとする建設事業者等は、以下の各号すべてに該当するものであること。

(1) 知立市が発注する建設工事のうち、土木・建築・造園工事に関する競争入札に参加する資格を有するもので、知立市入札参加資格停止要領に基づく資格停止を受けていない者であること。

(2) 建設業法（昭和22年法律第100号）第3条の規定により、土木建築事業について一般又は特定建設業の許可を受け、かつ知立市内に本店・支店・営業所を置き、当該本店・支店・営業所で土木建設工事業を営んでいるものであること。ただし、知立市と他に応急復旧工事等に関する協定を締結している者を除く。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

(4) 知立市より協力要請を受けた後、速やかに必要な人員を参集できること。

(5) 災害協力に必要な資機材等を常備していること又は、速やかに手配可能なこと。

(6) 知立市の主催する各種訓練等に積極的に参加できること。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時に応急復旧工事等の協力を必要とするときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 この場合の連絡体制は、毎年度甲が別に定めた連絡体制により依頼するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急復旧工事等について積極的に協力をする。

（要請手続）

第5条 甲は、応急復旧工事等要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により、乙に対して要請手続を行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出する。

（応急復旧工事等の実施）

第6条 乙は、甲の要請により応急復旧工事等を承諾した場合は速やかに、応急復旧工事等協力回答書（様式第2号。以下「回答書」という。）により、甲に対して報告する。ただし、緊急を要するときは、口頭で回答し事後速やかに回答書を提出する。

（支払）

第7条 甲は、乙が施行した応急復旧工事等の経費（以下「経費等」という。）については、速やかにその支払を行う。

2 甲が乙に対して支払うべき経費等については、甲、乙協議の上、災害時直前における適正な価格をもって決定する。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1ヶ月以上前に、甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

（公共工事の受注につながる優遇策）

第9条 この協定は、知立市が発注する総合評価落札方式競争入札の評価項目の災害協定等による地域貢献度の実績の有無の災害協定とみなす。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

この協定を証するため、関係者記名押印の上各 1 通を保有する。

平成 21 年 4 月 1 日

甲 知立市広見三丁目 1 番地
知立市長

乙 住所
事業者名
代表者名

20. 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（知立緑化組合）

知立市（以下「甲」という。）と知立緑化組合（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の復旧工事等の応援協定について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、知立市地域防災計画に基づき、災害時における復旧工事等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に復旧工事等の協力を必要とするときは、乙に対して工事の協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、復旧工事等について積極的に協力する。

（要請手続き）

第4条 甲は、災害復旧工事等協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により、乙に対して要請手続きを行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し事後速やかに要請書を提出する。

（工事の実施）

第5条 乙は、甲の要請により工事を承諾した場合は速やかに災害復旧工事等協力回答書（様式第2号。以下「回答書」という。）により、甲に対して報告する。ただし、緊急を要するときは口頭で回答し、事後速やかに回答書を提出する。

（支払い）

第6条 甲は、乙が施工した復旧工事等の経費（以下「経費等」という。）については、遅滞なくその支払を行う。

2 甲が、乙に対して支払うべき経費等については、甲、乙協議のうえ、災害時直前における適正価格をもって決定する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、協定の有効期間満了日前1月以内に、甲、乙いずれから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年3月13日

甲 知立市広見三丁目1番地

知立市長

乙 知立市宝町亀池26番地1

知立緑化組合長

2 1. 災害時における物資運搬車両の供給協力に関する協定（愛知県トラック協会西三支部安城部会）

知立市（以下「甲」という。）と愛知県トラック協会西三支部安城部会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の物資運搬車両の供給協定について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、知立市地域防災計画に基づき、災害時における物資運搬車両の供給の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に物資運搬車両の協力を必要とするときは、乙に対してその調達が可能な車両の供給について、協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資運搬車両の供給につちえ積極的に協力をする。

（協力の限度）

第4条 乙が、甲の要請により供給すべき物資運搬車両の限度は、要請時点において調達可能なものとする。

（要請手続き）

第5条 甲は、物資運搬車両借用要請書（様式第1。以下「要請書」という。）により、乙に対して要請手続きを行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出する。

（運搬及び納品）

第6条 運搬は、甲の指示により乙が行い、物資運搬車両提供確認書（様式第2）を添え、甲の指定する場所へ納品する。

（支払）

第7条 甲は、乙が提供した車両の使用料及び運搬の経費（以下「費用等」という。）については、遅滞なくその支払を行う。

2 甲が乙に対して支払うべき費用等については、甲、乙協議の上、災害時直前における適正な価格をもって決定する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1ヶ月以内に、甲、乙いずれから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年7月21日

甲 知立市広見三丁目1番地
知立市長

乙 安城市篠目町西ハゼ原61-1
愛知県トラック協会西三支部安城部会
部会長

22. 災害時におけるL Pガスの供給協力に関する協定書(愛知県L Pガス協会知立地区会)

知立市(以下「甲」という。)と愛知県L Pガス協会知立地区会(以下「乙」という。)とは、災害が発生した場合L Pガスの供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、知立市地域防災計画に基づき、災害時におけるL Pガス供給の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時にL Pガスを必要とするときは、乙に対しその調達可能なL Pガスの供給について協力を要請することができる。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、L Pガスの供給について積極的に協力をする。

(協力の限度)

第4条 乙が、甲の要請により供給すべきL Pガスは、要請時点において調達可能な量とする。

(要請手続)

第5条 甲は、供給要請書(様式第1。以下「要請書」という。)により、乙に対して要請手続を行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出する。

(運搬及び納品)

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行い、納品は甲の指定する場所において納品確認書(様式第2)を添えて行う。この場合において甲が必要と認めたときは、甲に対して運搬及び納品の協力を求めることができる。

(支払)

第7条 甲は、乙が提供したL Pガスの費用及び運搬の協力を行った場合の経費(以下「費用等」という。)については、遅滞なくその支払を行う。

2 甲が乙に対して支払うべき費用等については、甲、乙協議の上、災害時直前における適正な価格をもって決定する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の前1ヶ月以内に、甲、乙いずれから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年6月21日

甲 知立市広見三丁目1番地
知立市長

乙 知立市長篠町東長篠17番地3
愛知県エルピーガス協会西三河支部
三河中央分会 知立地区
地区長

23. 災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（あいち中央農業協同組合）

知立市（以下「甲」という。）とあいち中央農業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の食料品・生活必需品等の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、知立市地域防災計画に基づき、災害時における食料品・生活必需品等の供給の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に食料品・生活必需品等を必要とするときは、乙に対してその調達又は製造が可能な食料品・生活必需品等の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、供給及び搬出について積極的に協力をする。

（協力の限度）

第4条 乙が、甲の要請により供給すべき食料品・生活必需品等の限度は、要請時点において乙が調達又は製造が可能なものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、書面により、乙に対して要請手続を行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を提出する。

（運搬及び納品）

第6条 運搬は、甲又は甲の指定する者が行い、納品は、甲の指定する場所において納品書を添えて行う。この場合において、甲が必要と認めたときは、乙に対して運搬及び納品の協力を求めることができる。

（支払）

第7条 甲は、乙が提供した食料品等の費用及び運搬の協力を行った場合の経費（以下「費用等」という。）については、遅滞なくその支払を行う。

2 甲が、乙に対して支払うべき費用等については、甲、乙協議のうえ災害時直前における適正価格をもって決定する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。なお、平成18年5月1日に甲とJAあいち中央営農部知立営農センターとの間で締結した「災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定」は、令和2年12月3日をもって廃止する。

令和2年12月4日

甲 住 所 知立市広見三丁目1番地
知立市
代表者 市 長

乙 住 所 安城市御幸本町501番地1
あいち中央農業協同組合
代表者 代表理事組合長

24. 災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書(ユニー株式会社アピタ知立店)

知立市(以下「甲」という。)とユニー(株)アピタ知立店(以下「乙」という。)とは、災害が発生した場合の食料品・生活必需品等の供給協定について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、知立市地域防災計画に基づき、災害時における食料品・生活必需品等の供給の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時に食料品・生活必需品等を必要とするときは、乙に対してその調達又は製造が可能な食料品・生活必需品等の供給について協力を要請することができる。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、供給及び搬出について積極的に協力をする。

(協力の限度)

第4条 乙が、甲の要請により供給すべき食料品・生活必需品等の限度は、要請時点において、乙が調達又は製造が可能なものとする。

(要請手続)

第5条 甲は、出荷要請書(様式第1。以下「要請書」という。)により、乙に対して要請手続を行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出する。

(運搬及び納品)

第6条 甲又は甲の指定する者が運搬を行い、甲の指定する場所において納品確認書(様式第2)を添えて納品を行う。甲より運搬及び納品の協力を乙に求められた場合等は、甲、乙協議するものとする。

(支払)

第7条 甲は、乙が提供した食料品・生活必需品等の費用及び運搬の協力を行った場合の経費(以下「費用等」という。)については、遅滞なくその支払を行う。

2 甲が乙に対して支払うべき費用等については、甲、乙協議の上、災害時直前における適正な価格をもって決定する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1ヶ月以内に、甲、乙いずれから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年11月21日

甲 知立市広見三丁目1番地
知立市長

乙 知立市長篠町大山18番地1
ユニー(株)アピタ知立店
店長

25. 災害時における協力に関する協定書（社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）

知立市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生した場合における遺体の収容及び安置並びにこれらに必要な資機材、消耗品及び施設等（葬儀式場等）の提供について、甲の要請に対する乙の協力その他必要な事項を定めるものとする。

（要請業務の内容）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体運搬
- (4) 帰宅困難者に対する避難場所の提供（結婚式場等）
- (5) 甲が設置した一時避難所、及び乙が提供する避難場所における被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- (6) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 第2条の甲の要請は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（別記様式1）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行なった者の職、氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 協力を要請する期間
- (5) その他要請に必要な事項

（要請業務の実施）

第4条 乙は第3条による規定に基づき甲から要請があった場合は、甲の指示に従い、第2条の業務に速やかに従事するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書（別記様式2）をもって甲に報告するものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請書を甲に提出するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の職、氏名
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) 避難所に供給した食事等の数量
- (4) 生活支援等の各種サービスの内容
- (5) その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第6条 甲は、第5条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、第6条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

尚、乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を越える協力を行なった場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に請求する。

（経費の支払）

第8条 甲は、第7条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準価格を参考として、甲乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な支援体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては災害対策本部長を、乙にあっては全日本冠婚葬祭互助協会中部ブロック長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、要請業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年9月までに、甲に提出するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、甲乙いずれからも協定の解除または変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日から1年間更新し、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成19年2月19日

甲 愛知県知立市広見三丁目1番地
知立市
知立市長

乙 東京都港区虎ノ門3丁目6番2号
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会長

26. 知立市災害ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書（知立市社会福祉協議会）

知立市（以下「甲」という。）と社会福祉法人知立市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害の発生時における知立市災害ボランティア支援本部（以下「ボランティア支援本部」という。）の開設及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、知立市地域防災計画に基づき、大規模な災害が発生した場合にボランティアを混乱なく円滑に受け入れ、被災住民の救援と速やかな自立・復興の支援を目的とするボランティア活動を効果的に支援するため、ボランティアの受け入れ体制の整備を甲乙が連携及び協力して行うために必要な事項を定めるものとする。

（ボランティア支援本部の開設）

第2条 甲は、大規模な災害が発生したときは、必要な資機材を確保して災害ボランティア支援本部を開設する。

2 乙は、ボランティア支援本部が開設された場合は、甲とともに運営を行うための職員を派遣する。ただし、職員の被害が甚大であり派遣が困難な場合は、甲と協議の上、職員の派遣を中止することができる。

（開設場所）

第3条 ボランティア支援本部の開設場所は、原則として福祉の里八ツ田敷地内とする。ただし、甲は、被災等により当該場所に開設が困難な場合は、乙と協議の上、これに代わる開設場所を確保するものとする。

（ボランティア支援本部の運営）

第4条 ボランティア支援本部は、被災住民からの支援希望とボランティア派遣の調整等を行う災害ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣について、各種ボランティア団体、民間団体及び災害救援団体などのボランティア支援団体（以下「関係団体」という。）に協力の呼びかけを行う。

2 甲及び乙は、ボランティア支援本部の運営に当たっては、ボランティア活動の迅速性及び自発性を生かせるよう、関係団体のコーディネーターの意見を可能な限り尊重するものとする。

（資機材等の確保）

第5条 甲及び乙は、ボランティア活動に必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

（経費の負担）

第6条 ボランティア支援本部の設置及び運営に関して必要な費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

（損害補償）

第7条 ボランティア支援本部において受付されたボランティアが、災害応急及び復興活動等に関して被った損害の補償は、ボランティア保険によるものとする。

2 前項のボランティア保険の加入金については、ボランティアの自己負担とする。

（ボランティア支援本部の閉鎖）

第8条 ボランティアによる災害応急活動がおおむね完了し、活動の中心が日常生活の支援に移行したときは、甲、乙及び協力する関係団体で協議し、ボランティア支援本部の閉鎖を決定するものとする。

2 甲及び乙は、ボランティア支援本部の閉鎖後、被災者の日常生活支援を継続していくため、その把握する情報を引き継ぐものとする。

（平常時の活動）

第9条 甲及び乙は、災害時に円滑な運営ができるよう、平常時からボランティア支援本部の啓発活動に努めるとともに、相互の事業に対して協力する。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第 11 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。
ただし、期間満了の日の 3 月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1
年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 4 月 1 日

甲 知立市広見三丁目 1 番地
知立市長

乙 知立市八ツ田町泉 4 3 番地
社会福祉法人 知立市社会福祉協議会
会 長

27. 水害等における緊急時避難先施設の使用に関する覚書（フタバ産業株式会社知立工場）

（趣旨）

第1条 この覚書は、知立市内で災害（洪水等による水害に限る。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知立市（以下「甲」という。）と、フタバ産業株式会社知立工場（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の一部を地域住民の所有する車両等の緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）として使用することについて、覚書を締結するものとする。

（対象となる災害）

第2条 この覚書の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条の規定により、甲が避難のために立ち退きを勧告し、又は指示した場合、又は台風や大雨によって洪水等の発生が予想される場合であって、乙が必要と認める災害とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、次条に規定する施設を緊急避難場所として使用することを要請することができる。

（緊急避難場所）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたとき、あるいは乙の判断に基づいて、乙の管理に係る次に掲げる施設を緊急避難場所として甲に使用させるものとする。

(1) 名称 フタバ産業株式会社知立工場 社員第2駐車場

(2) 位置 知立市逢妻町城山31番地（別図に示す）

（使用期間）

第5条 緊急避難施設としての使用期間は、甲が第3条の規定による要請をしたときから、避難の必要がなくなった旨の通知をした時までとする。

ただし、乙の不就業の日、時間での利用とする。（夜間での利用は可）

（避難への対応）

第6条 乙は、緊急避難場所を使用する者が容易に出入りできるよう、出入口の解錠及び開門を行うものとする。

（派遣の要請）

第7条 乙は、緊急避難場所を使用する場合において、必要があると認めたときは、甲に対し、必要な人員の配備を要請することができる。

（復旧）

第8条 甲は、緊急避難場所の使用を終えた時は、遅滞なく当該施設を原状に復旧し、又は乙の同意する状態に復旧するものとする。

（経費の負担）

第9条 乙が緊急避難場所を避難者に使用させたことにより要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前条に関する復旧が完了した後、緊急避難場所の使用に要した実費を甲に請求するものとする。

（緊急避難場所の変更及び廃止）

第10条 乙は、緊急避難場所の名称若しくは位置を変更し、又は緊急避難場所としての機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により緊急避難場所の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該施設の使用が想定される地域の住民に、その旨を周知しなければならない。

（協議）

第11条 この覚書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 20 年 11 月 1 日

甲 知立市広見三丁目 1 番地
知立市
知立市長

乙 知立市逢妻町道瀬山 110 番地
フタバ産業株式会社知立工場
知立工場統括

28. 水害等における緊急時避難先施設の使用に関する覚書（株式会社近藤組）

（趣旨）

第1条 この覚書は、知立市内で災害（洪水等による水害に限る。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知立市（以下「甲」という。）と、株式会社 近藤組（以下「乙」という。）は所有の施設の一部を地域住民の所有する車両等の緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）として使用することについて、覚書を締結するものとする。

（対象となる災害）

第2条 この覚書の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条の規定により、甲が避難のために立ち退きを勧告し、又は指示した場合、又は台風や大雨によって洪水等の発生が予想される場合であって、乙が必要と認める災害とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、次条に規定する施設を緊急避難場所として使用することを要請することができる。

（緊急避難場所）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたとき、あるいは乙の判断に基づいて、乙の所有に係る次に掲げる施設を緊急避難場所として甲に使用させるものとする。

- (1) 名称 株式会社近藤組 本館前駐車場
- (2) 位置 刈谷市一里山町伐払125番地

（使用期間）

第5条 緊急避難施設としての使用期間は、甲が第3条の規定による要請をしたときから、避難の必要がなくなった旨の通知をした時までとする。

（避難への対応）

第6条 乙は、緊急避難場所を使用する者が容易に出入りできるよう、出入口の解錠及び開門を行うものとする。

（派遣の要請）

第7条 乙は、緊急避難場所を使用する場合において、必要があると認めたときは、甲に対し、必要な人員の配備を要請することができる。

（復旧）

第8条 甲は、緊急避難場所の使用を終えた時は、遅滞なく当該施設を原状に復旧し、又は乙の同意する状態に復旧するものとする。

（経費の負担）

第9条 乙が緊急避難場所を避難者に使用させたことにより要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前条に関する復旧が完了した後、緊急避難場所の使用に要した実費を甲に請求するものとする。

（緊急避難場所の変更及び廃止）

第10条 乙は、緊急避難場所の名称若しくは位置を変更し、又は緊急避難場所としての機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により緊急避難場所の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該施設の使用が想定される地域の住民に、その旨を周知しなければならない。

（協議）

第11条 この覚書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

る。

平成 19 年 10 月 10 日

甲 知立市広見三丁目 1 番地
知立市
知立市長

乙 刈谷市一里山伐払 123 番地
株式会社 近藤組
代表取締役社長

29. 災害時における車両燃料等の供給協力に関する協定書（知立地区石油業者会）

知立市（以下「甲」という。）と知立地区石油業者会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の車両燃料等の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、知立市地域防災計画に基づき、災害時における車両燃料等の供給の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（燃料の種類）

第2条 乙が甲に供給する燃料は、次のとおりとする。

- (1) 災害活動用車両燃料のガソリン及び軽油
- (2) 災害活動用資機材等のガソリン、軽油、灯油、混合燃料及びオイル等

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に車両燃料等を必要とするときは、乙に対して車両燃料等の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、供給及び搬出について積極的に協力をする。

（要請手続）

第5条 甲が車両燃料等の供給を受けようとするときは、乙に対し供給車両及び燃料の種類その他必要な事項を連絡するものとする。

2 甲が資機材用の燃料の供給を受けようとするときは、乙に対し燃料の種類、数量及び供給場所等必要な事項を連絡するものとする。

（供給）

第6条 乙が甲の要請に対し燃料を供給する場合は、原則としてガソリンスタンドとする。ただし、ガソリンスタンドで供給が困難な場合は、甲の指定する場所で危険物関係法令を遵守し安全な方法で供給するものとする。

（記録）

第7条 乙は、甲の要請による燃料を供給した場合は、給油伝票等に給油車両所属名、運転者の氏名及び車両番号等を記載するものとする。

（価格）

第8条 乙が甲に供給する燃料の価格は、当該年度甲と単価契約した価格とする。

（運搬）

第9条 燃料の運搬が必要な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じ甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1ヶ月以内に、甲、乙いずれから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 21 年 3 月 18 日

甲 知立市広見三丁目 1 番地
知 立 市 長

乙 知立地区石油業者会
代 表

30. 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書（社団法人全国霊柩自動車協会）

知立市（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）とは、甲の地域内等で地震、風水害その他の災害が発生したとき、又は武力攻撃による災害が発生したとき（以下「災害時等」という。）において、甲が知立市災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置した場合における霊柩自動車による輸送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に対策本部を設置した場合において、多数の死者が発生した場合における霊柩自動車による輸送等について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（要請の内容）

第2条 甲が乙に要請する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 遺体の搬送及び輸送に必要な資機材の提供
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に甲から要請があった事項

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、対策本部が行なう。

2 甲が乙に前条の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後速やかに災害時等における霊柩自動車輸送の協力要請書（様式1）を乙に提出するものとする。

- (1) 要請する理由
- (2) 要請する霊柩自動車の台数
- (3) 必要な資機材名
- (4) 参集場所
- (5) 協力要請機関
- (6) その他必要な事項

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、第2条の規定による協力を実施するものとする。

2 乙は、第2条の規定による協力の実施に当たり、優先的に霊柩自動車及び資機材等を確保し、迅速に対応するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の規定による協力を実施したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告し、事後速やかに災害時等における霊柩自動車輸送の協力実施報告書（様式2）を甲に提出するものとする。

- (1) 霊柩自動車の台数
- (2) 搬送回数及び遺体搬送数
- (3) 総走行距離
- (4) 従事者数
- (5) 履行の期間
- (6) 使用した資機材・消耗品等
- (7) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 第2条の規定による協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 前条の経費について、乙は乙の会員の協力実績を集計し、積算根拠を添えて甲に一括して請求するものとする。

尚、乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に請求する。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害時等の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第

118号)に基づく基準額を参考として、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、第2条の規定による協力が実施できるよう、乙の中部支部連合会及び各支部その他乙の組織の広域応援体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、第2条の規定による協力の円滑な実施を図るため、お互いに、連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、甲にあっては知立市総務部防災対策室長、乙にあっては社団法人全国霊柩自動車協会愛知県支部長とする。

(会員の名簿)

第12条 乙は、第2条の規定による協力を実施するため、乙の愛知県支部会員名簿(様式3号)を甲に届け出るものとする。

(協力の活動拠点)

第13条 第2条の規定による協力を実施する場合の乙の活動拠点は、対策本部の支持する場所とする。

(災害時等の情報提供)

第14条 第2条の規定による協力を実施中に現認した災害情報を、積極的に甲に提供するように努めるものとする。

(職員の同乗等)

第15条 甲は、必要に応じ、乙の搬送車両に甲の職員を同乗させることができるものとする。

2 乙は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、甲に甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

(守秘義務)

第16条 乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係る情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

第17条 甲は、災害時等において乙の円滑な協力が実施できるよう、要請内容に関して重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

(協定実施の円滑化)

第18条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行なわれるよう、また協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(協定の有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の2月前までに甲又は乙から書面による解除の申し出がないときは、尚1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成23年4月1日

甲 知立市広見3丁目1番地
知立市長

乙 東京都新宿区四谷4丁目14 東昭ビル3F
社団法人全国霊柩自動車協会
会長

3 1. 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局）

国土交通省中部地方整備局（以下「整備局長」という。）と、知立市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 知立市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 知立市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関する事
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し、情報交換を行なうものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は3通作成し、各自1通を保有する。

平成23年7月14日

名古屋市中区三の丸 二丁目5番1号
国土交通省 中部地方整備局長

知立市広見三丁目1番地
知立市長

（立会人）
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県 防災局長

32. 災害時における緊急避難場所の使用に関する覚書（富士プロパン瓦斯株式会社）

（趣旨）

第1条 この覚書は、知立市内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知立市（以下「甲」という。）が、富士プロパン瓦斯株式会社（以下「乙」という。）所有の施設の一部を地域住民の緊急避難場所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第2条 この覚書の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条の規定により、甲が避難のために立ち退きを勧告し、又は指示した場合、若しくは突発的に発生した地震等で、乙が緊急避難場所として提供する必要があると認める災害とする。

（協力の要請、受諾）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、次条に規定する施設を緊急避難場所として使用することを要請することができる。

2 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたとき、あるいは乙の判断に基づいて、乙の所有に係る次に掲げる施設を緊急避難場所として地域住民に開放するものとする。

（緊急避難場所の名称等）

第4条 緊急避難場所として使用できる施設及び設備は次のとおりとする。

- (1) 名 称 富士プロパン瓦斯株式会社
- (2) 所在地 知立市牛田町遠新切48番地
- (3) 施設等 社屋、駐車場及びガス供給設備

（使用期間）

第5条 緊急避難場所としての使用期間は、甲が第3条の規定による要請をしたときから、避難の必要がなくなった旨の通知をした時までとする。

（避難への対応）

第6条 乙は、緊急避難場所を使用する者が容易に出入りできるよう、出入口の解錠及び開門を行うものとする。

（派遣の要請）

第7条 乙は、緊急避難場所を使用させる場合において、必要があると認めたときは、甲に対し、必要な人員の配備をするよう要請することができる。

（復旧）

第8条 甲は、緊急避難場所の使用を終えた時は、遅滞なく当該施設を原状に復旧し、又は乙の同意する状態に復旧するものとする。

（経費の負担）

第9条 乙が緊急避難場所を地域住民に使用させたことにより要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前条に関する復旧が完了した後、緊急避難場所の使用に要した実費を甲に請求するものとする。

（緊急避難場所の変更及び廃止）

第10条 乙は、緊急避難場所の名称若しくは所在地等を変更し、又は緊急避難場所としての機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により緊急避難場所の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該施設の使用が想定される地域住民に、その旨を周知しなければならない。

（管理責任者）

第11条 甲は、緊急避難場所の使用期間中における管理責任を負うものとする。

（協議）

第12条 この覚書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成23年11月30日

甲 知立市広見三丁目1番地

知立市

知立市長

乙 知立市牛田町遠新切 48 番地

富士プロパン瓦斯株式会社

取締役社長

3 3. 知立市、鯖江市災害時相互応援協定書

知立市と鯖江市（以下「協定市」という。）とは、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の応急措置の実施が十分できない場合において被災者に対する救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（連絡窓口）

第1条 協定市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部課を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援を行う市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあつせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあつせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に対し速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

- 2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市の間で協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援に派遣した職員が、業務遂行上に負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

- 2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

（平常時における活動等）

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、立会人同席のもと、本協定書2通を作成し、協定市それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月31日

知立市広見三丁目1番地

知立市長

鯖江市西山町13番1号

鯖江市長

(立会人)

知立市広見三丁目1番地

知立市議会議長

(立会人)

鯖江市西山町13番1号

鯖江市議会議長

3 4. 知立市、魚津市災害時相互応援協定書

知立市と魚津市（以下「協定市」という。）とは、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の応急措置の実施が十分できない場合において、被災者に対する救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（連絡窓口）

第1条 協定市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部課を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援を行う市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあつせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあつせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に対し速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市の間で協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援に派遣した職員が、業務遂行上に負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

（平常時における活動等）

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、立会人同席のもと、本協定書2通を作成し、協定市それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 25 年 2 月 7 日

知立市広見三丁目 1 番地

知 立 市 長

魚津市釈迦堂一丁目 10 番 1 号

魚 津 市 長

(立会人)

知立市広見三丁目 1 番地

知立市議会議長

(立会人)

魚津市釈迦堂一丁目 10 番 1 号

魚津市議会議長

35. 災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協定書（愛知県食品衛生協会安生支部）

知立市（以下「甲」という。）と愛知県食品衛生協会安城支部（以下「乙」という。）とは、知立市内において地震、風水害その他の災害又は危機が発生した場合（以下「災害時」という。）における食品の衛生確保等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、食品の衛生確保を図ることにより災害時における被災者への食品の提供による食中毒の防止について、甲の要請に対する乙の協力とその他必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害又は危機）

第2条 この協定の対象となる地震、風水害その他の災害又は危機は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づき知立市災害対策本部が設置された場合

(2) その他前号と類似の災害又は健康危機が発生し、甲が乙の協力を必要とした場合

（協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する業務の種類は次のとおりとする。

(1) 避難所等での食品の衛生確保に関する衛生指導

(2) 避難所等における炊き出しに関する衛生指導

(3) 被災者、災害ボランティア、災害応急活動従事者及び要援護者等のための救助物資の調達

(4) その他、前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請する事項

（災害救助物資の品目）

第4条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲乙協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（要請）

第5条 甲による要請は、災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協力要請書により行うものとする。ただし、当該要請書により要請することが困難な場合は、電話等の通信手段又は口頭（以下「電話等」という。）で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先してこれに協力するものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき第3条の業務を実施したときは、災害時における食品の衛生確保等の協力に関する業務実施報告書を甲に提出するものとする。ただし、当該報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日当該報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条の業務に使用した資機材等の経費は、甲が負担するものとする。ただし、人件費は除くものとする。

（経費の請求）

第8条 乙は、乙の会員が実施した業務実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第10条 甲が負担する経費は、災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては防災担当部局の課長、乙にあっては愛知県食品衛生協会安城支部知立分会会長とする。

2 甲及び乙は、緊急時における連絡先及び連絡手段等について、協議のうえ別に定めるものとし、これに変更が生じた場合は、速やかにその旨を相互に通知するものとする。

（会員名簿）

第12条 乙は、災害時における円滑な業務の協力が図れるよう、この協定に協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に提出するものとする。

(相互情報交換)

第13条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進し、また災害時において有効なものとするために、平常時から連絡を密にし、相互に情報の交換を行うものである。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定書の有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1ヶ月までに、甲乙いずれからも特段の意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々その1通を保有する。

平成25年2月25日

甲 知立市広見三丁目1番地
知立市
知立市長

乙 安城市横山町下毛賀地93番地
愛知県食品衛生協会安城支部
支部長

別表

災害救助物資の品目

区 分	主 な 品 目
食 料	弁当、おにぎり、そうざい、パン、牛乳、清涼飲料水、納豆、味噌、焼菓子、生菓子、氷菓、アイスクリーム、缶詰、乾麺、生麺、食用油脂、レトルト食品、容器入飲料水、氷雪など

36. 災害時における緊急避難場所の使用に関する覚書（ミヤマ精工株式会社）

（趣旨）

第1条 この覚書は、知立市内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知立市（以下「甲」という。）が、ミヤマ精工株式会社（以下「乙」という。）所有の施設の一部を地域住民の緊急避難場所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第2条 この覚書の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条の規定により、甲が避難のために立ち退きを勧告し、又は指示した場合、若しくは突発的に発生した地震等で、乙が緊急避難場所として提供する必要があると認める災害とする。

（協力の要請、受諾）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、次条に規定する施設を緊急避難場所として使用することを要請することができる。

2 乙は、前項の規定による甲の要請を受けたとき、あるいは乙の判断に基づいて、乙の所有に係る次に掲げる施設を緊急避難場所として地域住民に開放するものとする。

（緊急避難場所の名称等）

第4条 緊急避難場所として使用できる施設及び設備は次のとおりとする。

- (1) 名称 ミヤマ精工株式会社
- (2) 所在地 知立市逢妻町金山16番地1
- (3) 施設等 社屋、駐車場及びその他施設（工場内の危険箇所は除く）

（使用期間）

第5条 緊急避難場所としての使用期間は、甲が第3条の規定による要請をしたときから、避難の必要がなくなった旨の通知をした時までとする。

（避難への対応）

第6条 乙は、緊急避難場所を使用する者が容易に出入りできるよう、出入口の解錠及び開門を行うものとする。

（派遣の要請）

第7条 乙は、緊急避難場所を使用させる場合において、必要があると認めたときは、甲に対し、必要な人員の配備をするよう要請することができる。

（復旧）

第8条 甲は、緊急避難場所の使用を終えた時は、遅滞なく当該施設を原状に復旧し、又は乙の同意する状態に復旧するものとする。

（経費の負担）

第9条 乙が緊急避難場所を地域住民に使用させたことにより要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前条に関する復旧が完了した後、緊急避難場所の使用に要した実費を甲に請求するものとする。

（緊急避難場所の変更及び廃止）

第10条 乙は、緊急避難場所の名称若しくは所在地等を変更し、又は緊急避難場所としての機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により緊急避難場所の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該施設の使用が想定される地域住民に、その旨を周知しなければならない。

（管理責任者）

第11条 甲は、緊急避難場所の使用期間中における管理責任を負うものとする。

（協議）

第12条 この覚書に定めない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成25年3月8日

甲 知立市広見三丁目 1 番地

知立市

知立市長

乙 知立市逢妻町金山 16 番地 1

ミヤマ精工株式会社

取締役社長

37. 災害時における緊急避難場所の使用に関する覚書（医療法人光慈会）

（趣旨）

第1条 この覚書は、知立市内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知立市（以下「甲」という。）が、医療法人 光慈会（以下「乙」という。）所有の施設の一部を地域住民の緊急避難場所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第2条 この覚書の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条の規定により、甲が避難のために立ち退きを勧告し、又は指示した場合、若しくは突発的に発生した地震等や台風や大雨によって洪水等の発生が予想される場合であって、乙が緊急避難場所として提供する必要があると認める災害とする。

（協力の要請、受諾）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、次条に規定する施設を緊急避難場所として使用することを要請することができる。

2 乙は、前項の規定による甲の要請を受けたとき、あるいは乙の判断に基づいて、乙の所有に係る次に掲げる施設を緊急避難場所として地域住民に開放するものとする。

（緊急避難場所の名称等）

第4条 緊急避難場所として使用できる施設及び設備は次のとおりとする。

- (1) 名 称 知立老人保健施設
- (2) 所在地 知立市新林町北林44番地
- (3) 施設等 施設建物の1階部分及び駐車場（機密文書保管場所、危険箇所は除く）

（使用期間）

第5条 緊急避難場所としての使用期間は、甲が第3条の規定による要請をしたときから、避難の必要がなくなった旨の通知をした時までとする。

（避難への対応）

第6条 乙は、緊急避難場所を使用する者が容易に出入りできるよう、出入口の解錠及び開門を行うものとする。

（派遣の要請）

第7条 乙は、緊急避難場所を使用させる場合において、必要があると認めたときは、甲に対し、必要な人員の配備をするよう要請することができる。

（復旧）

第8条 甲は、緊急避難場所の使用を終えた時は、遅滞なく当該施設を原状に復旧し、又は乙の同意する状態に復旧するものとする。

（経費の負担）

第9条 乙が緊急避難場所を地域住民に使用させたことにより要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前条に関する復旧が完了した後、緊急避難場所の使用に要した実費を甲に請求するものとする。

（緊急避難場所の変更及び廃止）

第10条 乙は、緊急避難場所の名称若しくは所在地等を変更し、又は緊急避難場所としての機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により緊急避難場所の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該施設の使用が想定される地域住民に、その旨を周知しなければならない。

（管理責任者）

第11条 甲は、緊急避難場所の使用期間中における管理責任を負うものとする。

（協議）

第12条 この覚書に定めない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成25年3月27日

甲 知立市広見三丁目 1 番地

知立市

知立市長

乙 知立市新林町北林 44 番地

医療法人 光慈会

会長

38. 西三河災害時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律223号)第5条の2の規定に基づき、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市及び幸田町(以下「西三河9市1町」という。)において、災害が発生した場合における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受け入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市町(以下「要請市町」という。)は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して、電話電信等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) その他必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町(以下「応援市町」という。)は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 大規模災害が発生し、通信の途絶等により被災市町との連絡がとれない場合には、被災市町以外の西三河9市1町が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、要請市町の首長等の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は原則として要請市町の負担とする。

- 2 要請市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度西三河9市1町が協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が対応するものとする。

- 2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市町への往復途中に生じたものを除き、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡担当部局)

第8条 相互応援のための窓口は、西三河9市1町の防災担当主管課とする。

- 2 連絡担当部局は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局、担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。
- 3 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(共同事業)

第9条 西三河9市1町は、この協定による応援を円滑に行うために、共同して防災対策を行うことができる。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、締結市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、西三河9市1町が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成25年7月3日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、本協定書10通を作成し、各首長が署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年7月3日

岡崎市
代表者 岡崎市長

碧南市
代表者 碧南市長

刈谷市
代表者 刈谷市長

豊田市
代表者 豊田市長

安城市
代表者 安城市長

西尾市
代表者 西尾市長

知立市
代表者 知立市長

高浜市
代表者 高浜市長

みよし市
代表者 みよし市長

幸田町
代表者 幸田町長

39. 下呂市、知立市災害時相互応援協定

知立市と下呂市（以下「協定市」という。）とは、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の応急措置の実施が十分できない場合において、被災者に対する救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（連絡窓口）

第1条 協定市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部課を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援を行う市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあつせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあつせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第2号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に対し速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市の間で協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援に派遣した職員が、業務遂行上に負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負

うものとする。

(平常時における活動等)

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、立会人同席のもと、本協定書2通を作成し、協定市それぞれ署名捺印の上、各1通を保有する。

平成25年11月20日

愛知県知立市広見三丁目1番地

岐阜県下呂市森960番地

(立会人)

愛知県知立市広見三丁目1番地

(立会人)

岐阜県下呂市森960番地

知立市長

下呂市長

知立市議会議長

下呂市議会議長

40. 能美市、知立市災害時相互応援協定

能美市と知立市（以下「協定市」という。）とは、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の応急措置の実施が十分できない場合において被災者に対する救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（連絡窓口）

第1条 協定市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部課を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援を行う市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあつせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあつせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に対し速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

- 2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市の間で協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援に派遣した職員が、業務遂行上に負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

- 2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

（平常時における活動等）

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

（その他）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、立会人同席のもと、本協定書2通を作成し、協定市それぞれ署名捺印の上、各1通を保有する。

平成26年1月30日

能美市来丸町1110番地
知立市広見三丁目1番地
(立会人)

能美市来丸町1110番地
(立会人)
知立市広見三丁目1番地

能 美 市 長
知 立 市 長

能美市議会議長

知立市議会議長

4 1. 知立市、栗東市災害時相互応援協定

知立市と栗東市（以下「協定市」という。）とは、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の応急措置の実施が十分できない場合において、被災者に対する救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（連絡窓口）

第1条 協定市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部課を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援を行う市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあつせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあつせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に対し速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

- 2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市の間で協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援に派遣した職員が、業務遂行上に負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

- 2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

（平常時における活動等）

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、立会人同席のもと、本協定書2通を作成し、協定市それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年2月4日

知立市広見三丁目1番地
栗東市安養寺一丁目13番33号
(立会人)

知立市広見三丁目1番地
(立会人)

栗東市安養寺一丁目13番33号

知立市長
栗東市長

知立市議会議長

栗東市議会議長

4 2. 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管

理者が記名押印の上、各自 1 通を保管する。

平成 26 年 1 月 1 日

愛知県知事
愛知県流域下水道管理者
愛知県知事

名古屋市長
名古屋市下水道事業管理者

豊橋市長
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

岡崎市長
岡崎市公共下水道管理者
岡崎市長

一宮市長
一宮市水道事業等管理者

瀬戸市長
瀬戸市公共下水道管理者
瀬戸市長

半田市長
半田市公共下水道管理者
半田市長

春日井市長
春日井市公共下水道管理者
春日井市長

豊川市長
豊川市公共下水道管理者
豊川市長

津島市長
津島市公共下水道管理者
津島市長

碧南市長
碧南市公共下水道管理者
碧南市長

刈谷市長
刈谷市公共下水道管理者
刈谷市長

豊田市長
豊田市下水道事業管理者

安城市長
安城市公共下水道管理者
安城市長

西尾市長
西尾市公共下水道管理者
西尾市長

蒲郡市長
蒲郡市公共下水道管理者
蒲郡市長

犬山市長
犬山市公共下水道管理者
犬山市長

常滑市長
常滑市公共下水道管理者
常滑市長

江南市長
江南市公共下水道管理者
江南市長

小牧市長
小牧市公共下水道管理者
小牧市長

稲沢市長
稲沢市公共下水道管理者
稲沢市長

新城市長
新城市公共下水道管理者
新城市長

東海市長
東海市公共下水道管理者
東海市長

大府市長
大府市公共下水道管理者
大府市長

知多市長
知多市公共下水道管理者
知多市長

知立市長
知立市公共下水道管理者
知立市長

尾張旭市長
尾張旭市公共下水道管理者
尾張旭市長

高浜市長
高浜市公共下水道管理者
高浜市長

岩倉市長
岩倉市公共下水道管理者
岩倉市長

豊明市長
豊明市公共下水道管理者
豊明市長

日進市長
日進市公共下水道管理者

日進市長

田原市長
田原市公共下水道管理者
田原市長

愛西市長
愛西市公共下水道管理者
愛西市長

清須市長
清須市公共下水道管理者
清須市長

北名古屋市長
北名古屋市公共下水道管理者
北名古屋市長

弥富市長
弥富市公共下水道管理者
弥富市長

みよし市長
みよし市公共下水道管理者
みよし市長

あま市長
あま市公共下水道管理者
あま市長

長久手市長
長久手公共下水道管理者
長久手市

東郷町長
東郷町公共下水道管理者
東郷町長

豊山町長
豊山町公共下水道管理者
豊山町長

大口町長
大口町公共下水道管理者
大口町長

扶桑町長
扶桑町公共下水道管理者
扶桑町長

大治町長
大治町公共下水道管理者
大治町長

蟹江町長
蟹江町公共下水道管理者
蟹江町長

飛島村長

阿久比町長
阿久比町公共下水道管理者

阿久比町長

東浦町長
東浦町公共下水道管理者
東浦町長

南知多町長
美浜町長

武豊町長
武豊町公共下水道管理者
武豊町長

幸田町長
幸田町公共下水道管理者
幸田町長

設楽町長

東栄町長
東栄町公共下水道管理者
東栄町長

豊根村長

愛北広域事務組合管理者
岩倉市長

中部知多衛生組合管理者
常滑市長

東部知多衛生組合管理者
大府市長

衣浦衛生組合管理者
高浜市長

常滑武豊衛生組合管理者
武豊町長
蒲郡市幸田町衛生組合管理者
蒲郡市長

逢妻衛生処理組合管理者
豊田市長

西知多医療厚生組合管理者
東海市長

尾張東部衛生組合管理者
瀬戸市長

海部地区環境事務組合管理者
蟹江町長

小牧岩倉衛生組合管理者
小牧市長

知多南部衛生組合管理者
南知多町長

尾張旭市長久手市衛生組合管理者
尾張旭市長

刈谷知立環境組合管理者
刈谷市長

江南丹羽環境管理組合管理者
江南市長

北設広域事務組合管理者
設楽町長
北名古屋衛生組合管理者
北名古屋市長

尾三衛生組合管理者
東郷町長

日東衛生組合管理者
日進市長

五条広域事務組合管理者
あま市長

知多南部広域環境組合管理者
半田市長

4 3. 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書（株式会社 藤田屋）

知立市（以下「甲」という。）と株式会社 藤田屋（以下「乙」という。）は、知立市内において発生した大規模災害等により、交通が途絶したため帰宅するのが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）に対する支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震等の災害が発生し、交通が途絶した場合、道路等に大量に発生する帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（協定の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、支援を要請することができる。

- (1) 乙の施設において、帰宅困難者に対して、飲料水、トイレ等を提供すること。
- (2) 乙の施設において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、テレビ・ラジオ等で知り得た道路に関する情報等を提供すること。
- (3) 乙は、帰宅困難者に実施する支援について、自らの職員を指導し、及びこの協定に係る支援の実施について調整及び連絡を行うこと。

2 甲と乙は、この協定に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（施設の提供）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な限り、乙の施設を帰宅困難者に対して提供するものとする。

（実績報告）

第4条 乙は、乙の施設において帰宅困難者の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に書面で報告するものとする。また、帰宅困難者が退去した場合についても同様とする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づき帰宅困難者が乙の施設を使用する場合における費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用の額及び支払の方法については、甲、乙両者が協議して定める。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日の属する年度の3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年7月18日

甲 知立市広見三丁目1番地
知立市長

乙 知立市山町小林24番地1
株式会社藤田屋
代表取締役社長

4 4. 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

知立市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、知立市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、知立市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価についても、第3条第5項に基づき甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき 広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年11月11日

甲 知立市広見三丁目1番地
知立市
知立市長

乙 名古屋市熱田区沢上2丁目1番32号
株式会社ゼンリン 中部エリア統括部
部長

4 5. 地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書(公益社団法人愛知建築士会)

知立市(以下「甲」という。)と公益社団法人愛知建築士会(以下「乙」という。)は、地震災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、地震災害が知立市内において発生した場合に、甲が乙所属の刈谷支部(以下「丙」という。)の支援協力を得て行う被災建築物に対する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

(支援協力)

第2条 この協定により、甲が丙に協力を要請する応急対策活動の支援内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲が別に指定する避難施設及び防災上重要な施設への、応急危険度判定士による安全確認支援
- (2) 震度6弱以上での応急危険度判定における自動参集
- (3) 建築物の復旧に関する相談業務支援

(応急対策活動業務の基準)

第3条 応急危険度判定士による安全確認支援は「愛知県被災建築物応急危険度判定士登録要綱」により登録された判定士が、「愛知県被災建築物応急危険度判定要綱」「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準により行う。

(協力の要請)

第4条 甲は、丙による応急危険度判定士による安全確認支援活動及び建築物の復旧に関する相談業務が必要と認めるときは、丙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
 - (2) 応急危険度判定士による安全確認支援及び復旧の相談業務の実施内容
 - (3) その他必要な事項
- 2 前項の規定による要請は、別に定める様式をもって行うものとする。ただし緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文章を提出する。丙は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

(協力要請の自動発動)

第5条 市内において震度6弱以上の地震が発生した場合には、丙は甲から応急対策活動の協力の要請があったものとみなし、支援協力を実施するものとする。

(報告)

第6条 丙は応急危険度判定士による安全確認支援に従事したときは、施設管理者等に対し報告する。

(補償等)

第7条 甲は、第2条の規定による支援協力に対し必要な補償を行う。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要事項については甲乙丙協議の上、別に定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申出がないときは、協定の期間を1年延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 26 年 3 月 25 日

甲 知立市広見 3 丁目 1 番地
知立市長

乙 名古屋市中区栄 4 丁目 3 番地 26 号昭和ビル 5 階
公益社団法人愛知建築士会
会長

4 6. 地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書（公益社団法人愛知県建築士事務所協会）

知立市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、地震災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、地震災害が知立市内において発生した場合に、甲が乙所属の西三河支部（以下「丙」という。）の支援協力を得て行う被災建築物に対する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第2条 この協定により、甲が丙に協力を要請する応急対策活動の支援内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲が別に指定する避難施設及び防災上重要な施設への、応急危険度判定士による安全確認支援
- (2) 震度6弱以上での応急危険度判定における自動参集
- (3) 建築物の復旧に関する相談業務支援

（応急対策活動業務の基準）

第3条 応急危険度判定士による安全確認支援は「愛知県被災建築物応急危険度判定士登録要綱」により登録された判定士が、「愛知県被災建築物応急危険度判定要綱」「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準により行う。

（協力の要請）

第4条 甲は、丙による応急危険度判定士による安全確認支援活動及び建築物の復旧に関する相談業務が必要と認めるときは、丙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
 - (2) 応急危険度判定士による安全確認支援及び復旧の相談業務の実施内容
 - (3) その他必要な事項
- 2 前項の規定による要請は、別に定める様式をもって行うものとする。ただし緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文章を提出する。丙は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（協力要請の自動発動）

第5条 市内において震度6弱以上の地震が発生した場合には、丙は甲から応急対策活動の協力の要請があったものとみなし、支援協力を実施するものとする。

（報告）

第6条 丙は応急危険度判定士による安全確認支援に従事したときは、施設管理者等に対し報告する。

（補償等）

第7条 甲は、第2条の規定による支援協力に対し必要な補償を行う。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、必要事項については甲乙丙協議の上、別に定めるものとする。

（協定期間及び更新）

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申出がないときは、協定の期間を1年延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月25日

甲 知立市広見3丁目1番地
知立市長

乙 名古屋市中区栄4丁目3番地26号昭和ビル2階
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会長

4 7. 大規模災害時における宿泊施設等の確保に関する協定書（アイリスイン知立）

知立市（以下「甲」という。）と アイリスイン知立（以下「乙」という）は、災害時等における協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が宿泊施設等を必要とする場合に、市内でホテル業又は旅館業を営む乙と、協力体制を円滑に遂行するため、必要な事項について、定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、宿泊施設等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

（施設の提供）

第3条 乙は前条の要請を受けたときは、可能なかぎり宿泊施設を提供するものとする。

（実績報告）

第4条 乙は、対象施設において被災者等の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に書面で報告するものとする。また、被災者等が退去した場合についても同様とする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づき被災者等が対象施設を使用する場合における費用は、甲の負担とする。
2 前項の費用の額及び支払い方法については、甲、乙、別途協議して定める。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日1か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲、乙 両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙 記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 27 年 2 月 5 日

甲 知立市広見三丁目 1 番地

知立市長

乙 知立市新富 2 丁目 45 番地

アイリスイン知立

総支配人

48. 大規模災害時における宿泊施設等の確保に関する協定書（ホテルマネジメントインターナショナル株式会社）

知立市（以下「甲」という。）と ホテルマネジメントインターナショナル株式会社
「ホテルクラウンパレス知立」（以下「乙」という）は、災害時等における協力について
次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が宿泊施設等を必要とする場合に、市内でホテル業
又は旅館業を営む 乙と、協力体制を円滑に遂行するため、必要な事項について、定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、宿泊施設等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を
要請することができる。

（施設の提供）

第3条 乙は前条の要請を受けたときは、可能なかぎり宿泊施設を提供するものとする。

（実績報告）

第4条 乙は、対象施設において被災者等の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に書面
で報告するものとする。また、被災者等が退去した場合についても同様とする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づき被災者等が対象施設を使用する場合における費用は、甲の負担とする。
2 前項の費用の額及び支払い方法については、甲、乙、別途協議して定める。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、
この協定の有効期間満了の日1か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、
有効期間満了の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲、乙 両者
が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙 記名押印の上、各自1通を保有
するものとする。

令和2年8月31日

甲 知立市広見三丁目1番地

知立市長

乙 東京都中央区日本橋小網町6-1 山万ビル10階

ホテルマネジメントインターナショナル株式会社

49. 大規模災害時における宿泊施設等の確保に関する協定書（ルートインジャパン株式会社）

知立市（以下、「甲」という。）とルートインジャパン株式会社（以下、「乙」という。）とは、大規模災害時における宿泊施設等の確保に関し、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

本協定は、大地震、津波その他の大規模災害（以下、「大規模災害」という。）が発生した場合において、乙がその運営するホテルを避難所及び宿泊施設として優先的に確保することによって、大規模災害時における国民生活及び社会経済活動への影響を最小限に止め、被害からの早期復旧を図り、もって甲の災害救助活動に寄与することを目的とする。

第2条（利用対象者及び提供宿泊施設の範囲）

本協定に基づき、大規模災害が発生した場合に乙が確保するホテルは、「ホテルルートイン知立」（以下、「本件ホテル」という。）とする。

2. 本協定に基づき、本件ホテルを宿泊施設として利用することが可能な者（以下、「利用対象者」という。）の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高齢者、乳幼児、妊産婦、障害者等、甲が指定した避難所では避難生活が困難な被災者
- (2) 公共交通機関の不通、道路の通行止め等による帰宅困難者
- (3) 災害復旧等のため他の地方公共団体等から甲に派遣された応援職員

(4) 甲と災害時相互応援協定を締結している地方公共団体（以下、「相互応援団体」という。）において大規模災害が発生した場合において、当該相互応援団体から避難場所としての宿泊施設の確保を要請された被災者等

3. 本協定締結時における相互応援団体は、長野県伊那市、岐阜県下呂市、福井県鯖江市、石川県能美市、富山県魚津市、滋賀県栗東市の計6団体とし、甲は、これに追加・変更等が生じた場合は、速やかに乙に連絡するものとする。

第3条（客室等確保の要請）

大規模災害が発生し、甲が利用対象者に本件ホテルを利用させる必要が発生したときは、甲は、乙に対し、本件ホテルの利用を要請（以下、「利用要請」という。）することができる。

2. 甲は、前項に基づき利用要請を行うときは、宿泊人数、客室数、利用期間その他必要事項を、ファクシミリ又は電子メールにより連絡することによって行うものとする。

但し、緊急を要する場合には、甲は、電話その他適宜の方法をもって利用要請を行うことができるものとし、その後速やかにファクシミリ又は電子メールにても連絡するものとする。

3. 甲は、大規模災害による被害状況によっては、ファクシミリ等の通信手段が機能しないことのあることを想定し、甲からの利用要請が乙に到達しているか否かを適宜の方法で確認するものとする。

4. 利用要請その他の手続に関する甲及び乙の連絡責任者及び連絡先については、別表記載のとおりとし、別表記載の自己に関する事項に変更があった場合、甲及び乙は、相手方に対し、遅滞なく書面で通知するものとする。

第4条（客室の確保）

乙は、甲の利用要請に基づく利用人数に見合う客室数を優先的に確保できるよう手配するものとする。

なお、当日の宿泊予約状況により、甲の要請する客室数を確保できないときは、その時点で可能な数の客室を確保するものとする。

その場合、乙は、第三者から宿泊予約のキャンセルがなされる都度、甲のため、利用要請のあった利用人数に満つるまでの客室を確保するものとする。

2. 前項に基づき乙が甲のため確保すべき客室は喫煙室又は禁煙室の別を問わないものとし、客室のタイプについては、シングル、ツイン、ファミリーダブルの順に確保するものとする。

3. 乙は、前二項に基づき確保できた客室数及び総定員数を、速やかに甲に連絡するものとする。

第5条（客室の利用期間）

甲が利用要請に基づいて本件ホテルの客室を利用することのできる期間は、第3条2項に基

づき甲が乙に通知した期間とする。

但し、大規模災害の規模、被害の復旧状況等により、甲が当該期間を超えて本件ホテルの利用を必要とするときは、甲は、乙に利用期間の延長を要請できるものとする。

2. 前項但書の場合、乙は、甲のため客室の確保に努めるものとする。

第6条（宿泊者）

甲は、利用対象者が本件ホテルに宿泊する場合、個別に甲所定のチェックイン及びチェックアウトの手続を行わせるものとする。

第7条（承諾事項）

甲は、本協定に基づく対応が大規模災害時に行われることに鑑み、被災状況によっては、乙が第3条及び第4条に定める義務を完全に履行できない可能性があることを予め承諾する。

第8条（利用料金）

本協定に基づき、乙が甲のために提供する客室の一室当りの利用料金（以下、「利用料金」という。）は、客室のタイプと宿泊人数毎に設定された通常料金と同一とする。

但し、乙は、電気、ガス、水道等のライフライン及びホテル設備の復旧状況等により、一般利用客に対し、宿泊料金の割引対応を行う場合には、当該割引対応を行う日における利用対象者の利用料金についても、一般利用客と同様の割引対応を行うものとする。

2. 利用料金は、15時から翌日10時までの間の利用を1泊として計算するものとする。

但し、連続して宿泊（以下、「連泊」という。）する場合は、15時から翌日15時を経過する前までを1泊とする。

3. 第2条2項(1)乃至(3)に定める利用対象者の利用料金については、甲が乙に支払うものとし、同項(4)に定める利用対象者の利用料金については、乙が各利用対象者もしくは利用対象者の所属する地方公共団体等から直接収受するものとする。

4. 乙は、利用対象者の利用料金については、第3条及び第4条に基づき、甲からの利用要請により確保した客室（以下、「確保済みの客室」という。）のタイプ及び数に基づいて月末締めにて利用料金を計算し、締切月の翌月末日までに、甲に請求する。

なお、確保したにもかかわらず実際に宿泊しなかった確保済みの客室についても、利用料金が発生するものとする。

その場合、客室タイプがツイン又はファミリーダブルであっても、1名利用として利用料金を計算するものとする。

5. 甲は、乙から請求を受けた利用対象者の利用料金を、締切月の翌々月10日までに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。

但し、振込手数料は甲の負担とする。

第9条（客室清掃及びリネン類の交換）

甲は、利用対象者に対し、本協定に基づく利用対象者が宿泊する場合の乙による客室清掃及びリネン類の交換が、本件ホテルの被災状況によっては、次の要領で行われるものであることを承諾するとともに、利用対象者にこの取扱いを周知させるものとする。

(1) 本協定が大規模災害時における宿泊場所等の確保にあることに鑑み、確保済みの客室を連泊にて利用対象者に使用させている期間中、乙は、原則として当該客室の清掃及びリネン類の交換を行わないものとし、連泊中に客室にて発生したゴミは、各客室使用者がフロントに持参して乙の従業員に手渡すことにより処分するものとする。

但し、乙は、当該客室の使用状況を勘案し、清掃又はリネン類の交換が必要であると判断したときは、当該客室の清掃又はリネン類の交換を行うことができるものとする。

この場合、乙は、予め、当該客室使用者に対し、清掃等の時間を通知して行うものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、客室使用者が交代する場合には、乙は、交代後の客室使用者に対し、交換用のリネン類を手渡すものとする。

2. 甲は、交換用のリネン類については、大規模災害発生後の工場の稼働状況及び燃料の流通状況等により提供することができない場合があること、並びに通常時に提供するリネン類の種類及び数とは異なる場合があることを予め承諾する。

第10条（朝食）

乙は、客室使用者に対し、1日1名につき朝食1食を無料で提供する。

但し、甲は、大規模災害発生後の食糧・燃料等の流通状況及び電気・水道・ガス等のライフラインの復旧状況等により、朝食を提供することができない場合があること、並びに朝食のメニューの数及び1名あたりに提供することができる食事の量を制限する場合があることを予め承諾する。

第11条（入浴の制限）

甲は、大規模災害発生後の燃料の流通状況及びライフラインの復旧状況等により、客室内のユニットバス及び本件ホテル内の大浴場の利用を制限する場合があることを予め承諾する。

第12条（遵守事項）

甲は、利用対象者に対し、利用対象者が本件ホテルを利用するについて、乙の定める宿泊約款（以下、「宿泊約款」という。）を遵守させるものとする。

第13条（損害賠償請求）

本協定に基づき本件ホテルに宿泊した利用対象者の責に帰すべき事由により本件ホテルの設備及び備品等を滅失、毀損した場合、乙は、その損害賠償請求については、当該利用対象者に対して行うものとする。

第14条（一時避難施設としての使用）

乙は、本件ホテルを、前各条に基づく利用対象者の宿泊施設としての使用とは別に、本件ホテルの近隣住民等の一時避難施設として提供することを承諾する。

2. 本件ホテルのうち一時避難施設としての使用（以下、「一時避難使用」という。）が可能な場所は、原則として、ロビー、エレベーターホール、レストラン、廊下及び大浴場の脱衣所等の共用部分とし、その他の本件ホテルの使用方法及び立入可能範囲等については、甲は、緊急の場合を除き、乙の係員の指示に従うものとする。

3. 一時避難使用は、次の各号に定める事由が生じたときに終了するものとし、甲は、速やかに近隣住民等への退去の指示を行い、退去を完了させるものとする。

(1) 甲の使用終了の申出があったとき。

(2) 乙より退去の要請があったとき。

4. 一時避難使用による本件ホテルの使用は無料とする。

但し、本件ホテルの客室の利用及びその他の各種ホテルサービスの利用については、この限りではない。

5. 前項の定めにかかわらず、近隣住民等の避難が長時間に及んだ場合、乙は、備蓄している食糧を、避難中の近隣住民等に可能な範囲で供給するものとする。

なお、乙が供給した食糧にかかる費用は、甲が負担するものとする。

6. 乙は、近隣住民等が一時避難使用の際、安全な避難のため、やむを得ず本件ホテルの運営に供している建物、什器備品及び工作物（以下、「乙の設備等」という。）を損壊する場合がありますことを予め承諾する。

7. 前項の場合を含め、近隣住民等が一時避難使用中に本件ホテル又は乙の設備等を滅失、毀損したときは、甲は、その復旧に係る費用を負担するものとする。

8. 本件ホテルに近隣住民等が避難した際に発生した事故については、乙の責に帰すべき事由がある場合を除き、甲が、甲の責任と費用負担において解決するものとし、乙に金銭的負担その他一切の迷惑をかけないものとする。

第15条（有効期間）

本協定の有効期間は、平成27年2月5日から平成28年2月4日までとする。

但し、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による特段の意思表示のないときは、本協定を1年間同一条件をもって自動的に更新するものとし、以後同様とする。

第16条（中途解約）

甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、1ヶ月前までに書面で予告して、本協定を中途解約できる。

第17条（反社会的勢力の排除）

乙は、自己が知り得る限り自らにおいて暴力団、暴力団関係者その他反社会的勢力との間に

において取引がないこと及び自らの役員、従業員もしくは関係会社の中に、これらの反社会的勢力に属する者が存在しないことを表明、保証する。

2. 甲は、乙が前項に基づく表明、保証に違反したときは、何らの通知、催告を要せず、本契約を解除することができる。

第18条（本協定書に定めのない事項）

本協定書及び宿泊約款の双方に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

以上の協定の成立を証するため本書式通を作成し、甲乙記名押印のうえ各壱通を保有する。

平成27年2月5日

（甲）愛知県知立市広見三丁目1番地

知立市

知立市長

（乙）東京都品川区大井一丁目35番3号

ルートインジャパン株式会社

代表取締役

<別表>

	甲	乙
責任者		
連絡先（FAX）	0566-83-1141	0566-84-4466
連絡先（TEL）	0566-83-1111	0566-84-4455
連絡先（E-mail）	ansin-anzen@city.chiryu.lg.jp	chiryu@route-inn.co.jp

50. 大規模災害時における宿泊施設等の確保に関する協定書（ビジネス旅館双葉）

知立市（以下「甲」という。）と ビジネス旅館双葉（以下「乙」という）は、災害時等における協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が宿泊施設等を必要とする場合に、市内でホテル業又は旅館業を営む 乙と、協力体制を円滑に遂行するため、必要な事項について、定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、宿泊施設等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

（施設の提供）

第3条 乙は前条の要請を受けたときは、可能なかぎり宿泊施設を提供するものとする。

（実績報告）

第4条 乙は、対象施設において被災者等の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に書面で報告するものとする。また、被災者等が退去した場合についても同様とする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づき被災者等が対象施設を使用する場合における費用は、甲の負担とする。
2 前項の費用の額及び支払い方法については、甲、乙、別途協議して定める。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日1か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲、乙 両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙 記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年2月5日

甲 知立市広見三丁目1番地

知立市 知立市長

乙 知立市池端3丁目53番地

ビジネス旅館双葉

代表者

5 1. 災害に関わる情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

知立市（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、知立市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が知立市民及び当該地域の来訪者、滞在者などに対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、知立市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、知立市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の知立市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、知立市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 甲が、知立市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日1か月前までに甲乙いずれからこの協定の延長に対して書面による異議の申し立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年5月15日

知立市：愛知県知立市広見三丁目1番地
知立市長

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役

5 2. 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（特定非営利活動法人かとれあ福祉ネット）

知立市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人かとれあ福祉ネット（以下「乙」という。）は知立市内に発生した大規模地震や風水害等の災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時、市が開設した指定避難所では避難生活に困難が生じる災害時要配慮者（以下「要配慮者」という）で、福祉施設、医療機関に入所又は入院することを要しない者を収容する福祉避難所の開設及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設使用の要請等）

第2条 甲は、福祉避難所の開設の必要があると認めるときには、乙に対し次条に規定する施設を福祉避難所として開設することについて、乙に要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるように努めるものとする。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、知立市かとれあワークスとする。

（手続き等）

第4条 甲は、第2条の規定により福祉避難所の開設を要請する場合、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人及び介護支援者の氏名、連絡先等

（移送）

第5条 要配慮者の施設への移送については、原則として当該要配慮者の家族又は支援者が同伴して行う。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあっては、甲が行うものとする。

2 甲は、必要により、民間協力者に対して移送の協力を依頼することができる。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲が必要があると認めるときは、乙と協議のうえ当該期間を延長することができる。

（経費の負担）

第7条 甲は、乙が福祉避難所の開設及び運営に要した費用を負担するものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第8条 甲は、要配慮者の避難生活に必要な日常生活用品、食料、医薬材料などの物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙の求めにより看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（守秘義務）

第9条 甲、乙及び介護支援者は、正当な理由なく、その業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた時は、別に甲乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第11条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、協定の有効期間満了の2ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから書面による異議の申出がないときは、その後1年間協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙、記名押印の上、各1通を所持するものとする。

平成 28 年 2 月 25 日

(甲) 知立市広見三丁目 1 番地

知立市

知立市長

(乙) 知立市桜木町桜木 11 番地 2

特定非営利活動法人 かとれあ福祉ネット

理事長

53. 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人けやきの会）

知立市（以下「甲」という。）と社会福祉法人けやきの会（以下「乙」という。）は知立市内に発生した大規模地震や風水害等の災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時、市が開設した指定避難所では避難生活に困難が生じる災害時要配慮者（以下「要配慮者」という）で、福祉施設、医療機関に入所又は入院することを要しない者を収容する福祉避難所の開設及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設使用の要請等）

第2条 甲は、福祉避難所の開設の必要があると認めるときには、乙に対し次条に規定する施設を福祉避難所として開設することについて、乙に要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるように努めるものとする。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) けやき作業所

(2) 第2けやき作業所（メープルけやき）

（手続き等）

第4条 甲は、第2条の規定により福祉避難所の開設を要請する場合、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人及び介護支援者の氏名、連絡先等

（移送）

第5条 要配慮者の施設への移送については、原則として当該要配慮者の家族又は支援者が同伴して行う。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあっては、甲が行うものとする。

2 甲は、必要により、民間協力者に対して移送の協力を依頼することができる。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲が必要があると認めるときは、乙と協議のうえ当該期間を延長することができる。

（経費の負担）

第7条 甲は、乙が福祉避難所の開設及び運営に要した費用を負担するものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第8条 甲は、要配慮者の避難生活に必要な日常生活用品、食料、医薬材料などの物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙の求めにより看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（守秘義務）

第9条 甲、乙及び介護支援者は、正当な理由なく、その業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた時は、別に甲乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第11条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、協定の有効期間満了の2ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから書面による異議の申出がないときは、その後1年間協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙、記名押印の上、各1通を所持するものとする。

平成28年2月25日

(甲) 知立市広見3丁目1番地

知立市

知立市長

(乙) 知立市弘法町弘法山43番地5

社会福祉法人けやきの会

理事長

5 4. 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（医療法人光慈会）

知立市（以下「甲」という。）と医療法人光慈会（以下「乙」という。）は知立市内に発生した大規模地震や風水害等の災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時、市が開設した指定避難所では避難生活に困難が生じる災害時要配慮者（以下「要配慮者」という）で、福祉施設、医療機関に入所又は入院することを要しない者を収容する福祉避難所の開設及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設使用の要請等）

第2条 甲は、福祉避難所の開設の必要があると認めるときには、乙に対し次条に規定する施設を福祉避難所として開設することについて、乙に要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるように努めるものとする。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、知立老人保健施設とする。

（手続き等）

第4条 甲は、第2条の規定により福祉避難所の開設を要請する場合、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人及び介護支援者の氏名、連絡先等

（移送）

第5条 要配慮者の施設への移送については、原則として当該要配慮者の家族又は支援者が同伴して行う。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあっては、甲が行うものとする。

2 甲は、必要により、民間協力者に対して移送の協力を依頼することができる。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲が必要があると認めるときは、乙と協議のうえ当該期間を延長することができる。

（経費の負担）

第7条 甲は、乙が福祉避難所の開設及び運営に要した費用を負担するものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第8条 甲は、要配慮者の避難生活に必要な日常生活用品、食料、医薬材料などの物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙の求めにより看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（守秘義務）

第9条 甲、乙及び介護支援者は、正当な理由なく、その業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた時は、別に甲乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第11条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、協定の有効期間満了の2ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから書面による異議の申出がないときは、その後1年間協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙、記名押印の上、各1通を所持するものとする。

平成28年2月25日

(甲) 知立市広見3丁目1番地

知立市

知立市長

(乙) 知立市新林町北林44番地

医療法人光慈会

5 5. 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人知立福祉会）

知立市（以下「甲」という。）と社会福祉法人知立福祉会（以下「乙」という。）は知立市内に発生した大規模地震や風水害等の災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時、市が開設した指定避難所では避難生活に困難が生じる災害時要配慮者（以下「要配慮者」という）で、福祉施設、医療機関に入所又は入院することを要しない者を収容する福祉避難所の開設及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設使用の要請等）

第2条 甲は、福祉避難所の開設の必要があると認めるときには、乙に対し次条に規定する施設を福祉避難所として開設することについて、乙に要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるように努めるものとする。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、特別養護老人ホームほほえみの里とする。

（手続き等）

第4条 甲は、第2条の規定により福祉避難所の開設を要請する場合、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人及び介護支援者の氏名、連絡先等

（移送）

第5条 要配慮者の施設への移送については、原則として当該要配慮者の家族又は支援者が同伴して行う。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあっては、甲が行うものとする。

2 甲は、必要により、民間協力者に対して移送の協力を依頼することができる。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲が必要があると認めるときは、乙と協議のうえ当該期間を延長することができる。

（経費の負担）

第7条 甲は、乙が福祉避難所の開設及び運営に要した費用を負担するものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第8条 甲は、要配慮者の避難生活に必要な日常生活用品、食料、医薬材料などの物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙の求めにより看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（守秘義務）

第9条 甲、乙及び介護支援者は、正当な理由なく、その業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた時は、別に甲乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第11条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、協定の有効期間満了の2ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから書面による異議の申出がないときは、その後1年間協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙、記名押印の上、各1通を所持するものとする。

平成 28 年 2 月 25 日

(甲) 知立市広見 3 丁目 1 番地

知立市

知立市長

(乙) 知立市昭和 2 丁目 4 番地 3

社会福祉法人 知立福祉会

理事長

56. 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人富士会）

知立市（以下「甲」という。）と社会福祉法人富士会（以下「乙」という。）は知立市内に発生した大規模地震や風水害等の災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時、市が開設した指定避難所では避難生活に困難が生じる災害時要配慮者（以下「要配慮者」という）で、福祉施設、医療機関に入所又は入院することを要しない者を収容する福祉避難所の開設及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設使用の要請等）

第2条 甲は、福祉避難所の開設の必要があると認めるときには、乙に対し次条に規定する施設を福祉避難所として開設することについて、乙に要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるように努めるものとする。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、特別養護老人ホームヴィラトピア知立とする。

（手続き等）

第4条 甲は、第2条の規定により福祉避難所の開設を要請する場合、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人及び介護支援者の氏名、連絡先等

（移送）

第5条 要配慮者の施設への移送については、原則として当該要配慮者の家族又は支援者が同伴して行う。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあっては、甲が行うものとする。

2 甲は、必要により、民間協力者に対して移送の協力を依頼することができる。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲が必要があると認めるときは、乙と協議のうえ当該期間を延長することができる。

（経費の負担）

第7条 甲は、乙が福祉避難所の開設及び運営に要した費用を負担するものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第8条 甲は、要配慮者の避難生活に必要な日常生活用品、食料、医薬材料などの物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙の求めにより看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（守秘義務）

第9条 甲、乙及び介護支援者は、正当な理由なく、その業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた時は、別に甲乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第11条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、協定の有効期間満了の2ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから書面による異議の申出がないときは、その後1年間協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙、記名押印の上、各1通を所持するものとする。

平成 28 年 2 月 25 日

(甲) 知立市広見 3 丁目 1 番地

知立市

知立市長

(乙) 知立市山屋敷町富士塚 1 番地 336

社会福祉法人 富士会

理事長

57. 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（オレンジ生活サービス株式会社）

知立市（以下「甲」という。）とオレンジ生活サービス株式会社（以下「乙」という。）は知立市内に発生した大規模地震や風水害等の災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時、市が開設した指定避難所では避難生活に困難が生じる災害時要配慮者（以下「要配慮者」という）で、福祉施設、医療機関に入所又は入院することを要しない者を収容する福祉避難所の開設及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設使用の要請等）

第2条 甲は、福祉避難所の開設の必要があると認めるときには、乙に対し次条に規定する施設を福祉避難所として開設することについて、乙に要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるように努めるものとする。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、有料老人ホームオレンジn o a h（ディサービスオレンジn o a h）とする。

（手続き等）

第4条 甲は、第2条の規定により福祉避難所の開設を要請する場合、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人及び介護支援者の氏名、連絡先等

（移送）

第5条 要配慮者の施設への移送については、原則として当該要配慮者の家族又は支援者が同伴して行く。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあっては、甲が行うものとする。

2 甲は、必要により、民間協力者に対して移送の協力を依頼することができる。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲が必要があると認めるときは、乙と協議のうえ当該期間を延長することができる。

（経費の負担）

第7条 甲は、乙が福祉避難所の開設及び運営に要した費用を負担するものとする。

2 甲は、乙の求めにより看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第8条 甲は、要配慮者の避難生活に必要な日常生活用品、食料、医薬材料などの物資の調達に努めるものとする。

（守秘義務）

第9条 甲、乙及び介護支援者は、正当な理由なく、その業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(疑義の解決)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた時は、別に甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第 11 条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、協定の有効期間満了の 2 ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから書面による異議の申出がないときは、その後 1 年間協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙、記名押印の上、各 1 通を所持するものとする。

平成 29 年 2 月 17 日

(甲) 知立市広見三丁目 1 番地

知立市

知立市長

(乙) 知立市八ツ田町神明 41 番地

オレンジ生活サービス株式会社

代表取締役

58. 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（株式会社ONZ i i i A c t）

知立市（以下「甲」という。）と株式会社ONZ i i i A c t（以下「乙」という。）は知立市内に発生した大規模地震や風水害等の災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時、市が開設した指定避難所では避難生活に困難が生じる災害時要配慮者（以下「要配慮者」という）で、福祉施設、医療機関に入所又は入院することを要しない者を収容する福祉避難所の開設及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設使用の要請等）

第2条 甲は、福祉避難所の開設の必要があると認めるときには、乙に対し次条に規定する施設を福祉避難所として開設することについて、乙に要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるように努めるものとする。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、おんじいのへや 知立店とする。

（手続き等）

第4条 甲は、第2条の規定により福祉避難所の開設を要請する場合、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人及び介護支援者の氏名、連絡先等

（移送）

第5条 要配慮者の施設への移送については、原則として当該要配慮者の家族又は支援者が同伴して行う。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあっては、甲が行うものとする。

2 甲は、必要により、民間協力者に対して移送の協力を依頼することができる。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲が必要があると認めるときは、乙と協議のうえ当該期間を延長することができる。

（経費の負担）

第7条 甲は、乙が福祉避難所の開設及び運営に要した費用を負担するものとする。

2 甲は、乙の求めにより看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第8条 甲は、要配慮者の避難生活に必要な日常生活用品、食料、医薬材料などの物資の調達に努めるものとする。

（守秘義務）

第9条 甲、乙及び介護支援者は、正当な理由なく、その業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた時は、別に甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、協定の有効期間満了の2ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから書面による異議の申出がないときは、その後1年間協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙、記名押印の上、各1通を所持するものとする。

平成29年2月17日

(甲) 知立市広見三丁目1番地
知立市
知立市長

(乙) 知立市八ツ田町泉38
株式会社 ONZ i i i A c t
代表

59. 緊急連絡管の使用に関する変更協定書（刈谷市）

刈谷市水道事業と知立市水道事業は、相互の配水管網を繋ぐ緊急連絡管（以下「連絡管」という。）の使用について、昭和62年1月29日付けで締結した緊急連絡管に関する協定書を変更する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、緊急時における市民の飲料水確保を図るため、水道用水の相互援助体制の確立を図るものとする。

（設置場所及び施設状況）

第2条 連絡管の設置場所及び配管状況については、別添図面1に示すとおりとする。

（財産区分及び管理区分）

第3条 財産区分及び管理区分は、別添図面2に示す範囲のとおりとする。

（維持管理）

第4条 連絡管の維持管理は、第3条の規定による管理区分に従い、相互で適正に努めるとともに、平素においては連絡管の仕切弁は閉めておくものとする。

（要請または終了手続き）

第5条 災害等緊急事態の発生により連絡管を使用する必要があるときは、水道用水の供給を要請する事業者（以下「要請者側」という。）が必要水量、使用期間等を定め、別添「連絡管使用に係る要請書（様式1）」を直ちに提出することとする。ただし、緊急又は止むを得ない事情があるときは、口頭による要請を行い、後日速やかに所定の書面を提出するものとする。

2 この場合、水道用水の供給を受託する事業者（以下「受託者側」という。）は、自己の能力の範囲内で最大限の協力をするものとする。

3 使用の停止をするときは口頭にて連絡するとともに、別添「連絡管使用の終了に係る通知書（様式2）」を提出するものとする。

（使用範囲）

第6条 連絡管が使用できるのは、災害・事故・テロ等による水道施設の損壊・故障のほか、水質汚染・濁水・赤水等により本来の給水機能が継続できなくなった場合とする。

（使用方法）

第7条 連絡管の使用は、原則要請者側、受託者側双方の職員の立会のもとで操作するものとする。ただし、緊急または止むを得ない事情で受託者側の職員が立会できない場合には、要請者側の責において操作することができるものとする。

（水質管理）

第8条 水道用水の水質管理は、平素は第3条の規定で定める管理区分に従い、双方が責任をもって行うものとする。

2 緊急時等における水質確認は、要請者側において検査を実施し、供給に問題ないことを確認してから通水するものとする。

（経費等の負担）

第9条 相互供給に要した経費及び水道料金は原則要請者側が負担するが、料金等の算出基礎及び支払い方法については、両市間で協議のうえ決定するものとする。

（苦情・損害）

第10条 連絡管を使用したことで生じた苦情や損害等については、要請者側が対応・負担するものとする。ただし、不可抗力により生じた受託者側の損害等については、協議のうえ免除することができる。

（雑則）

第11条 この協定に定めがない事項及び相互供給により不測の事態が発生したときは、両市間で協議のうえ円満なる解決に努力するものとする。

第12条 この協定書の期間は、本協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、刈谷市、知立市の双方の申し出がない限り毎年継続して効力を持つものとする。

上記協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年3月28日

刈谷市

刈谷市東陽町一丁目1番地

刈谷市水道事業

刈谷市長

知立市

知立市広見三丁目1番地

知立市水道事業

知立市長

60. 緊急連絡管に関する協定書（安城市）

（趣旨）

第1条 緊急時における市民の飲用水確保をはかるため、知立市と安城市は、水道水の相互供給を目的として連絡管を設置する。

（維持管理）

第2条 緊急連絡管は知立市と安城市の接続点を管理界とし、それぞれ維持管理点検し、円滑なる目的の達成に努力しなければならない。

（使用の範囲）

第3条 非常災害等緊急時の連絡管の使用開始・停止は、要請に応じてすみやかに知立市と安城市で協議決定する。

（経費の負担）

第4条 相互供給に要した経費並びに水道料金は原則として要請側が負担するが、料金等の算出基礎については知立市と安城市で協議決定する。

（雑則）

第5条 この協定に定めがない事項、並びに相互供給により附則の事態が発生したときは、知立市と安城市で協議のうえ円満なる解決に努力するものとする。

昭和 58 年 12 月 15 日

知立市水道事業
知立市長

安城市水道事業
安城市長

6 1. 緊急連絡管に関する協定書（豊田市）

災害等の発生により豊田市または知立市において給水できない場合における給水援助に係る緊急連絡管（以下「連絡管」という。）の使用に関して次のとおり協定を締結する。

第1条 受給側（以下「甲」という。）は連絡管により給水をしなければならない場合は、供給側（以下「乙」という。）とすみやかに協議しなければならない。

第2条 乙は、協議の結果、連絡管の使用を必要と認めた場合は、ただちに甲乙立会のうえ甲側バルブは甲が、乙側バルブは乙が開閉する。

第3条 料金は、使用水量に浄水単価（県水の受水単価とする。）を乗じて得たものとする。この場合において使用水量の算定は水理公式による。

第4条 維持管理の境界は、甲乙両者の工事区間とする。

第5条 連絡管の撤去等、断水を伴う工事は両者協議のうえ誠意をもって工事に着手することとする。

第6条 協定に定めのない事項については、両当事者協議のうえ定めるものとする。

上記協定書の締結を証するため、本書2通を作成し両者記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和50年6月18日

豊田市代表者
豊田市長

知立市水道事業管理者
知立市長

62. 災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（生活協同組合コープあいち）

知立市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の食料・生活必需品等の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、知立市地域防災計画に基づき、災害時における食料品・生活必需品等の供給の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に食料品・生活必需品を必要とするときは、乙に対してその調達又は製造が可能な食料品・生活必需品等の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、供給及び搬出について積極的に協力をする。

（協力の限度）

第4条 乙が、甲の要請により供給すべき食料品・生活必需品の限度は、要請時点において乙が調達又は製造が可能なものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、出荷要請書（様式第1。以下「要請書」という。）により、乙に対して要請手続を行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出する。

（運搬及び納品）

第6条 運搬は、甲又は甲の指定する者が行い、納品は、甲の指定する場所において納品確認書（様式第2）を添えて行う。この場合において、甲が必要と認めたときは、乙に対して運搬及び納品の協力を求めることができる。

（支払）

第7条 甲は、乙が提供した食料品等の費用及び運搬の協力を行った場合の経費（以下「費用等」という。）については、遅滞なくその支払を行う。

2 甲が、乙に対して支払うべき費用等については、甲、乙協議のうえ災害時直前における適正価格をもって決定する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月以内に、甲、乙、いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年4月28日

甲 知立市広見三丁目1番地
知立市長

乙 名古屋市長東区猪高町大字上社字井堀25番地1
生活協同組合コープあいち 理事長

63. 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書（愛知県行政書士会 碧海支部）

知立市（以下「甲」という。）と愛知県行政書士会碧海支部（以下「乙」という。）は、知立市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のための行政書士業務（行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務をいう。以下同じ。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき、乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲が、災害時に災害対策本部を設置し、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙の会員が行う行政書士業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

（1） 甲が開設する被災者相談窓口における相談業務

（2） その他甲又は乙が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、災害時協力要請書（様式第1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後、速やかに災害時協力要請書を提出するものとする。

2 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

3 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について、平時から連絡調整等に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の行政書士業務の実施に必要な費用は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日前3月までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後その例による。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年2月14日

甲

知立市長

乙

愛知県行政書士会 碧海支部 支部長

6 4. 災害時における消火活動支援及び生活用水確保等に関する協定書（西三河生コンクリート協同組合）

碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市及び衣浦東部広域連合（以下「甲」という。）と西三河生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における消火活動支援及び生活用水の確保等に関し、甲が乙に対して依頼又は発注をし、乙が承諾又は受注をした場合の取り決めとして次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 災害時において、乙の組合員が保有する大量の水と保有するミキサー車により、消火用水の輸送及び防火水槽への充水作業に係る防災活動への協力並びに生活用水の確保等の支援活動（以下「支援活動」という。）を実施する。

（実施区域）

第2条 支援活動実施区域は、碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市全域とする。

（支援活動の出動要請）

第3条 甲のうち支援活動を必要とする市又は衣浦東部広域連合（以下「要請市等」という。）が、乙に対して支援活動を要請する場合は、消火活動支援及び生活用水確保等に関する協力要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、要請市等からの支援活動実施の要請を受けた場合は、要請市等に対し、消火活動支援及び生活用水確保等に関する協力回答書（様式第2号）（以下「回答書」という。）により、要請市等に対して報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で回答し、事後速やかに回答書を送付するものとする。また乙は、出動する場合は速やかに現場責任者を定め、要請市等に氏名・連絡先を報告するものとする。

（支援活動の実施報告）

第4条 乙は、支援活動を行ったときは、作業開始時間、作業終了時間及び支援活動内容等の内訳を書面により、速やかに要請市等へ報告するものとする。

（費用の請求）

第5条 乙は、支援活動の終了後、当該支援活動に要した費用を要請市等に請求するものとする。

（費用の支払）

第6条 要請市等は、前条の規定による請求があったときは、内容を乙と協議の上決定し、その費用を支払うものとする。

（災害補償）

第7条 支援活動において、乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労働災害保険により補償する。ただし、乙の支援活動が碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市（以下「協定市」という。）の消防団員等公務災害補償条例による損害補償の対象となる場合は、協定市はこれを補償する。

（協定期間）

第8条 この協定期間は平成30年1月22日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間満了日の1か月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、同一内容で更に1年間更新するものとし、次年度以降も同様とする。

（補足）

第9条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲、乙各署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年1月22日

- 甲 碧南市 市長
刈谷市 市長
安城市 市長
知立市 市長
高浜市 市長
衣浦東部広域連合 広域連合長
- 乙 知立市山町御手洗2番地36
西三河生コンクリート協同組合 理事長

65. 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会）

知立市（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震又は水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、知立市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）及び生活ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや粗大ごみ）をいう。
- (3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力要請は、様式第1号に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

（情報提供等）

第4条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

（災害廃棄物処理の実施）

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第2号により、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等
- (4) 災害廃棄物処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年4月4日

甲 知立市広見3丁目1番地

知立市

代表者 知立市長

乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号

第8フクマルビル5階

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会

66. 災害発生時における協力に関する協定（日本郵便株式会社）

知立市（以下「甲」という。）及び、知立市に所在する郵便局（以下「乙」という。）は、知立市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、知立市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両としての提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用は除く。）
 - (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成し避難所リスト等の情報相互提供
 - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - (4) 災害救助法適用時における郵便業務にかかる災害特別事務取扱及び救護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
 - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（注）
 - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- （注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配付・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 知立市危機管理局長

乙 日本郵便株式会社知立郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書5通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が1通、乙が4通保有するものとする。

平成29年5月31日

甲 知立市広見三丁目1番地

知立市長

乙 知立市弘栄3-30

日本郵便株式会社知立郵便局

局長

知立市昭和9-2

日本郵便株式会社知立昭和郵便局

局長

知立市牛田2-26-2

日本郵便株式会社知立牛田郵便局

局長

知立市本町本43

日本郵便株式会社知立本町郵便局

局長

67. 災害時における応急対策用資機材の貸借に関する協定（太陽建機レンタル株式会社刈谷支店）

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に知立市（知立市水道事業を含む。以下「甲」という。）と太陽建機レンタル株式会社刈谷支店（以下「乙」という。）において、災害時の応急対策用資機材の賃貸について必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定において災害とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 地震、台風又は火災等の災害（甲の区域において発生したもので、大規模な被害が出たものに限る。）
- (2) その他甲が応急対策用資機材の賃貸を必要とする災害

（資機材の種類）

第3条 この協定に基づき乙が賃貸する資機材は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 救助活動、復旧活動等に使用する建設用重機及び電動ハンマー等の機械工具
- (2) 避難所等で使用するハウス、テント、トイレ、発電機及び照明器具等の生活関連資機材（仮設住宅を除く。）
- (3) 台風等の風水害時に使用する土木機械及び水中ポンプ等の機械機具
- (4) 救援物資等を搬送するトラック及びダンプカー
- (5) その他災害に必要とする資機材

（要請）

第4条 甲は、前条に掲げる資機材の借用をしようとする場合は、乙に対して別に定める様式（以下「要請書」という。）により電話又はファクシミリ等で要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の要請に対応できるようにできる限り努めるものとする。ただし、要請に対応できない場合はその旨を甲に連絡又は代替案を甲へ提示するものとする。

（引渡し）

第5条 乙が資機材を引き渡すことができる者は、甲又は甲が発行する書面を所持する者とし、かつ要請書を提示するものとする。ただし、提示がないときは、乙は必要に応じて甲に確認し、引渡しができるものとする。

2 甲は、乙が定めるレンタル取引基本契約事項及びレンタル貸渡約款を遵守しなければならない。

3 甲は、建設用重機等の取扱い資格を有する資機材を乙から借受けるときは、当該建設重機等を操作できる者に取扱いさせなければならない。

（賃貸料の支払い）

第6条 乙が甲に貸し出す資機材の賃貸料は、第2条に定める災害が発生する直前の価格とする。

ただし、やむを得ない事情で賃貸料が変わる場合は甲乙の間で協議し決定するものとする。

2 甲は、乙より請求書等を受領したときは適正であるか審査を行い、甲が定めた方法により賃

貸料を支払うものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、第4条の要請を迅速かつ正確に実施するため、連絡網の整備体制等の整備に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙の間で協議し定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも特段の意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

平成30年4月25日

甲 知立市広見三丁目1番地

知立市

代表者 知立市長

印

乙 刈谷市一ツ木町2丁目4-5

太陽建機レンタル株式会社刈谷支店

代表者 支店長

印

68. 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書(西日本電信電話株式会社名古屋支店)

知立市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社名古屋支店（以下「乙」という。）は、災害発生時に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害発生時において、甲乙協力の下、被災者若しくは帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）の通信を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、地震及び風水害等の発生により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線や引き込み線等（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備が、甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、一切を甲が負担するものとする。ただし、当該破損が乙の故意又は過失に基づく場合は、乙が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧（知立市）」（様式第1）を作成し甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者（変更）通知書」（様式第2）をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話設置場所の閉鎖、移転等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できる

よう、「特設公衆電話 定期試験仕様書」（別紙）に定める接続試験を実施することとし、定期試験については、避難所開設訓練等での利用により接続確認とすることができる。

- 2 利用方法として、接続は知立市内の固定電話への接続とし、携帯電話及び国際通話への接続はしないこととする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の利用開始）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議の上乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、甲又は乙の連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、後日、甲は乙に対し利用開始の連絡を行うこととする。

（特設公衆電話の利用開始案内）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用終了）

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は、速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）

第12条 乙は、災害発生時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のウェブサイト上で公開するものとする。

（目的外利用の禁止）

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験並びに第9条に規定する利用を除き、特設公衆電話を利用してはならない。

- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、甲乙協議の上、抜本的な措置を講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

（表明保証）

第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 甲又は乙の役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。
 - (2) 甲又は乙の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
 - (3) 甲又は乙の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
 - (4) 甲又は乙が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
 - (5) 本覚書の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本覚書を解除することができる。
- (1) 前項に違反したとき
 - (2) 自ら次に掲げる行為をし、又は第三者をして次に掲げる行為をさせたとき
 - ア 相手方に対する暴力的な要求行為
 - イ 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - エ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀(き)損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、前項の規定により本覚書を解除した場合、相手方に損害が生じて、これを賠償する責を負わないものとする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第16条 本覚書は、乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備引渡し完了日から、その効力を有するものとし、6か月前までに文書による意思表示がない限り、その効力を持続する。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成30年10月1日

甲 住 所 知立市広見三丁目 1 番地

知立市

代表者 市長

乙 住 所 名古屋市中区大須 4 丁目 9 番 60 号

西日本電信電話株式会社 名古屋支店

代表者 取締役名古屋支店長

69. 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（刈谷紙器株式会社）

知立市（以下「甲」という。）及び刈谷紙器株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 知立市（以下「甲」という。）と刈谷紙器株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な段ボール製品（以下「物資」という。）の調達に関する事項について協定を締結する。

（協力の要請）

第2条 災害時において、甲は、物資を必要とするときは、乙に対し、物資の供給、運搬等について協力を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他乙が取扱う商品

（物資の要請手続）

第4条 甲は、第2条の規定による要請を行うときは、別に定める物資供給要請書によるものとする。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭、電話等により行うことができるものとし、その場合は事後に速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

（調達の実施等）

第5条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、自身の被災等で第2条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の出荷見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

（物資の引渡し）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、受け取るものとする。

2 乙は、物資の引渡し後、速やかに別に定める物資供給完了書により物資の種類及び数量等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が供給する物資の対価及び運搬等の費用については、相当額を甲が負担するものとする。ただし、乙が無償とした場合はこの限りではない。

2 前項の物資の対価及び運搬等の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の1か月前までに、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間継続するものとし、以後この例による。

2 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約希望日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成30年11月27日

甲 住 所 知立市広見三丁目1番地
知立市
代表者 市長

乙 住 所 刈谷市今川町上池84
刈谷紙器株式会社
代表者 代表取締役社長

70. 知立市商工会との災害時等における連携協力に関する協定書

知立市（以下「市」という。）と知立市商工会（以下「市商工会」という。）との間で、知立市中小企業振興基本条例（平成 25 年知立市条例第 2 号）の理念に基づき、災害時等における連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時（「知立市内に風水害又は地震等の大規模災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき」をいう。以下同じ。）及び平時において、必要な支援や協力を行うことにより、市内の中小企業者等及び市民の生活の早期安定、復興並びに発展に寄与することを目的とする。

（生活物資の供給等）

第 2 条 市商工会は、市から前項の依頼を受けたときは、速やかに市商工会の加盟会員と連携し、必要な生活物資の供給等、市の依頼に対し市商工会はできる限り協力するものとする。

（費用）

第 3 条 前条の規定により、市商工会へ要請したときにかかる費用は、市が負担するものとする。

ただし、市商工会又は市商工会の加盟会員が無償とした場合はこの限りではない。

2 前項に要する費用は、要請を受けた直近の平時における適正な価格を基準として、市及び市商工会双方協議の上定めるものとする。

（広域体制の整備）

第 4 条 市商工会は、他の商工会議所及び商工会等との連携を推進する等して、災害時における広域的な支援等の体制の整備に努めるものとする。

（情報の提供等）

第 5 条 市商工会は、加盟会員に対し、防災・減災に関する情報提供に努め、市は市商工会に対して必要な協力を行うものとする。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度市及び市商工会双方の協議のうえ、決定するものとする。

（この協定の有効期限）

第 7 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 3 か月前までに、市又は市商工会のいずれからこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に 1 年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、知立市及び知立市商工会がそれぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 30 年 8 月 30 日

住 所 知立市広見三丁目 1 番地

知立市

代表者 市 長

住 所 知立市鳥居一丁目 15 番地 1

知立市商工会

代表者 会 長

7 1. 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（特定非営利活動法人 和）

知立市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 和（以下「乙」という。）は知立市内に発生した大規模地震や風水害等の災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時、市が開設した指定避難所では避難生活に困難が生じる災害時要配慮者（以下「要配慮者」という）で、福祉施設、医療機関に入所又は入院することを要しない者を収容する福祉避難所の開設及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設使用の要請等）

第2条 甲は、福祉避難所の開設の必要があると認めるときには、乙に対し次条に規定する施設を福祉避難所として開設することについて、乙に要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるように努めるものとする。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、小規模多機能ホーム いつものところとする。

（手続き等）

第4条 甲は、第2条の規定により福祉避難所の開設を要請する場合、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人及び介護支援者の氏名、連絡先等

（移送）

第5条 要配慮者の施設への移送については、原則として当該要配慮者の家族又は支援者が同伴して行う。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあっては、甲が行うものとする。

2 甲は、必要により、民間協力者に対して移送の協力を依頼することができる。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲が必要があると認めるときは、乙と協議のうえ当該期間を延長することができる。

（経費の負担）

第7条 甲は、乙が福祉避難所の開設及び運営に要した費用を負担するものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

2 甲は、乙の求めにより看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

第8条 甲は、要配慮者の避難生活に必要な日常生活用品、食料、医薬材料などの物資の調達に努めるものとする。

（守秘義務）

第9条 甲、乙及び介護支援者は、正当な理由なく、その業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた時は、別に甲乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第11条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、協定の有効期間満了の2ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから書面による異議の申出がないときは、その後1年間協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙、記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和元年6月4日

(甲) 知立市広見三丁目1番地

知立市

知立市長

(乙) 知立市谷田町南屋下88番地2

特定非営利活動法人 和

理事長

72. 災害対策における連携協力に関する協定書(大塚ウエルネスベンディング株式会社)

知立市(以下「甲」という。)と大塚ウエルネスベンディング株式会社(以下「乙」という。)とは、災害対策における連携協力について、次の通り協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲において災害が発生した場合、甲及び乙が可能な範囲内で行う連携のもと、甲の災害対策の推進を図ることを目的とする。

(連携協力する事業)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事業について連携協力する。

- (1) 災害対策(災害発生時における食糧及び飲料水の提供等)に関する事業
- (2) その他甲及び乙が協議して必要と認める事業

(甲の要請等)

第3条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めたときは、乙の保有する物資の提供を要請するものとする。

2 前項の物資の提供要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を送付するものとする。

3 乙は、要請を受けたときは、速やかに提供の可否並びに提供可能な場合にはその物資の品目、数量、搬送場所、提供期間等を明示した文書により甲に回答するものとし、これにより難しいときは、口頭により回答できるものとする。

4 物資の提供は無償とし、甲は職員及び市民等のために自由に使用できるものとする。

5 乙が甲に対し、提供可能な旨を回答した場合においても、交通渋滞、その他の乙の責に帰さない事情により物資の提供ができなかった場合には、それにより甲に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(守秘義務)

第4条 甲、乙及びその職員等は、本協定の締結および実施により知り得た相手方の秘密情報を事前の相手方の書面による同意なく第三者に開示、漏洩してはならない。

2 本条の規定は、本協定が理由の如何を問わず終了した後もその効力を有するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(補則)

第6条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年9月24日

甲	愛知県知立市広見三丁目1番地 知立市 代表者 知立市長
乙	愛知県名古屋市中区丸の内3-13-21 大塚ウエルネスベンディング株式会社 代表者 東海支店 支店長

73. 災害時における相互連携・協力に関する協定書（中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー刈谷営業所）

知立市（以下「甲」という。）と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー刈谷営業所（以下「乙」という。）は、災害時における相互連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の管轄する区域（以下「知立市区域」という。）で地震・洪水等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡態勢の確立）

第2条 甲及び乙は、知立市区域における災害時には連絡態勢を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡態勢の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議のうえ決定することとする。

（電力供給施設に関する伐採）

第3条 乙は、災害時に、電力供給に支障をきたしている、または、支障をきたすおそれのある樹木の伐採を緊急的に実施することができる。ただし、その伐採は、必要最低限にとどめるものとする。

（施設の電力復旧）

第4条 乙は、知立市区域において停電が発生した時、電力復旧が迅速に必要な施設へ、可能な限り優先的に電力の供給を行う。

2 前項の規定に基づく施設及びその優先順位は、甲及び乙の両者間で協議のうえ決定することとする。

（停電情報の共有）

第5条 乙は、甲があらかじめ指定した施設の停電情報を、可能な限り甲に提供するものとする。

（停電情報の広報）

第6条 乙は、必要に応じて甲の所有する情報発信設備を活用した市民への周知を依頼できるものとする。

（道路の啓開）

第7条 甲は、乙の災害復旧活動のため、甲の管轄する道路の啓開処置を、可能な限り行う。

（定期的な情報交換の実施）

第8条 甲及び乙は、本協定に定められた内容を災害時に円滑に実施するため、定期的な情報交換を実施する。

（情報管理の徹底）

第9条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報について、公知の情報を除き、情報管理を徹底する。ただし、事前に甲及び乙の両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

（安全管理）

第10条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に連携・協力し、安全管理には万全を期して行うものとする。

（損害賠償）

第11条 損害賠償は次の各号による。ただし、次の各号に該当しない補償は、甲及び乙の両者間で協議のうえ解決にあたる。

(1) 甲（乙）が故意又は過失により乙（甲）の物品を損傷した場合、甲（乙）は乙（甲）に対し損害賠償を行う。

(2) 第三者に危害・損傷等を与えた場合、甲（乙）に故意又は過失がある場合は甲（乙）が賠償を行う。

（協定の有効期間）

第12条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。なお、期間満了3か月前までに甲及び乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

（疑義等の解決）

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙の両者間で協議のうえ、必要な事項を定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年12月18日

知立市広見三丁目1番地
甲 知立市
知立市長

刈谷市大手町4丁目6番地
乙 中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー
刈谷営業所長

7 4. 大規模災害時等における宿泊施設の確保に関する協定書（東横 I N N 名鉄知立駅前）

知立市（以下「甲」という。）と 東横 I N N 名鉄知立駅前（以下「乙」という。）は、大規模災害時等における協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、大規模災害時等において甲が宿泊施設を必要とする場合に、市内でホテル業を営む乙と協力体制を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、大規模災害時等において、宿泊施設を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

（施設の提供）

第 3 条 乙は前条の要請を受けたときは、可能なかぎり宿泊施設を提供するものとする。

（実績報告）

第 4 条 乙は、対象施設において被災者等の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に書面で報告するものとする。また、被災者等が退去した場合についても同様とする。

（費用の負担）

第 5 条 この協定に基づき被災者等が対象施設を使用する場合における費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用の額及び支払い方法については、甲、乙別途協議して定める。

（有効期間）

第 6 条 この協定の有効期間は、協定締結の日の属する年度の 3 月 3 1 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日 1 か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して 1 年間この期間は延長され、その後も同様とする。

（その他）

第 7 条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲、乙両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 2 月 1 3 日

甲	住 所	知立市広見三丁目 1 番地 知立市
	代表者	知立市長
乙	住 所	知立市本町 8 7 番地 1 東横 I N N 名鉄知立駅前
	代表者	支配人

75. 災害時における畳の提供に関する協定書（5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会）

知立市（以下「甲」という。）と、「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、知立市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、避難所等に対する畳の優先提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、被災者の救援活動が円滑に実施されるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害時の協力依頼）

第2条 災害時において甲が畳を必要とするときは、甲は、別に定める様式（以下「要請書」という。）により乙に畳の提供を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 甲が乙に対して畳の提供を依頼した場合、乙は可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、協力して次の作業を行う。

（1）畳の調達

（2）避難所等までの畳の搬送

（費用等）

第4条 乙が甲に提供する畳の対価は、無償とする。ただし、利用後の畳の処分等については、甲が行うものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者確認書の内容に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（訓練への参加）

第7条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前日までに、甲乙いずれかから特段の意思表示がないときは、この協定をさらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年7月3日

甲 知立市広見三丁目1

知立市

知立市長

乙 名古屋市昭和区川名本町1丁目10番地

5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会

東海地区委員長

76. 災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書（セツカートン株式会社）

知立市（以下「甲」という。）とセツカートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1） 暖段はこベッド（段ボール製簡易ベッド）
- （2） 段ボール製パーテーション
- （3） その他乙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙はできる限り物資の組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めるものとする。

3 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、第4条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（情報の共有等）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は締結の日から令和3年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

（疑義の解決）

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和2年7月28日

(甲) 愛知県知立市広見三丁目1番地
知立市長

(乙) 愛知県新城市川路字萩平1丁目754番地
セツカートン株式会社 新城工場
工場長

77. 災害時における必要な物資の調達に関する協定（中部薬品株式会社）

知立市（以下「甲」という。）と中部薬品株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害その他の災害が生じた場合における避難者の生活支援に必要な物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時において、乙による物資の供給を必要とするときは、当該供給について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有し、又は調達することが可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定し、乙が運搬するものとし、甲は、その職員により確認の上、これを引き取るものとする。ただし、乙が運搬することが困難である場合は、甲、乙協議して処理する。

2 乙は、甲の要請により必要に応じて乙の店舗で直接住民に物資を供給し、甲も供給に協力するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が供給した物資の対価及びその運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する物資の対価は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、第1項の規定により負担すべき対価又は費用について請求があったときは、速やかに支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（情報交換及び提供）

第6条 甲及び乙は、この協定の施行が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害に備えるものとする。

（協議）

第7条 この協定について疑義を生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の期間と効力）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間の満了までに、甲、乙いずれからも解除の意思表示がない時は、1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月3日

甲 愛知県知立市広見三丁目1番地
知立市
市長

乙 岐阜県多治見市高根町四丁目29番地
中部薬品株式会社
代表取締役社長

78. 災害発生時における応急対策用資機材の賃借に関する協定（株式会社モダン装美）

知立市（以下「甲」という。）と株式会社モダン装美（以下「乙」という。）は、災害発生時における応急対策用資機材（以下「資機材」という。）の賃借に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な資機材の賃借に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、資機材賃借要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（資機材の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

（1）別表に掲げる避難所運営関連資機材

（2）その他乙の取扱賃借資機材

（手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に資機材を搬送するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させるものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに資機材賃借完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（賃借料の負担）

第5条 甲は、乙に対し、第4条の規定により搬送された資機材の賃借料及び資機材の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

2 甲は、乙より請求書等を受領したときは適正であるか審査を行い、前項により賃借料を支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（情報の共有等）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は締結の日から令和3年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和2年9月8日

(甲) 愛知県知立市広見三丁目1番地

知立市長

(乙) 愛知県豊田市広川町5丁目107番地

株式会社モダン装美

代表取締役

79. 災害時における施設の使用に関する協定書（あいち中央農業協同組合）

知立市（以下「甲」という。）とあいち中央農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における施設の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、知立市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「大規模災害発生時」という。）に、甲が乙に要請することにより、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を災害時の物資集積拠点（以下「物資集積拠点」という。）として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 甲が使用する乙の施設は、次のとおりとする。

（1）物資集積拠点

ア 施設の名称 あいち中央農業協同組合知立営農センター

イ 施設の所在地 知立市八ツ田町泉10番地

（2）物資集積拠点に付随する設備、備品、機器等

2 施設使用の具体的な場所については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

3 甲は、前2項に定める施設を無償で使用するができる。ただし、第7条に定める経費は、この限りでない。

（協力要請）

第3条 甲は、大規模災害発生時に乙の施設を使用する必要があるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、乙の事業運営に支障のない範囲で協力するものとする。

（要請手続）

第4条 甲が、前条に定める要請をするときは、書面により行うものとする。ただし、緊急時その他当該書面による要請ができない場合は、電話等で要請し、事後に当該書面を提出するものとする。

2 乙は、甲の要請があった場合は、速やかに施設等利用の可否を電話等で回答するものとする。

（物資集積拠点の開設）

第5条 物資集積拠点の開設は、乙の職員の協力を得て、甲の職員が行うものとする。

（管理及び運営）

第6条 物資集積拠点の管理及び運営は、甲の職員が行い、乙は、可能な範囲で協力するものとする。

（経費の負担）

第7条 電気、ガス、水道、燃料等の施設使用に要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

（経費の決定）

第8条 甲が負担する経費の価格は、大規模災害発生時の直前における適正価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（経費の請求）

第9条 乙は、施設使用に要した経費を集計し、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払い）

第10条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の請求があった場合は、知立市予算決算会計規則（昭和63年知立市規則第6号）等の関係法令に基づき乙が指定する支払先に支払うものとする。

（使用期間）

第11条 第2条の施設を物資集積拠点として使用する期間は、乙の承諾を受けた時から1ヶ月以内とする。ただし、災害の状況等により、甲が使用期間を延長する必要がある場合は、期間延長に関し、甲、乙協議して決定するものとする。

（施設の返還）

第12条 甲は、前条に定める施設の使用期間が満了した場合は、原状に復旧し、速やかに乙に返還するものとする。

（損害賠償）

第13条 甲は、故意又は過失により第2条に定める施設に損傷を与えた場合は、その損害賠償責任を負う。ただし、不可抗力により損傷した場合は、その責を負わないものとする。

(補償)

第14条 甲は、乙の施設を物資集積拠点として使用することにより乙に損失を与えた場合は、その損失を補償するものとする。

(連絡担当者の選任及び連絡体制等)

第15条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡担当者を選任し、その氏名、連絡先等を連絡するものとし、連絡担当者に変更になった場合は速やかに連絡することとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について、別に協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有する。

令和2年12月4日

甲 住 所 知立市広見三丁目1番地
知立市
代表者 市 長

乙 住 所 安城市御幸本町501番地1
あいち中央農業協同組合
代表者 代表理事組合長

80. 原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書

愛知県西三河地区10市町（以下「避難受入市町」という。）と静岡県掛川市（以下「掛川市」という。）とは、浜岡原子力発電所において原子力災害が発生した場合における掛川市民の広域避難（以下「広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、避難受入市町及び掛川市が原子力災害時に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第86条の9の規定及び「掛川市原子力災害広域避難計画の方針」に基づき行う掛川市民の広域避難計画を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時に、掛川市民の生命若しくは身体を保護するため、避難受入市町へ避難又は一時移転の必要があると認められ、掛川市から受入要請があった時には、避難受入市町は、被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など正当な理由があると認められる場合を除き、愛知県と連携して避難者の受入れを行うものとする。

2 避難所の開設等の避難所運営は、掛川市の要請を踏まえて、初動対応（3日程度を目安）は避難受入市町で対応し、できる限り速やかに掛川市に引き継ぐ。

3 掛川市が静岡県を通じて避難受入市町に対して行う要請内容は、次のとおりとする。

（1）避難経由所の開設、運営等

（2）避難所の開設、掛川市による運営体制に移行するまでの避難所の運営等

4 掛川市は、愛知県及び避難受入市町等の協力を得て、あらかじめ前項の避難所及び避難経由所を把握しておくものとする。

5 掛川市は、静岡県と共に、国や関係事業者、愛知県、避難受入市町と連携して、広域避難に係る避難所や避難経由所の運営等に必要となる人員・物資・資機材などを確保し、避難受入市町の負担が過大なものとならないよう配慮しなければならない。

（広域避難の受入要請等）

第3条 避難受入市町に対する広域避難の受入要請は、法第86条の9第1項に基づき、掛川市が静岡県及び愛知県を通して行うものとする。

2 避難受入市町は、愛知県と広域避難の受入についての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

（受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け、避難受入市町が広域避難の受入をする場合の期間は、原則として1か月程度とする。それ以降は、より広範囲での移転等の可能性も含め、国及び静岡県が調整する。

（避難退域時検査等）

第5条 広域避難を行う掛川市民に対する避難退域時検査及び簡易除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び掛川市民の安全・安心のため、国の原子力災害対策指針等を踏まえ、静岡県が実施する。

（費用の負担）

第6条 避難者の受入に要した費用は、原則として掛川市が負担するものとする。

2 掛川市は、前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、避難受入市町に対し当該費用を一時繰替の支弁を求めることができるものとする。

（情報の交換）

第7条 避難受入市町及び掛川市は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、避難受入市町及び掛川市の担当課長とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、避難受入市町及び掛川市が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を11通作成し、各市町が記名・押印のうえ、各1通を所持する。

令和3年1月31日

愛知県岡崎市長

愛知県碧南市長

愛知県刈谷市長

愛知県豊田市長

愛知県安城市長

愛知県西尾市長

愛知県知立市長

愛知県高浜市長

愛知県みよし市長

愛知県幸田町長

静岡県掛川市長

8 1. 災害時等における無人航空機による情報収集活動等に関する協定書（株式会社 NTP セブンス）

知立市（以下「甲」という。）と株式会社NTPセブンス（以下「乙」という）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害が知立市域に発生した時（以下「災害時」という。）における、無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（本協定の目的）

第1条 甲と乙は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する無人航空機の運用（以下併せて「本業務」という。）について、円滑かつ適切に実施するために本協定を締結する。

（緊急時の協力要請）

第2条 甲は、災害時に情報収集のため必要と認めるときは、乙に対し要請書（様式第1）により協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、要請書によらず要請することとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（本業務の実施範囲）

第3条 本業務の実施範囲は、知立市内及び知立市長が緊急的な調査を必要とする周辺地域とする。

（本業務の内容）

第4条 甲が乙に支援協力を要請できる内容は以下のとおりとする。

- (1) 災害対応に必要な映像・画像等の情報収集に関すること
- (2) 災害地図作成等の災害支援に関すること
- (3) 災害時情報収集のための市職員等への技術指導、連携に関すること
- (4) その他必要な事項については甲、乙協議のうえ決定すること

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、必要な人員、無人航空機および資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けて活動するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

（報告）

第5条 乙は、本業務を実施した場合、報告書（様式第2）により甲の定める期限までに報告を行う。

（映像等の所有権等）

第6条 第4条の規定に基づき行った業務により得た映像や画像等の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。

（費用負担）

第7条 第4条の規定に基づき行った業務に要した経費は、甲と乙で協議し定めるものとする。

（訓練等への参加）

第8条 乙はこの協定による本業務が円滑に行われるよう、甲の行う訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法（昭和27年法律第231号）における許可

申請等は乙が手続きを行うものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、本業務上知り得た甲又は第三者の秘密を洩らさないようにしなくてはならない。本業務終了後もまた同様とする。

(損害の負担)

第10条 本業務の実施にともない、第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用する機体等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を報告し、その損害について乙が負担するものとする。ただし、明らかに乙の責に帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用する機体等に損害が生じたときの負担は、甲と乙で協議し定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までの期間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までにいずれからも申し出がないときは、本協定は更新されたものとし、1年間延長しその後も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議してこれを定めるものとする。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和3年5月21日

甲 愛知県知立市広見三丁目1番地
知立市
知立市長

乙 愛知県名古屋市熱田区尾頭町2番22号
株式会社NTセブンス
代表取締役社長

※令和5年4月1日から社名を「株式会社NTセブンス」を「株式会社NTPセブンス」へ変更

82. 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書（公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会、公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会）

知立市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

- 第1条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。
- 2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

- 第2条 第1条第2項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。
- （1）災害に係る住家の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。
- （2）その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

- 第3条 甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（費用の負担）

- 第4条 甲は、第2条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の人件費、交通費等の費用を負担する。
- 甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

(従事者の災害補償)

第6条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年 5月 29日

甲 知立市広見三丁目1番地
知立市長

乙 名古屋市中区錦一丁目18番24号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会 長

名古屋市中区栄二丁目10番19号
公益社団法人愛知建築士会
会 長

名古屋市西区新道一丁目2番25号

愛知県土地家屋調査士会

会 長

名古屋市中区栄四丁目 3 番 2 6 号

公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会

会 長

8 3. 災害時における相互連携に関する協定（西日本電信電話株式会社）

知立市（以下「甲」という。）、及び西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の大規模な通信障害に対して、連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、知立市内で災害による大規模な通信障害が発生した場合、又は発生が予想される場合に、甲乙が連携し対応することにより、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、知立市内とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- （1） 甲及び乙は、大規模な通信障害が発生した場合若しくはその恐れがある場合には、必要に応じて甲乙が連携し、通信障害情報等の共有に努めるものとする。
- （2） 甲及び乙は、乙の設備が甲の管理する道路に支障を及ぼした場合、連携して通行の確保にあたるとともに、甲の管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- （3） 乙は、早期の通信障害復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。
- （4） 乙は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- （5） 甲及び乙は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、知立市民に対して通信障害の情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- （6） 甲は、優先的に通信障害の仮復旧のための機器を配置すべき重要施設について確認し、乙と情報共有しておくとともに、情報に変更が生じた場合は、随時共有するものとする。
- （7） 乙は、通信障害の仮復旧のための機器を配置する場合は、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案し配備するものとする。
- （8） 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第4条 前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害賠償）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく業務において故意又は過失により相手方の物品等を損傷した場合、甲及び乙は相手方の現実に発生した直接的な損害に限り賠償を行う。

2. 甲及び乙は、この協定に基づく業務において故意又は過失により第三者に危害・損傷等を与えた場合、その責が甲に帰す場合は甲が、乙に帰す場合は乙が当該損害の賠償を行う。

（秘密保持）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報等を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（安全管理）

第8条 この協定の実施にあたっては、甲乙相互に協力し、甲及び乙の従事者並びに第三者の安

全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第10条 この協定は、協定の成立した日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときには、期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月31日

甲 愛知県知立市広見三丁目1番地
知立市
知立市長

乙 愛知県知立市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社 東海支店
執行役員 東海支店長

8 4. 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

(目的)

第1条 この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項に基づく愛知県による航空機を用いた消防の支援（以下「航空消防の支援」という。）を求めることに關し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(支援要請)

第3条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

2 前項の支援要請は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。

3 前2項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。

(経費)

第4条 この協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第5条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

附 則

この協定書は、令和4年4月1日から適用する。

平成19年8月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和4年4月1日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

令和4年4月1日

愛知県知事

知立市長

85. 災害等における緊急時避難先施設の使用に関する覚書（明治電機工業株式会社豊田支店）

（趣 旨）

第1条 この覚書は、知立市内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知立市（以下「甲」という。）と、明治電機工業株式会社豊田支店（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の一部を地域住民の緊急避難場所として使用することについて、覚書を締結するものとする。

（対象となる災害）

第2条 この覚書の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条の規定により、甲が避難のために立ち退きを指示した場合、又は突発的な地震等であって、乙が緊急避難場所として必要と認める災害とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、次条に規定する施設を緊急避難場所として使用することを要請することができる。

（緊急避難場所）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたとき、あるいは乙の判断に基づいて、乙の管理に係る次に掲げる施設を緊急避難場所として甲に使用させるものとする。

- (1) 名 称 明治電機工業株式会社 豊田支店
- (2) 位 置 知立市西町宮腰45番
- (3) 施設等 乙の指定する場所

（使用期間）

第5条 緊急避難施設としての使用期間は、甲が第3条の規定による要請をしたときから、避難の必要がなくなった旨の通知をした時までとする。

（避難への対応）

第6条 乙は、緊急避難場所を使用する者が容易に出入りできるよう、出入口の解錠及び開門を行うものとする。

（派遣の要請）

第7条 乙は、緊急避難場所を使用する場合において、必要があると認めたときは、甲に対し、必要な人員の配備を要請することができる。

（復 旧）

第8条 甲は、緊急避難場所の使用を終えた時は、遅滞なく当該施設を原状に復旧し、又は乙の同意する状態に復旧するものとする。

（経費の負担）

第9条 乙が緊急避難場所を避難者に使用させたことにより要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 乙は、前条に関する復旧が完了した後、緊急避難場所の使用に要した実費を甲に請求するものとする。

(緊急避難場所の変更及び廃止)

第 10 条 乙は、緊急避難場所の名称若しくは位置を変更し、又は緊急避難場所としての機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により緊急避難場所の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該施設の使用が想定される地域の住民に、その旨を周知しなければならない。

(管理責任者)

第 11 条 甲は、緊急避難場所の使用期間中における管理責任を負うものとする。

(協 議)

第 12 条 この覚書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

この覚書の締結を証するため、この書面 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管するものとする。

令和 4 年 8 月 2 3 日

甲 愛知県知立市広見三丁目 1 番地
知立市
知立市長

乙 愛知県知立市西町宮腰 4 5 番
明治電機工業株式会社 豊田支店
取締役 第 1 営業本部長

86. 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する覚書(中北薬品株式会社)

この覚書は「知立市と中北薬品株式会社との連携と協力に関する包括連携協定書」に基づいて、知立市（以下「甲」という。）と中北薬品株式会社（以下「乙」という。）が、災害時において必要な応急生活物資等（以下「物資」という。）を調達することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、知立市内（以下「市内」という。）で、地震、風水害、大火災、感染症まん延、その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が物資の調達を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資調達の協力を要請することができる。

（物資の調達範囲）

第3条 甲が乙に調達を要請する物資は、別表に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。なお、品目については、甲、乙が協議の上、必要に応じて適宜見直すものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲が乙に対して行う物資の調達要請は、物資の調達要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、要請後速やかに文書を提出するものとする。

（調達の実施等）

第5条 乙は、前条の要請を受けた時は、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬・引き渡し）

第6条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

3 甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引き渡しを受けるものとする。

（代金等の決定）

第7条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、第4条の要請時直前における価格を参考に、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金等の請求及び支払）

第8条 乙は前条の規定による代金等の決定後、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

（資料の提出）

第9条 甲は、この覚書の円滑な実施を図るため、乙に対して連絡責任者並びに物資の在庫品目及び数量について資料の提出を求めることができる。

（法令の遵守）

第10条 乙は、この覚書に規定する行為を行うに当たっては、各種法令を遵守するものとする。

（有効期間）

第11条 この覚書の有効期間は、知立市と中北薬品株式会社との連携と協力に関する包括連携協定書第5条と同様とする。

（その他）

第12条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年 6月 1日

甲 知立市広見三丁目1番地

知立市

知立市長

乙 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目11番9号

中北薬品株式会社

代表取締役社長

87. 災害時における資機材のレンタルに関する協定書（株式会社ダイワテック）

知立市（以下「甲」という。）と株式会社ダイワテック（以下「乙」という。）は災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に甲が乙の協力を得て、資機材を速やかかつ円滑に調達できるようにすることを目的とする。

（要請時）

第2条 甲は、災害時において、資機材の供給を必要とするときは、乙に対して資機材の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙1により行うものとする。ただし緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに別紙1を提出するものとする。

（資機材の供給）

第3条 乙は前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を供給するものとする。

2 乙は、前項の規定により資機材の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙2により報告するものとする。

（供給資機材）

第4条 乙が甲に供給する資機材は、ソーラーシステムハウスの他、乙が定めるもののうち、甲から要請を受けた時点で供給可能なものとする。

2 乙は、毎年4月1日現在において、災害時に供給可能な資機材の見込み数量を別紙3にて報告するものとする。

（資機材の運搬及び引渡し）

第5条 甲は要請した資機材の引渡し場所を指定し、乙は、当該引渡場所までの資機材の運搬を行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲乙協議して輸送手段を決定し、運搬するものとする。

2 前項の規定による資機材の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。

3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した資機材のレンタル料及び運搬等に係る費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 乙は、前項の規定による決定後に、第1項の費用を甲に請求するものとする。

（連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡先を選定し、担当部署、連絡先等を記載した連絡先一覧表（別紙4）を作成する。連絡先が変更になった場合は速やかに連絡し、連絡先一覧表を見直すものとする。

（協定の効力）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の日から1か月前までに、双方いずれからも書面による終了の意思表示がないときは、更に1年延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 6年 2月20日

愛知県知立市広見三丁目1番地

甲 知立市
知立市長

愛知県名古屋市西区大野木3丁目43番地

乙 株式会社ダイワテック
代表取締役

8 8. 災害時におけるし尿の汲み取り等に関する協定書（知立衛生株式会社）

知立市（以下「甲」という。）と知立衛生株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の仮設トイレの手配及びし尿の汲み取り、マンホールトイレのし尿の汲み取り、被災者の生活に伴う生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬、災害廃棄物の収集運搬等（以下「本業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、知立市地域防災計画に基づき、災害発生後における本業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生後に避難所等において本業務を必要とする場合、乙に対してその実施を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から本業務の実施の要請があったときは、可能な限り積極的に協力するものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲が第2条の規定による要請を行う場合は、災害時協力要請書（様式第1）を、乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後に同要請書を提出することができるものとする。

2 前項の要請は、担当課を通じて行うものとする。ただし、災害対策本部から直接要請があったときも同様とする。

（業務の遂行）

第5条 乙は、第3条の規定により要請を受けた業務（以下「災害時要請業務」という。）が完了したときは、災害時要請業務完了報告書（様式第2）を提出するとともに、甲の確認を受けるものとする。

（支払）

第6条 甲は、乙より前条に規定する報告書を受領した場合は、その業務に要した費用を可能な限り速やかに乙に支払うものとする。

2 甲が乙に対して支払うべき費用については、甲、乙協議の上、災害時直前における適正な価格をもって決定するものとする。

（損害の負担）

第7条 災害時要請業務の実施に伴い、甲又は乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は、資機材等に損害が生じた場合、乙は、その発生後直ちに状況を書面により甲へ報告するとともに、その措置について甲と協議して定めるものとする。

（疑義）

第8条 この協定に定めのない事項又は、この協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して決める。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月以上前に、甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に1年間この協定期間を延伸するものとし、以後この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

なお、平成21年12月1日に甲と乙との間で締結した「災害時におけるし尿汲み取り等」

関する協定（災害時における仮設トイレの手配・同じ尿の汲み取り・生ごみの回収処理・災害廃棄物の運搬処理等に関する協定）」は、この協定の締結日をもって廃止する。

令和6年3月1日

甲 知立市広見三丁目1番地
知立市
市長

乙 知立市山屋敷町見社21番地
知立衛生株式会社
代表者

89. 災害時における施設の提供協力及び食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（株式会社こもれび）

知立市（以下「甲」という。）と株式会社こもれび（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害が知立市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、施設の提供協力及び食料品・生活必需品等の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する施設の提供協力及び食料品・生活必需品等の供給協力が、円滑かつ適切に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に施設の提供を必要とするときは、乙に対して、要請書（様式第1）により協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、要請書によらず要請することとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 甲は、災害時に食料品・生活必需品を必要とするときは、乙に対して、要請書（様式第2）により協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、要請書によらず要請することとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の範囲）

第3条 甲が災害時に協力を要請する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

（1）近隣住民の車両退避場所としての施設の提供

（2）乙が、甲の要請により供給すべき食料品・生活必需品等の範囲は、要請時点において、乙が調達又は製造が可能な範囲

（退避車両の受け入れ場所としての施設の提供）

第4条 乙は、甲の要請に基づき、提供施設の安全点検を実施し、提供施設において、退避車両の受け入れが可能と判断した時は、提供施設の全部又は一部を、退避車両の受け入れ場所として提供するものとする。

2 退避車両の受け入れ期間は、原則として、退避車両の受け入れ開始から3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議のうえ、期間を延長することができる。

（調達物資の範囲）

第5条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（供給される食料品・生活必需品等の運搬及び納品）

第6条 甲又は甲の指定する者が運搬を行い、甲の指定する場所において納品確認書（様式第3）を添えて納品を行う。甲より運搬及び納品の協力を求められた場合等は、甲、乙協議するものとする。

（提供施設の閉鎖）

第7条 乙は、次の各号に該当する場合、提供施設を閉鎖し、退避車両の退去を求めることができるものとする。

（1）甲が、提供施設の提供の必要がなくなったと判断し、乙に連絡をした場合

（2）乙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し乙が甲に連絡した場合

（3）第4条に基づき提供施設を使用する者による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有又は使用等があった場合

（4）その他、合理的な理由により、乙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承した場合

2 前項に基づく使用者の退去に当たっては、甲は責任をもって対処するものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が行った協力活動に要した費用は、甲が負担するものとし、支払うべき費用等については、甲、乙協議の上、災害時直前における適正な価格をもって決定する。
2 甲は、前項で決定した費用については、遅滞なくその支払いを行う。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1ヶ月以内に、甲、乙いずれから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月13日

甲 知立市広見三丁目1番地
知立市長

乙 知立市西中町中長50-1
株式会社こもれば
代表取締役

90. 災害時における物資供給に関する協定書(NPO法人コメリ災害対策センター)

知立市(以下「甲」という。)とNPO法人コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資の調達を必要とするときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は要請書(様式第1)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、要請書によらず要請することとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1)別表に掲げる物資

(2)その他甲が指定する物資

(物資の供給の協力)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 引き渡しの際は、物資供給報告書(様式第2)を添えて納品を行う。

(費用の負担)

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

甲 愛知県知立市広見三丁目 1 番地
知立市
知立市長

乙 新潟県新潟市南区清水 4 5 0 1 番地 1
NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長

9 1. 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書(佐川急便株式会社)

知立市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、知立市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1)「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2)「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3)「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4)「避難所等」とは、支援物資の配達先となる知立市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5)「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積み込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、知立市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- (5) 甲から指示のあった場所への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する

ものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年5月21日

甲 知立市広見三丁目1番地
知立市
知立市長

乙 静岡県浜松市中区高丘西4丁目7-2 2 浜松 SRC 5階
佐川急便株式会社
東海支店長

9 2. 災害時における一時的な避難場所等の提供に関する協定書（知立 弘法山 遍照院）

知立市（以下「甲」という。）と知立弘法山遍照院（以下「乙」という。）は、一時的な避難場所等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、知立市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て、乙の所有する施設を一時的な避難場所に提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に近隣住民（以下「一時的な避難者」という。）の一時的な避難場所の提供が必要と判断したときは、乙に対し協力を要請することができる。

（一時的な避難場所の提供）

第3条 乙は、甲から一時的な避難場所の提供に関する要請があった場合は、乙の所有または管理する敷地及び屋内施設（以下「施設等」という。）を一時的な避難者に開放し、受け入れるものとする。ただし、受け入れの可否や開放する施設等の範囲については、災害の状況に応じて、その都度甲乙協議の上、決定するものとし、乙が被災している等、正当な理由がある場合は、この限りではない。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、災害の状況に応じて、乙の判断のもと、施設等を一時的な避難者に開放し、受け入れることができる。

3 乙は、一時的な避難者を受け入れた場合は、可能な範囲でトイレ、水道水、空調、照明及び電源等を提供することとする。

（要請の方法）

第4条 甲が、第2条の要請を行うときは、一時的な避難場所開設要請書（様式第1号）より行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭（電話を含む）で要請を行い、その後速やかに一時的な避難場所開設要請書を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 一時的な避難者の受入れに伴う、施設等の使用料及び運営に要する費用は、乙が負担するものとする。

（連絡責任者等）

第6条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者等を定め、必要事項をあらかじめ連絡責任者等通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれかから協定の解除または変更の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を所有するものとする。

令和6年6月4日

甲 愛知県知立市広見三丁目1番地
知立市
知立市長

乙 愛知県知立市弘法町弘法山19番地
知立 弘法山 遍照院
住職

9 3. 指定緊急避難場所及び指定避難所等の使用に関する協定書（愛知県立知立高等学校）

知立市（以下、「甲」という。）と愛知県立知立高等学校（以下、「乙」という。）は、知立市内において地震その他の災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）における災害対策基本法第49条の4及び49条の7に基づき指定された指定緊急避難場所及び指定避難所（以下、「避難所」という。）の使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（利用できる施設）

第2条 避難所として甲が利用できる施設は以下のとおりとする。

- （1）体育館
- （2）武道場
- （3）グラウンド

2 災害時に前項以外の場所を利用する必要がある場合は、甲と乙で協議し、利用可能場所を決定する。

（避難所開設の通知）

第3条 甲が避難所の開設を決定した場合は、遅滞なく乙に通知する。ただし、休日夜間等の理由により連絡がつかない場合は、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知する。

（避難所の管理運営）

第4条 避難所の管理は甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は可能な範囲で甲に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（避難所の閉鎖、施設設備の原状回復）

第6条 甲は、早期に教育活動が再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期閉鎖に努めるものとする。また、甲は、使用した乙の施設・設備等を原状回復するものとする。

2 閉鎖時期は甲と乙で協議の上、決定する。

（鍵の貸与）

第7条 乙は、災害発生時に備え、甲に必要な鍵を貸与し、甲は貸与された鍵を適正に保管するものとする。

2 甲は、鍵を貸与された場合は、預り書（別紙）を乙に提出するものとする。また、変更があった場合には、その都度預り書（別紙）を乙に提出する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項に疑義が生じた場合については、甲と乙で協議のうえ、定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、本協定書の成立した日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がない限り、その効力を持続する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

令和7年3月1日

愛知県知立市広見三丁目1番地
知立市長

愛知県知立市弘法二丁目5番地8
愛知県立知立高等学校長

9 4. 指定緊急避難場所及び指定避難所等の使用に関する協定書（愛知県立知立東高等学校）

知立市（以下、「甲」という。）と愛知県立知立東高等学校（以下、「乙」という。）は、知立市内において地震その他の災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）における災害対策基本法第49条の4及び49条の7に基づき指定された指定緊急避難場所及び指定避難所（以下、「避難所」という。）の使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（利用できる施設）

第2条 避難所として甲が利用できる施設は以下のとおりとする。

- （1）体育館
- （2）武道場
- （3）グラウンド

2 災害時に前項以外の場所を利用する必要がある場合は、甲と乙で協議し、利用可能場所を決定する。

（避難所開設の通知）

第3条 甲が避難所の開設を決定した場合は、遅滞なく乙に通知する。ただし、休日夜間等の理由により連絡がつかない場合は、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知する。

（避難所の管理運営）

第4条 避難所の管理は甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は可能な範囲で甲に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（避難所の閉鎖、施設設備の原状回復）

第6条 甲は、早期に教育活動が再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期閉鎖に努めるものとする。また、甲は、使用した乙の施設・設備等を原状回復するものとする。

2 閉鎖時期は甲と乙で協議の上、決定する。

（鍵の貸与）

第7条 乙は、災害発生時に備え、甲に必要な鍵を貸与し、甲は貸与された鍵を適正に保管するものとする。

2 甲は、鍵を貸与された場合は、預り書（別紙）を乙に提出するものとする。また、変更があった場合には、その都度預り書（別紙）を乙に提出する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項に疑義が生じた場合については、甲と乙で協議のうえ、定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、本協定書の成立した日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がない限り、その効力を持続する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

令和7年3月1日

愛知県知立市広見三丁目1番地
知立市長

愛知県知立市長篠町大山18番6
愛知県立知立東高等学校長

95. 災害発生の恐れが生じた時のごみ及びし尿の収集運搬車両の一時避難に関する覚書（知立衛生株式会社）

知立市（以下「甲」という。）と知立衛生株式会社（以下「乙」という。）は、別に締結している「災害時におけるし尿の汲み取り等に関する協定」に基づきごみ及びし尿の収集運搬に要する車両を、甲が指定する場所へ一時避難させることに關し、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害発生後における知立市内のごみ及びし尿の収集運搬業務（以下「本業務」という。）に従事する乙が所有する車両（以下「本件車両」という。）が災害により使用できなくなることを防ぐため、あらかじめ避難させることで、本業務が適切に実施される体制を確保することを目的に、必要な事項を定めるものとする。

（災害）

第2条 この覚書における災害は、風水害及び水害とする。

（車両の一時避難）

第3条 乙は、災害の発生（見込を含む）により、本件車両が水没等の被災をする可能性が生じた場合に限り、甲が指定する一時避難場所（以下「指定一時避難所」という。）へ避難させることができることとする。

2 乙は、前項により本件車両を指定一時避難所へ避難させた後、当該災害による被災の可能性が無くなった場合は、速やかに本件車両を指定一時避難所から移動させなければならない。

3 乙による指定一時避難所の使用は、優先的に使用できるものであって、他の使用希望車両を排除できるものではない。

（指定一時避難所）

第4条 前条第1項に規定する指定一時避難所は、次の場所とする。

高場ふれあい広場（知立市山屋敷町高場5-17）

2 甲は、平時において指定一時避難所の出入りを施錠している場合は、開錠用の鍵を乙に貸与することとする。ただし、施錠に用いている鍵がダイヤル式の場合は、開錠の番号等を乙に通知することとする。

（費用）

第5条 指定一時避難所の使用に係る乙の費用負担は、無料とする。

（使用届）

第6条 乙は、指定一時避難所への避難を行う場合は、「指定一時避難所使用届（様式第1）」により、事前に甲にその旨を届け出なければならない。ただし、急を要する場合には、避難開始後に届け出ることができることとする。

（報告）

第7条 乙は、指定一時避難所における車両の避難が終了したときは、「指定一時避難所使用報告書（様式第2）」を、速やかに甲に提出し、その旨を報告しなければならない。

（破損の報告、費用負担）

第8条 乙は、指定一時避難所を使用した際に、指定一時避難所の施設の一部又は全部を破損させた場合は、その旨を前条の報告に合わせて甲へ報告するとともに、修理修繕の責を負うものとする。

（遵守事項）

第9条 乙は、指定一時避難所の使用に際し、次の事項を遵守しなければならない。

（1）指定一時避難所の施設に損傷を与える行為は避けるとともに、当該施設を損傷させた場合は、速やかに安全対策を行った上で、甲の担当課及び施設管理者に報告し、甲の責任において復旧すること。

（2）使用後は必ず原状復旧することとし、特に車両の轍や道路への土砂の流出については、注意して行うこと。

（3）車両の移動時には、事故防止に努めて現場の安全管理を行うとともに、他の指定一時避難所使用者の安全を確保すること。

（4）乙に起因する問題や事故等においては、乙が全責任を負うこととし、問題解決に努めること。

（5）近隣住民に迷惑を掛ける行為は行わないこと（深夜早朝は特に注意すること）

（6）第4条第2項により貸与された鍵又は開錠の番号等の管理を適切に行うこと

（有効期間）

第10条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から1年とする。ただし、この覚書の有効期間満了の1ヶ月以上前に、甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に1年間この覚書の期間を延伸するものとし、以後この例によるものとする。

2 指定一時避難所について、甲が他の目的での使用や売却を行うこととした場合は、前項にかかわらず、甲が乙に対してその旨を伝えた日より6ヶ月を経過した日をもって、この覚書は効力を失うこととする。

(担当課)

第11条 本覚書における甲の担当課は、環境課とする。

(疑義)

第12条 この覚書に定めのない事項又は、この覚書について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して決めることとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和7年5月30日

甲 知立市広見三丁目1番地
知立市
市長

乙 知立市山屋敷町見社21番地
知立衛生株式会社
代表者

9 6. 災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定（公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部）

愛知県（以下「甲」という。）及び市町等（乙1から乙57まで）（以下、乙1から乙57までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する上下水道施設（工業用水道施設を含む。以下「上下水道施設」という。）が自然災害等により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、上下水道施設に対する災害時被害の拡大防止と、被災した上下水道施設の早期復旧を図ることを目的として、甲及び乙に対する丙の技術支援協力に関する基本的事項を定める。

（技術支援協力の定義）

第2条 この協定における丙の技術支援協力とは、丙による支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）の紹介と、支援協力者の中から甲又は乙より選任された会員（以下「業務実施者」という。）が実施する災害査定資料の作成、災害時における応急復旧方法の検討等の業務と定義する。

（技術支援協力の要請）

第3条 甲又は乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第8条に規定する甲の事務局を経由して書面（様式第1）により行うこととし、甲の事務局は、甲又は乙の技術支援協力の要請をとりまとめたうえで、書面（様式第2）により、第8条に規定する丙の事務局に要請する。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、甲の事務局を経由せずに丙に請うることができる。

2 丙は、前項による要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援協力者を書面（様式第3）により甲又は乙に通知する。甲の事務局を経由せずに丙に要請があった場合は、要請した者に通知する。但し、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が技術支援協力を実施できない場合においては、この限りではない。

3 甲又は乙は、前項による通知を受けた後、支援協力者の中から業務実施者を選任し、甲の事務局を経由して書面（様式第4）により丙に通知することとし、甲の事務局は、甲又は乙が選任した業務実施者を取りまとめたうえで、書面（様式第5）により丙の事務局に通知する。甲の事務局を経由せずに丙から通知を受けた場合は、通知を受けた者が丙に通知する。

（委託契約の締結及び費用）

第4条 甲又は乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受ける甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議する。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求する。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

4 第1項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）

第5条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（労災及び損害補償など）

第6条 支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用する。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙又は業務実施者の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定める。

（広域の被災）

第7条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定する。

（事務局及び連絡体制）

第8条 技術支援協力の要請及び支援協力者並びに業務実施者に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙及び丙はそれぞれ連絡体制を定めておくものとする。甲及び丙の技術支援協力に係る事務局及び連絡体制は次のとおりとする。

（1）甲の事務局は、愛知県建設局上下水道課とする。

- (2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部事務局とする。
- (3) 連絡体制に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は乙及び丙に伝える。

(情報の保護)

第9条 甲、乙、丙及び業務実施者は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第10条 甲、乙及び丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行う。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和8年3月31日までとする。

2 期間満了の30日前までに甲、乙又は丙から、書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続するものとし、その後も同様とする。

3 前2項にかかわらず、甲、乙又は丙は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができる。

(補則)

第12条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

(旧協定書の廃止)

第13条 令和5年11月1日に甲、乙及び丙との間で締結した災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。また、乙は、甲に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。丙は同意書の写しを保有し、乙は本書の写しを保有する。

令和7年9月19日

甲	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県知事
乙1	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県公営企業管理者 企業庁長
乙2	愛知県豊橋市牛川町字下モ田29番地の1 豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 豊橋市上下水道局長
乙3	愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市水道事業及び下水道事業管理者
乙4	愛知県一宮市本町2丁目5番6号 一宮市水道事業等管理者
乙5	愛知県瀬戸市追分町64番地の1 瀬戸市水道事業 瀬戸市長 瀬戸市公共下水道管理者 瀬戸市長

- 乙 6 愛知県半田市東洋町二丁目 1 番地
半田市水道事業
半田市長
半田市下水道事業
半田市長
- 乙 7 愛知県春日井市鳥居松町 5 丁目 4 4 番地
春日井市水道事業及び公共下水道事業
春日井市長
- 乙 8 愛知県豊川市諏訪一丁目 1 番地
豊川市水道事業及び下水道事業
豊川市長
- 乙 9 愛知県津島市立込町 2 丁目 2 1 番地
津島市上下水道事業
津島市長
- 乙 1 0 愛知県碧南市松本町 2 8 番地
碧南市水道事業管理者
碧南市長
碧南市公共下水道管理者
碧南市長
- 乙 1 1 愛知県刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地
刈谷市水道事業
刈谷市長
刈谷市公共下水道管理者
刈谷市長
- 乙 1 2 愛知県豊田市西町 3 丁目 6 0 番地
豊田市事業管理者
- 乙 1 3 愛知県安城市桜町 1 8 番 2 3 号
安城市水道事業及び安城市下水道事業
安城市長
- 乙 1 4 愛知県西尾市寄住町下田 2 2 番地
西尾市長

- 乙 1 5 愛知県蒲郡市旭町 1 7 番 1 号
蒲郡市水道事業
蒲郡市長
蒲郡市下水道事業
蒲郡市長
- 乙 1 6 愛知県犬山市大字犬山字東畑 3 6 番地
犬山市水道事業
犬山市長
犬山市公共下水道管理者
犬山市長
- 乙 1 7 愛知県常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5
常滑市水道事業及び常滑市下水道事業
常滑市長
- 乙 1 8 愛知県江南市赤童子町大堀 9 0 番地
江南市水道事業
江南市長
江南市下水道事業
江南市長
- 乙 1 9 愛知県小牧市堀の内三丁目 1 番地
小牧市水道事業
小牧市長
小牧市下水道事業
小牧市長
- 乙 2 0 愛知県稲沢市石橋六丁目 8 2 番地
稲沢市水道事業
稲沢市長
愛知県稲沢市稲府町 1 番地
稲沢市下水道事業
稲沢市長
- 乙 2 1 愛知県新城市字東入船 1 1 5 番地
新城市水道事業
新城市長
新城市下水道事業
新城市長
- 乙 2 2 愛知県東海市中央町一丁目 1 番地
東海市水道事業及び東海市下水道事業
東海市長

- 乙 2 3 愛知県大府市中央町五丁目 7 0 番地
大府市水道事業
大府市長
大府市下水道事業
大府市長
- 乙 2 4 愛知県知多市緑町 1 番地
知多市水道事業
知多市長
知多市下水道事業
知多市長
- 乙 2 5 愛知県知立市広見三丁目 1 番地
知立市水道事業
知立市長
知立市公共下水道管理者
知立市長
- 乙 2 6 愛知県尾張旭市東大道町原田 2 6 0 0 番地 1
尾張旭市水道事業
尾張旭市長
尾張旭市公共下水道管理者
尾張旭市長
- 乙 2 7 愛知県高浜市青木町四丁目 1 番地 2
高浜市水道事業
高浜市長
高浜市公共下水道管理者
高浜市長
- 乙 2 8 愛知県岩倉市栄町一丁目 6 6 番地
岩倉市長
- 乙 2 9 愛知県豊明市新田町子持松 1 番地 1
豊明市公共下水道管理者
豊明市長
- 乙 3 0 愛知県日進市蟹甲町池下 2 6 8 番地
日進市公共下水道管理者
日進市
- 乙 3 1 愛知県田原市田原町南番場 3 0 番地 1
田原市上下水道事業
田原市長

- 乙 3 2 愛知県愛西市稲葉町米野 3 0 8 番地
愛西市水道事業
愛西市長
愛西市公共下水道管理者
愛西市長
- 乙 3 3 愛知県清須市須ヶ口 1 2 3 8 番地
清須市長
- 乙 3 4 愛知県北名古屋市西之保清水田 1 5 番地
北名古屋市公共下水道管理者
北名古屋市長
- 乙 3 5 愛知県弥富市前ヶ須町南本田 3 3 5 番地
弥富市公共下水道管理者
弥富市長
- 乙 3 6 愛知県みよし市三好町小坂 5 0 番地
みよし市公共下水道管理者
みよし市長
- 乙 3 7 愛知県あま市木田戌亥 3 4 番地
あま市水道事業
あま市長
愛知県あま市七宝町沖之島深坪 1 番地
あま市公共下水道管理者
あま市長
- 乙 3 8 愛知県長久手市岩作城の内 6 0 番地 1
長久手市公共下水道管理者
長久手市長
- 乙 3 9 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地
東郷町公共下水道管理者
東郷町長
- 乙 4 0 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 2 6 0 番地
豊山町公共下水道管理者
豊山町長
- 乙 4 1 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目 1 5 5 番地
大口町公共下水道管理者
大口町長

- 乙 4 2 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 3 3 0 番地
扶桑町公共下水道管理者
扶桑町長
- 乙 4 3 愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西 1 番地の 1
大治町公共下水道管理者
大治町長
- 乙 4 4 愛知県海部郡蟹江町学戸一丁目 2 2 5 番地
蟹江町水道事業
蟹江町長
愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地
蟹江町公共下水道管理者
蟹江町長
- 乙 4 5 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 5 0 番地
阿久比町水道事業
阿久比町長
阿久比町下水道事業
阿久比町長
- 乙 4 6 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 2 0 番地
東浦町水道事業
東浦町長
東浦町下水道事業
東浦町長
- 乙 4 7 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 1 8 番地
南知多町水道事業
南知多町長
- 乙 4 8 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 1 0 6 番地
美浜町水道事業
美浜町長
- 乙 4 9 愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地
武豊町水道事業
武豊町長
武豊町下水道事業
武豊町長

- 乙 5 0 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林 1 番地 1
幸田町水道事業
幸田町長
幸田町下水道事業
幸田町長
- 乙 5 1 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前 1 4 番地
設楽町長
- 乙 5 2 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑 2 5 番地
東栄町簡易水道管理者
東栄町長
東栄町公共下水道管理者
東栄町長
- 乙 5 3 愛知県北設楽郡豊根村下黒川字蕨平 2 番地
豊根村簡易水道事業
豊根村長
- 乙 5 4 愛知県愛西市西條町大池 1 8 0 番地
海部南部水道企業団
企業長
- 乙 5 5 愛知県北名古屋市薬師寺山浦 1 番地 1
北名古屋水道企業団
企業長
- 乙 5 6 愛知県丹羽郡大口町河北二丁目 2 3 番地
丹羽広域事務組合
管理者
- 乙 5 7 愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷 2 1 2 番地
愛知中部水道企業団
企業長
- 丙 愛知県名古屋市中区錦一丁目 8 番 6 号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部
支部長

9 7. 災害時等における電動車の提供に関する協定書（株式会社ホンダカーズ三河）

知立市（以下「甲」という。）と株式会社ホンダカーズ三河（以下「乙」という。）は、災害時における電動車（電気自動車、燃料電池車等の外部給電可能な車両、以下「電動車」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が災害応急活動に必要な装備資機材、設備等への電力供給のため、乙が保有する電動車の提供を求めることについて、手続の円滑化を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力事項）

第3条 甲は、災害時等において電動車が必要となった場合、乙に対して提供を要請することができ、乙は、保有する電動車を可能な範囲で提供するものとする。

2 乙は、電動車の効果的な運用を図るため、甲が電動車を使用する訓練等を実施する場合、可能な範囲で協力するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、乙に対して、前条第1項の規定による協力を要請するときは、乙に災害時等協力要請書（様式第1、以下、「要請書」という。）をもって行うことを原則とする。ただし、緊急を要する場合は、要請書によらず要請することとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合、可能な範囲で甲に電動車を提供するものとする。

3 甲は、提供を受けた電動車を要請書に記載された目的及び場所にて使用するものとし、乙から別途指示がある場合はこれを遵守するものとする。

（使用期間）

第5条 甲が電動車を使用できる期間は、原則、電動車の提供を受けた日から起算して7日間とする。ただし、甲が使用期間を延長する必要がある場合は、乙と協議の上、期間を延長することができるものとする。

（提供、返還方法）

第6条 甲が電動車の提供を受け、又は返還するときは、乙が指定する場所において、双方担当者立会いの上で行うものとする。

2 乙は、電動車の提供にあつては、十分に充電された状態で提供するように努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 乙から提供を受ける電動車の使用対価は無償とする。ただし、その使用にかかる燃料代、消耗品代等の経費については、甲が負担するものとする。

（保険の加入、適用）

第8条 電動車の自動車損害賠償責任保険及び任意保険（以下「保険」という。）は、乙の負担により加入するものとする。

2 甲は、提供を受けた電動車の使用期間中、電動車に係る交通事故が発生した場合、乙にその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

3 前項に規定する場合において、保険加入者負担費用が発生した時は、原則、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第9条 電動車による損害の補償については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 自動車保険が適用される場合の取扱は、前条第2項の規定によるものとする。

(2) 甲の責めに帰すべき事故等が発生し、加入している保険の適用が受けられない場合、第三者に与えた物的もしくは人的損害又は電動車に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。

なお、甲の責めに帰さない事故等の場合は、第三者に与えた物的もしくは人的損害又は電動車に生じた損害について、乙と協議の上、その賠償に当たるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対し、特段の意思表示がない場合、期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7年 10月 2日

甲 愛知県知立市広見三丁目1番地
知立市
知立市長

乙 愛知県岡崎市六名南2-4-13
株式会社ホンダカーズ三河
代表取締役社長

98. 災害時等における物資供給に関する協定書（プラス株式会社ジョインテックスカンパニー）

知立市（以下「甲」という。）とプラス株式会社ジョインテックスカンパニー（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他甚大な被害を及ぼす災害が知立市内に発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、必要な物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲及び乙が協力し、甲が乙の協力を得て行う物資の供給を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、別表に定めるもののうち、甲から乙に対する要請時点で乙が調達可能な物資とする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議の上、別途指定できるものとする。

（物資供給の協力要請）

第3条 甲は、災害時等において、乙に対し、物資の供給を要請することができるものとする。

2 前項に係る要請は、甲から乙に対し、物資供給要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに、物資供給要請書を提出するものとする。

（物資供給の協力）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先供給に努めるものとする。

（物資の引渡し等）

第5条 物資の引渡し日時及び場所は、甲が指定するものとし、その引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の代金及び経費は、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、変動を考慮して、甲乙協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払い）

第7条 前条の代金及び経費は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲が乙の指定する口座へ振込みにより支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者等届出（様式第2号）により、相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、令和8年3月3

1日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年12月18日

甲 愛知県知立市広見三丁目1番地
知立市長

乙 東京都千代田区永田町二丁目13番10号プラス株式会社
ジョインテックスカンパニーカンパニープレジデント

9 9. 災害時における物資の供給及び緊急一時避難場所等としての使用に関する協定書（コーナン商事株式会社）

知立市（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急物資（以下「物資」という。）の確保・供給及び緊急一時避難場所等としての施設の使用に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、知立市内に災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）、甲の要請に基づき乙が実施する物資の確保・供給及び緊急一時避難場所等としての施設の使用を、円滑かつ適切に実施するため必要な事項を定め、もって災害時の住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（支援の要請等）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、物資の供給及び緊急一時避難場所等としての施設の使用が必要であると認めるときは、乙に対して、原則として要請書（様式第1）又は（様式第3）により協力支援を要請するものとし、乙が承諾書を甲に提出することをもって使用を承諾することとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたとき、速やかに適切な措置をとるとともに物資等の優先的供給及び緊急一時避難場所等としての施設の提供に努めるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

（協力の範囲）

第3条 甲が災害時に協力を要請する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1） 甲の要請により乙が供給する応急物資は、別表1の品目を基準とする。ただし、別表1以外の物資に関しても、甲と乙が協議し、乙は可能な範囲で甲に対して災害時に必要な物資の供給に協力するものとする。
- （2） 緊急一時避難場所等として必要な施設の提供。
- （3） 乙は第2条の要請について、応じ難いときは可能な範囲内で協力するものとする。

（物資の納品及び運搬）

第4条 物資の納品場所は、別表2に記載のとおりとし、甲は書面（様式第2）又は乙の提出する納品書等により確認のうえ物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（緊急一時避難場所等としての使用）

第5条 乙は、甲の要請を受けたとき、速やかに所有施設の現状を確認するとともに、使用可能であれば提供に努めるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

2 乙が所有する施設を甲が緊急避難場所として使用する時間は、原則、所有施設の営業時間内とする。ただし、緊急を要する時は甲乙協議の上、乙は可能な範囲で緊急避難場所等としての使用に協力するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が、甲に供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「物資の代金等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 物資の代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 第5条の規定による緊急一時避難場所等としての使用に関しては、無償とする。ただし、その他必要と認める費用については、甲乙協議の上、決定する。

（経費の請求及び支払）

第7条 乙は、物資の納入が完了したときは、物資の代金等について、請求書をもって甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（事故等に係る責任）

第8条 甲は、第5条に規定する協力内容の実施に際し、事故が発生した場合は書面（様式第4）により可能な限り迅速に相手に通知し、施設及び設備等に対する破損等（暴風、豪雨、洪水等の自然災害によるものを除く）が発生した場合、利用者（避難者）の責に帰さないときは、甲が補償するものとする。

- 2 前項の施設及び設備等に対する破損等が、利用者（避難者）の責に帰す場合は甲が乙及び利用者（避難者）との調整を実施するものとする。

（情報交換及び提供）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じ相互に情報交換を行うものとし、平素から災害発生時に備えるものとする。

- 2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

（連絡窓口）

第10条 この協定の窓口は、別紙「連絡体制表」のとおりとする。

（協定の期間及び更新）

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容でもって継続するものとする。

（要請の優先順位）

第12条 この協定は甲と乙が締結するものであるが、甲からの要請が愛知県からの要請と重複した場合は、乙は愛知県からの要請を優先するものとする。

- 2 甲からの要請が、同様の協定を締結している地方公共団体の要請と重複した場合は、個別に協議するものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年2月27日

「甲」 知立市広見三丁目1番地
知立市
知立市長

「乙」 大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1
コーナン商事株式会社
代表取締役社長

100. 災害時等におけるムービングハウス（移動式木造住宅）の活用に関する協定書（一般社団法人日本ムービングハウス協会）

知立市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他甚大な被害を及ぼす災害が知立市内に発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における、ムービングハウス（移動式木造住宅）の活用について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の協力を得て行うムービングハウスの活用を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（使用用途）

第2条 甲は、ムービングハウスを次に掲げる用途について必要に応じて活用するものとし、乙は速やかな整備に協力するものとする。

- （1）応急復旧に係る各種支援団体の活動拠点
- （2）被災した公共施設等の仮設施設
- （3）ボランティア等の宿泊・休憩施設
- （4）災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく「避難所の供与」

（協力要請）

第3条 甲は、ムービングハウスの整備に当たっては、設置場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭または電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに前記文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請があった時は、甲が必要とする戸数を可能な限り確保できるよう、乙の会員であるムービングハウスを所有する業者の斡旋や提供戸数の調整に努めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、ムービングハウスの整備について、提供できる戸数等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

（連絡責任者の報告）

第6条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者等届出により、相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和8年3月2日

甲 愛知県知立市広見三丁目1番地

知立市長

乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2番15号
一般社団法人日本ムービングハウス協会

代表理事

知立市地域防災計画

—資料編—

令和 8 年 3 月修正

編集発行

知立市危機管理局安心安全課

〒472－8666

知立市広見三丁目 1 番地

電話（0566）83-1111